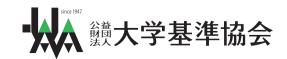
大学評価研究

第16号

創立70周年記念号

プログラム 論説	
大学基準協会の新たな役割―標準化と多様化の両立を目指して― 生和	秀敏
寄稿 論文	
大学基準協会の活動の航跡を振り返って	
―協会成立から認証評価制度の始動前までの時期を対象に	
政策的視点を踏まえた検証― 早田	幸政
認証評価機関としての大学基準協会の歩み	
―会員制大学団体として大学基準協会は認証評価をどのように	
推進してきたのか― 前田	早苗
大学基準協会のこれから果たすべき役割―会員制の意義から考える― 工藤	潤
会員大学による特色ある取組みの事例報告	
宮城教育大学「大震災後の教育復興における教員養成大学の役割」	
岐阜薬科大学「知的財産管理体制の構築」	
名寄市立大学「道北地域研究所を中心とした地域貢献」	
山口県立大学「日本人学生と留学生がともに英語で学ぶ地域遺産教育	
プログラム『やまぐちスタディーズ』の開発」	
和歌山県立医科大学「和歌山県立医科大学スポーツ・温泉・リハビリ	
テーション医学研究所における地域貢献と遠隔地での教育・研究」	
神奈川工科大学「「『エコ・マニュフェスト』に基づく環境・省エネル	
ギー活動」と「KAIT Stop the CO2 Project」」	
京都精華大学「学外施設『京都国際マンガミュージアム』による社会	
連携・社会貢献」	
東京女子医科大学「女性医師再教育センターにおける女性医師復職支	
援活動」	
福岡工業大学「次期幹部層の本格的な育成のための SD 活動の実践」	
論文	
グローバル志向は地元キャリア志向と矛盾するのか	
―地域移動類型を踏まえた地方出身者の分析― 小山	治
研究ノート	
大学マーケティング研究における戦略特性に関する一考察 遠藤	道政
大学基準等研究協議会・図書館特別部会と図書館専門職員	
一大学設置基準第 38 条第 3 項成立の歴史的背景― 村上	孝弘



目 次

論說			
大学基準協会の新たな役割―標準化と多様化の両立を目指して―	生和	秀敏	1
寄稿論文			
大学基準協会の活動の航跡を振り返って			
―協会成立から認証評価制度の始動前までの時期を対象に			
政策的視点を踏まえた検証―	早田	幸政	7
認証評価機関としての大学基準協会の歩み			
―会員制大学団体として大学基準協会は認証評価をどのように			
推進してきたのか―	前田	早苗	21
大学基準協会のこれから果たすべき役割			
―会員制の意義から考える―	工藤	潤	29
会員大学による特色ある取組みの事例報告			
宮城教育大学「大震災後の教育復興における教員養成大学の役割」			39
岐阜薬科大学「知的財産管理体制の構築」			43
名寄市立大学「道北地域研究所を中心とした地域貢献」			47
山口県立大学「日本人学生と留学生がともに英語で学ぶ地域遺産教育			
プログラム『やまぐちスタディーズ』の開発」			53
和歌山県立医科大学「和歌山県立医科大学スポーツ・温泉・リハビリ			
テーション医学研究所における地域貢献と遠隔地での教育・研究」			57
神奈川工科大学「「『エコ・マニュフェスト』に基づく環境・省エネル			
ギー活動」と「KAIT Stop the CO2 Project」」			65
京都精華大学「学外施設『京都国際マンガミュージアム』による社会			
連携・社会貢献」			71
東京女子医科大学「女性医師再教育センターにおける女性医師復職支			
援活動」			75
福岡工業大学「次期幹部層の本格的な育成のための SD 活動の実践」			81
論文			
グローバル志向は地元キャリア志向と矛盾するのか			
―地域移動類型を踏まえた地方出身者の分析―	小山	治	87
研究ノート			
大学マーケティング研究における戦略特性に関する一考察	遠藤	道政	101
大学基準等研究協議会・図書館特別部会と図書館専門職員			
―大学設置基準第38条第3項成立の歴史的背景―	村上	孝弘	115

大学基準協会の新たな役割 一標準化と多様化の両立を目指して一

生和秀敏

大学基準協会特任研究員

大衆化・国際化・個性化・生涯学習化など、大学は 今までにない新たな課題に直面している。大衆化はポ ピュリズムに支配され、国際化は経済のグローバル化 の影響を諸に受けている。個性化の強調は大学として の共通基盤を危うくし、生涯学習化は大学の仕組みや イメージの変更を必要としている。大学の多様化が今 後益々進めば、それぞれの大学は、公教育機関として の質の維持・向上に努めながら、自らの個性を発揮す ることで、学生の自己実現を支援し、時代や社会の期 待に応えることが、今以上に期待されることになる。 大学基準協会の大学基準は、我が国の大学の水準の維 持・向上のための「アカデミック・スタンダード」を 示したものであるが、果たして多様化が進む今の大学 の「アカデミック・スタンダード」になり得ているだ ろうか。第3期の認証評価を迎えるにあたり、改めて その内容や位置づけを考えなければならない。これま で大学基準協会は、各大学が求めている個性の伸長を 支援するという側面は必ずしも明確な形では示してこ なかった。「標準化と多様化」という一見矛盾した要 請に応えることは、理念的にも技術的にも容易なこと ではないが、これからの大学基準協会は、この課題に 向き合わなければならない。

質保証に繋がる標準化の意味

一般に標準化とは、製品・資材などの種類や規格・性能を標準に合わせることであるが、「教育を行う権限」と「学位を授与する権限」を国から負託されている大学における標準化とは、大学教育の質・学位の質を保証するために、大学の諸活動を「最適化」させる

ことである。そのためには、大学の質を保証するための基準の設定が重要であり、保証すべき大学の質について関係者間の合意が必要である。一般に言われている大学教育の質とは、(1)大学設置基準等で定められている法令要件が遵守されていること、(2)社会一般が大学に期待している教育内容と水準を保証できる教育が行われていること、(3)グローバル化時代に対応できる国際的通用性のある教育活動が展開されていること、そして、(4)大学が掲げる理念・目的を実現するための教育目標が達成されていること、この4つの観点が考えられる。

しかし、それぞれの意味する内容はかなり異なって いる。(1)は、大学の質そのものというよりは、質 を保証するための基礎的要件であり、(2)は、社会 が大学に何を期待しているかによって異なってくる。 専門的な知識や技術の習得を期待している場合もあれ ば、高い倫理感に支えられた自立した市民の育成を期 待している場合も、協調性や積極性といった社会的な 態度の形成を強く求めている場合もある。ステークホ ルダーの違いによっても異なっている。(3)は、近 年、国が強く求めているが、現段階では、全ての大学 に共通して期待できるわけではない。医学や工学など 教育プログラムの国際的標準化が進んでいる分野もあ れば、そうでない分野も多い。これに対して、(4) は、他の3つとは明らかに異なっており、大学が自ら の責任で質を保証する大学の自主性・自律性に依存し た質保証の考え方である。

勿論、教育目標の達成度を質保証の指標とする場合は、いくつかの前提条件があることは事実である。第

1は、各大学が掲げる目標の設定が大学の理念・目的と整合性があること、第2は、大学が掲げる理念・目的が公教育機関として妥当なものであること、この2点が特に重要である。それがなければ、教育目標の達成度を質保証の指標とすることに対する社会の信頼は得られない。大学基準協会の大学基準は、大学コミュニティ全体の質的向上のために、会員校の総意に基づき、各大学に共通して求められる公教育機関としての期待値を「アカデミック・スタンダード」として言語化したものである。各大学が大学基準を尊重し、自らの理念・目的の実現に相応しい教育目標を設定し、その目標の達成に努力することが、大学の質の向上に繋がるものと考えられる。

大学基準は、あくまでも、質の向上に向けた公教育機関として目指すべき方向性と重要な留意点を示したもので、それに準拠した各大学の努力を促すためのものである。その意味では、厳格な遵守を求める「基準」と言うよりは、「指針」と考えたほうがよい。決して大学の画一化・均一化・規格化と繋がる標準化を意図したものではない。大学コミュニティ全体の質の向上を図るためには、個々の大学の自主的・自律的な活動を尊重することと、ピア・レビューによる相互支援が何よりも重要であることは言うまでもない。大学基準はそのことを前提とした上で策定されたものである。大学の標準化は、「指針の共有化」という意味に他ならない。

求められる多様化への対応

新制大学になって以来、「学術の創造・継承・発展」をめざすヤスパース型の伝統的な使命に、「自立的な市民の育成」や「高度専門職業人の養成」といったオルテガ型の新たな使命が付け加わることによって、大学の理念・目的の多様化が進み、高等教育の大衆化の受け皿として期待される大学が急速に増えてきた。現在、我が国の4年制大学は約780校、短期大学を含めると1000校以上の数に上っている。学士課程の卒業時に授与される学位名称も800種類以上はある。大学という同じ呼称を冠していても、実質的には、設置形態でも規模の面でも機能の面でも多様であり、また同じ

大学内でも、部局によって育成すべき人材像や教育目標にかなりの違いが認められる。この多様性にどう対応すべきなのだろうか。

平成10年の大学審答申「21世紀の大学像と今後の改 革方策について | では、大学を「総合的教養教育」「専 門職業能力育成 | 「地域社会の生涯学習機会提供 | 「最 先端研究」という機能分類と、「学部中心」「大学院中 心」という種別分類を例示している。いずれも、機能 や役割を明確にすることが各大学の活動を焦点化させ 活性化を促すであろうという認識に基づくものであ る。これまで大学基準協会は、部局を対象とした専門 分野別評価を実施した経験はあるが、基本的には大学 を一つの機関と見なし、しかも、全ての大学に共通し て期待される大学基準をもとに、機関単位の評価活動 を行ってきた。しかし、個性の伸長を支援するために は、設置形態の違い、規模の違い、組織構成の違い、 設置地域の違い、機能の違い、分野の違いなど、各大 学の特徴に応じた多元的な評価の方法を考えなければ ならない。

大学改革支援・学位授与機構では、学校教育法に基 づく機関別認証評価とは別に、大学の個別な機能に着 目した「大学機関別選択評価」を導入している。対象 となっている選択評価事項は、「研究活動の状況」「地 域貢献活動の状況」「教育の国際化の状況」の3項目 で、それぞれについての評価基準と評価の観点を公表 している。社会的期待度の高い大学の活動を機関別評 価の対象として取り上げている先導的な試みとして注 目される。また、工学・医学・歯学・薬学・獣医学・ 看護学などの分野では、関連学協会が評価機関を設置 し、国際的通用性という観点から「教育プログラム評 価」を行っている。日本学術会議は、各学問分野ごと の分野別参照基準を策定して、その内容を公表してい るが、この参照基準をどのように利活用するかは、高 等教育機関である大学や大学評価機関の判断と裁量に 委ねられている。いずれにせよ、今後の大学評価は、 機関別評価から教育プログラムを評価対象とする分野 別評価・機能別評価へと評価の関心が移っていくこと が予想される。それにどう対応するのか、大学基準協 会の動向に注目している大学関係者は少なくない。

大学基準協会の新たな役割と課題

国際的な大学評価の流れを俯瞰すると、基準適合から目的適合へ、機関別評価から教育プログラム評価へ、インプット評価からプロセス・アウトカム評価へ、外的質保証から内部質保証へ、評価の簡素化とライトタッチへ、評価機関の連携の強化、評価能力の向上などが課題として挙げられる。このような状況の中で、大学基準協会として取り組むべき課題は多いが、(1)教育プログラム評価のための汎用性のあるジェネリック・モデルを提案すること、(2)内部質保証システムの構築と機能化を支援すること、この2点が特に重要と考える。

教育プログラム評価のジェネリック・モデルの提案

教育プログラムによる教育は、学部・学科制を採ら ないアメリカの高等教育を参考にしたものだが、学生 の主体的・自主的な学習態度を育成すると同時に、厳 格な履修方法の管理によって系統的な学習を促し、適 切な評価方法によってグローバル・スタンダードに耐 え得る教育内容を保証しようとするもので、多様化と 国際化に対応した教育システムと考えられる。具体的 には、①教育目標を明確にすること、②目標達成のた めの学習内容を具体化すること、③求める学習内容を 系列的に配置すること、④確実に学習することを促す こと、⑤そのことを可能にするための教育手段や仕組 みを整備することである。既に、工学や医学など高度 専門職業人の育成を目指す分野では、グローバル・ス タンダードに対応可能な教育プログラム評価が実施さ れているが、大学教育の質を実質的に保証するために は、他の分野においても同様な検討が求められる。

教育活動の実態と繋がる教育プログラム評価は、基本的には、各大学の自己点検・評価の中で行うべきものであるが、それは、各大学の恣意に委ねるという意味ではない。各大学は、日本学術会議が提示した分野別参照基準や関連学協会が示すモデル・カリキュラムなどを参照して、自らの教育プログラムが客観的な視点から見ても妥当なものとなるよう努めなければなら

ない。そのために大学基準協会は、いかなる分野にも 適用可能な教育プログラム評価の「ジェネリック・モ デル」を示し、各大学の各専門分野や各機能単位で適 切な教育プログラムの編成と評価が可能となるよう支 援することが必要となっている。教育プログラム評価 の主な視点としては、教育目標の明確化、教育内容の 適切性、適切な履修コースの設定、適切な教育組織の 編成、系統的な授業科目の配置、プログラムに適合し た教育方法の採用、成績評価の厳格化、教育成果の保 証、プログラムの点検・評価・改善などが考えられる。

(2) 内部質保証システムの構築と機能化への支援

大学は、既存の価値をどう実現するのかという点に 限定されるのではなく、新たな価値を生み出す自主 的・自律的な活動の主体として継続的に機能すること が期待されている機関である。第三者の意見を尊重す るとしても、大学評価の主体は大学自身であること を、大学は勿論のこと、評価機関も再確認する必要が ある。大学評価の国際的な動向を見ても、「他律から 自律へ」「External から Internal へ」「外的質保証か ら内部質保証へ」という方向性が伺える。内部質保証 システムの構築とは、大学の理念・目的を実現するた めに、大学が自らの活動を自己制御するシステムであ り、大学の質を自らの責任で維持・向上させるための 基本的な仕組みである。大学評価は、それ自体が目的 ではなく、より良い大学を創成するための手段であ り、改革・改善を行える主体は、あくまでも当事者で ある大学である。大学の情報が正確に公表され、大学 のポートレートが整備されれば、これからの外部評価 は、各大学の内部質保証システムが構築され、適切に 機能しているかどうかを中心に評価すればよいことに なる。

我が国の場合、国による事前審査と第三者機関による事後評価をセットとして、大学の質を保証する制度が法的に整備されているため、大学も評価機関も、大学が掲げる理念・目的の実現より、国が大学に求めている遵守事項の履行状況のほうを重視する傾向にあることは否めない。多くの大学で内部質保証システムの構築に戸惑いが見られるのは、大学評価とは、国の息

の掛かった第三者評価機関の業務であるという意識が 根強くあるからであろう。あるいは、自主的なギルド の共同体を基盤として発展してきた欧米諸国の大学 と、国の高等教育政策によって主導されている我が国 を含むアジア諸国の大学とでは、自主・自律という大 学の根幹に関わる意識に違いがあるのかもしれない。

認証評価制度の導入以前の大学基準協会は、評価する側も評価を受ける側も、評価活動や評価結果から得た情報を自己改革・自己改善を行うため手段として活用することを推奨してきた。この歴史的な実績を各大学が内在化させ、内部質保証システムを構築することは、大学に求められる教学がバナンスの骨格である。

内部質保証の重要性が言われ始めている今日、大学基準協会は、内部質保証システムの整備こそ、「多様な全ての大学に等しく求められる重要な基準」であることを、改めて大学に伝えなければならない。第3期からの大学基準の構成変更で、内部質保証を第2番目の基準に格上げしたのは、その意図を伝えるためである。標準化と多様化の両立を図る鍵は、各大学における「教育プログラムの充実」と「内部質保証システムの構築と機能化」にあると考えてよい。そのためにも、大学基準協会は、大学の誠実性に期待し、大学が自らの意思と責任で質保証への努力を継続できるよう最大限の支援をしなければならない。



大学基準協会の活動の航跡を振り返って 一協会成立から認証評価制度の始動前までの時期を対象に 政策的視点を踏まえた検証—

早 田 幸 政

中央大学理工学部教授

[キーワード]

大学基準、大学設置基準、質保証、自己点検・評価、 第三者評価

はじめに

人や組織は、経済的、政治的かつ文化的な影響の下で社会的に存在している。とりわけ公共的な任を担っている組織は、国の政策的な影響に常時さらされている。大学基準協会も例外ではなく、その時々の政策動向に敏感に反応することを余儀なくされてきた。

すなわち、多くの「人」の人生に浮き沈みがあるように、大学基準協会も、国策がめまぐるしく転変していく中で、その活動面における消長を顕現させてきたのである。

本稿は、上述の視点を基本的視座に据えて、大学基準協会成立時から認証評価制度の始動前夜までの大学基準協会の活動の航跡を瞥見しようとするものである。その叙述に当っては、便宜上、大学基準協会の活動開始時期である第1期「大学基準協会成立前後(1946年~1948年)」、その活動の黎明期に当る第2期「大学基準協会成立以降、大学設置基準の省令化直前の時期まで(1949年~1955年)」、活動の停滞局面を経てその復活を遂げるまでの第3期「大学設置基準省令化以降、相互評価システム構築に至る時期まで(1956年~1993年)」、協会活動が充実・発展の方向に向かおうとする第4期「相互評価システム構築以降、認証評価システム始動前夜まで(1994年~2003年)」の4つ

に期間を区切り、各期間毎の活動上の特色を抽出する という手法で記述を進めていきたい。

- I. 各期間における大学基準協会の活動の要諦
- 1. 大学基準協会成立前後(1946年~1948年)

(1)背景

敗戦による明治憲法体制の崩壊とポツダム宣言の受諾に伴い、占領下に置かれた我が国は CI & E (連合国最高司令官総司令部・民間情報教育局)の主導の下、新たな高等教育制度の構築に着手した。当初、CI & E は、「第一次米国教育使節団報告書」の趣旨を具体的に実現する方向で高等教育政策を展開していった。しかしながらこの時期、北東アジアの軍事的緊張が極大化の様相を呈していく中で占領政策が転換され、その影響は高等教育政策にまで波及していった。

(2) 大学基準協会の活動

上記「第一次米国教育使節団報告書」は、我が国高等教育の在るべき方向性について、民主主義の定着・発展に向け大学を国民に広く開放し高等教育の機会均等を図ることが不可欠であるとの認識を示した。その基本認識を前提に、旧来の高等教育制度を抜本的に変革していく重要な方途として、大学の設置認可等の実質的権限を「代表的教育者」からなる政府機関に委ねるとともに、認可後の大学の教育研究の質の判定とその維持・向上を推進させる任を大学関係者の「協会」に託すなど、そうしたシステムに大学関係者を主体的に関与させる制度確立の必要性を提唱した。

同報告書の趣旨に即し、新制大学の準拠規範の検討

のため、大学関係者で構成される「大学設立基準設定協議会」が文部省内に設けられたが、程なく CI & E の示唆を受けて同協議会は自主的運営方式に移行した。

そして、1947年5月12日、13日の両日に百り、全国 規模の「大学設立基準設定連合協議会」が開催され、 上記準拠規範 (案) の認識の共有化が図られるととも に、同規範の適用を目的とした自律的な大学団体とし ての「アクレディテーション・アソシエーション」の 結成に係る提案の承認を見た。これを受けて、1947年 7月7日、全国大学代表者の参集を得て「第二回大学 設置基準設定連合協議会」が開催され、新制大学の準 拠規範である大学設置基準案と上記「アソシエーショ ン | の基本規程である大学基準協会定款案が可決され た。翌7月8日、同連合協議会において、大学基準協 会の創立総会が開催され、前日の会議で可決された 「大学設置基準」を大学基準協会の「大学基準」とし て採択するという重要な決定がなされた。この決定 は、大学基準協会の会員となるための審査の際に適用 される基準が「大学基準」(=大学設置基準)である ことを同時に意味していた。

また、大学基準協会の創立に当り、大学の設置認可に係る審議・答申を担う権限を付与されその設置が構想されていた「大学設置委員会」(同委員会は、1950年8月、「大学設置審議会」に、この後さらに「大学設置・学校法人審議会」に改称され現在に至っている)の相当数の委員を同協会の推薦者を以て当てることが予定されていた。「大学設置委員会官制」に依拠して正式発足した同委員会の委員は、そうした当初計画に沿って構成されるところとなった。併せて、大学設置委員会は、大学設置認可基準として、上記「大学設置基準」を正式採用することを決定した。なお、「大学基準」を正式採用することを決定した。なお、「大学基準」については、「体育に関する講義及び実技」に関わる規定を追加すると共に、「専門科目」の属する各専攻部門の一覧を別表で示すことを内容とする重要な改定がなされた(1947年12月改定)。

以上のような活動と並行させて、この時期、大学基準協会は、大学教育の質の判定のための基準としての専門分野別大学基準の設定活動も精力的に進めた。

大学基準協会は、その発足当初から、大学の組織活 動の有為性を高める営みは大学の自律性を基礎に展開 されるべきである、との立場を堅持していた。1947年 11月、一部マスコミを通じ、官立10大学のみを文部省 の直轄とし、それ以外の官・公立の高等教育機関を自 治体の管轄下に移すことを内容とするプランの存在が 明らかになった。これに対し、大学基準協会は同年12 月、我が国大学の質の向上を支援するというという協 会固有の立場から、同プランの検討を批判的に行った 後、「大学教育行政の一部地方委譲に関する意見書」 を取りまとめた。そこでは、国の行政監督や政治的影 響を排除し、大学の自由と大学制度の民主化を図るた めの大学相互の連合による自治的監理機関として、省 庁横断的な「大学教育審議会」の設置構想が提示され た。またこの時期、政府部内で、新たな公務員制度の 法制化作業が進められる中、大学基準協会は、1948年 1月、大学教員の任免等を教授会、学長に帰属させる ことを基本骨子とした「教員身分法に関する意見書| を公にした。そして、上記2つの意見書を基に、「大 学教育審議会」要綱案と「大学教員身分法」要綱案を 作成したほか、それら要綱案の趣旨を一層具体化する とともに、大学の自律的活動が保障されるような自治 方式の確立を目指して「大学自治法審議資料」の作 成・検討も行われた。いずれも成案を得るまでには至 らなかったが、それらは、教授会自治を軸とする個別 大学の自治と大学連合自治の確立を標榜する大学基準 協会成立期の活動を象徴する事象であった。

2. 大学基準協会成立以降、大学設置基準の省令化直前の時期まで(1949年~1955年)

(1) 背景

冷戦構造が我が国の安全に不測の事態を招来させかねないという不安定な国際関係の中で、1952年4月、サンフランシスコ平和条約が発効し我が国は独立を回復した。また同時に日米間で締結された(旧)日米安全保障条約の下で我が国は西側陣営の重要な一翼を担うこととなった。

そうした中、1950年8月の「第二次米国教育使節団報告書」は我が国大学の教授会自治への修正を迫ると

ともに、個別大学の方針を決定する会議体の構成員の 大半を学外者で占めることとするよう提案した。そし て1951年には同報告書の趣旨に沿った国立大学管理法 案が国会に提出されたが、同案は廃案に追い込まれ た。

(2) 大学基準協会の活動

この時期、大学基準協会は、そうした政治的動向に翻弄されることはなく、大学を対象としたアクレディテーションのシステム化に向け着々と準備を進めていた。大学基準協会の創立趣旨の中軸となっていたのが、大学の教育研究の質の判定とその維持・向上を支援することにあり、同協会の定款も「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」旨を規定していた。その趣旨を具体的に実現すべく、1951(昭26)年~1952(昭27)年の2年に亘り、大学基準協会は、創立会員大学を対象に「第一回会員相互資格審査」を実施した。

会員資格審査の実施に先立ち、「会員資格審査委員会」(後の「判定委員会」)は、同審査に係る目的・意義の周知のための解説書や「調書(様式)」を作成する等の作業に追われた。そうした準備作業を経て実施に移された「第一回会員相互資格審査」が、「大学基準」の適用を通じて「正会員」に相応しい要件具備の状況を審査・判定する営為であったことから、この後当分の間、それは「適格判定」と呼ばれるところとなった(但し同審査が、既存の会員校の「正会員」の地位更新に係る審査であったのに対し、2回目以降の会員資格審査は新規正会員申請校に対する入会審査であった点において、両者の性格は異なっていた)。

ところでこの時期、大学を対象とするアクレディテーションに向けた条件整備の一環として、大学基準協会は、そのための準拠規範である「大学基準」を5次に亘って改正した。このうち、重要な改定として挙げられるのが、一般教養科目について「文科系」学生、「理科系」学生の扱いが区々に分かれていたのを一本化するとともに、外国語に関する独立の規定を設けた1950年6月改定、「一般教養科目」を「一般教育科目」へと文言変更するとともに、一般教育の内容とその卒業所要単位に関し、医学部・歯学部について他

の学部と異なる扱いをすることを許容する規定を新設 した1951年6月改定である。

さて、大学基準協会の創立総会で採択された「大学 基準」の「備考」中には、「大学院に関する基準は別 に定める」との一文が盛り込まれていた。これを受け て協会内部で、その在り方を鋭意検討した後、1949年 4月に「大学院基準」の決定を見た。同基準により、 「修士」という名の大学院中間学位が新設されたほ か、修士課程、博士課程のいずれもが、研究者養成を 目的とするものとして位置づけられた。この「大学院 基準」は、「大学基準」の場合同様、文部省・大学設 置委員会により「大学院設置基準」として採択され た。同基準は1955年6月に改定され、それまで大学院 の目的が研究者養成に特化されていたのを改め、修士 課程に研究者養成と高度職業人養成という二様の目的 を付与した。

以上見た活動以外にも、大学基準協会は、大学教育の豊かな発展に貢献することを目指して、専門分野別、課題領域別に独立した委員会を設け、専門的視点に立脚しつつ国内外の大学制度や大学における教育研究の在り方に関する調査研究を行いその成果を公にしてきた。大学基準が新制大学の教育課程の重要な柱として「一般教育(養)」を導入したことに伴い、教養的な教育の在り方の周知・浸透を図るために三次に亘り『大学に於ける一般教育』を公表した(最終版は、1951年7月)のが、そうした活動の典型例である。上記「大学基準」の諸改定は、一般教育に関わるこうした多様な調査研究の成果を、適格判定の準拠規範である「大学基準」に逐次反映させることを目的になされたのである。

3. 大学設置基準省令化以降、相互評価システム構築 に至る時期まで(1956年~1993年)

(1) 背景

冷戦構造を背景に日米同盟が一層強化されていくという国際情勢下にあって、我が国統治の仕組みを見ると、分権体制の見直しや政府の権限集中と併せ、規制を通して民間の活動に調整や統制を施すという行政手法が制度化されていった。しかしながら、そうした統

治システムに対しては、後に鈴木・臨調路線に沿った 各種提言を通して見直しがなされた。我が国経済に目 を向けると、1950年代以降、いわゆる高度経済成長期 を迎え、右肩上がりの成長を遂げ、その後紆余曲折が あったものの、1990年前後のバブル崩壊まで高い経済 成長を維持し続けた。

そうした急速な経済発展を背景に、豊かさを「学歴」によって獲得しようとする社会意識の変化に伴って、大学への進学熱が急激な高まりを見せていった。しかしそれは私立大学の肥大化とともに、マスプロ教育の弊害をも惹起されるなど、教育条件の劣化を広範に亘ってもたらした。これに対する学生層の不満は、日米安全保障条約改定期に高揚した政治運動が大学内に持ち込まれたことと相俟って高揚の一途を辿り、1970年代に入ると熾烈な学園紛争が我が国大学全体を席巻するところとなった。

その後、大学教育の劣化に対する懸念は、社会全体で共有されるところとなり、「計画」に基づく高等教育の量的整備が重要な政策課題として位置づけられたほか、私学経営の安定化や私学の教育研究条件の維持・向上を図ることを目的に、1975年7月、私立学校振興助成法の制定を見た。そのおよそ10年後、高等教育の弾力化、個性化、多様化を標榜する中曽根・臨教審路線の具現化が制度面で推進されていく中で、高等教育政策の関心は、高等教育の自由度を高めることと表裏一体の関係にあるものとして、次第に大学評価、大学の質保証の在り方へと移行していった。

(2) 大学基準協会の活動

大学基準協会の「大学基準」が同協会のアクレディテーション基準であるにとどまらず、大学設置認可の準拠規範であるとの建前が崩壊する事態が生じた。それが、1956年10月の大学設置基準の「省令化」である。同年には、地方教育行政法の制定によって教育委員会を中央政府の統制下に置くなど、政府権限を強める制度改正が幾つかの行政領域で行われた(いわゆる「逆コース」と呼ばれるもの)。そこで、大学設置基準の「省令化」も集権化に向けた国の一貫した方針に呼応するものであったと評価する向きもある。しかしながら、量的基準をもたない「大学基準」は、設置認可基

準という建前とは裏腹に、それは文部省内ではあくまでも大学基準協会への入会基準として認識される一方で、実際には同基準に代わる審査内規が初期の段階から設置認可の際に用いられており、その省令化は建前と実体を整合させようとしたものに過ぎない、とする見解の方がより説得力あるように思われる。省令「大学設置基準」には、当時の経済成長を牽引した産業界の要請に配慮した措置も法定化され、「基礎教育科目」を低学年時に開設することを認めるなど、概して専門教育重視の課程編成を可能ならしめる内容のものとなった。

大学基準協会の「大学基準」が、省令「大学設置基準」の制定に伴い、設置認可基準としての性格を失ったことは、大学基準協会の活動に大きな負の影響を与え、その後、同協会は、相当の期間、活動の沈滞期に入り暗中模索の道を歩むことを余儀なくされた。省令「大学設置基準」の制定以降、相当長期に亘り「大学基準」の改定がなされなかったことが、その証左である。

大学基準協会は、「第一回会員相互資格審査」を実 施して以降は、学部登録制を基礎とした本協会への入 会審査という方式による適格判定活動を行っていた。 同方式にあっては、大学基準に適合する学部を1学部 有するだけで大学基準協会の正会員校となることが可 能で、それ以外の学部については大学基準への適合審 査を随時受けることを通じて、当該学部が「学部登録 | される仕組みとなっていた。しかしながら、大学設置 認可基準としての建前が崩れた「大学基準」への適合 審査に我が国大学関係者はさほどの関心を示さなく なったと見えて、長期間に亘り、大学基準協会の正会 員校数、登録学部数は漸増するにとどまっていた。た だ、こうした状況下にあったにもかかわらず、その資 格審査を掌る判定委員会は常置委員会として継続設 置・運用されるなど、適格判定の仕組みそのものが整 理・廃止されることはなく、このことが同協会の大学 評価機関としての復権につながる遠因となった。

このように厳しい「冬の時代」に遭遇したとは言 え、大学基準協会は、手をこまねいてひたすら、その 時代が過ぎ去るのを待っていたわけではなかった。同 協会は綿密な計算の下に、将来発展に向けた活路の探 査を行っていたのである。

1959年12月、大学基準協会は、それまでの任意団体から「財団法人」へと組織の転換を図った。同協会は、既に自己所有を前提とした土地・建物の取得準備を進めていたが、財団法人化は、財産取得に伴う免税措置の可能性を探る中で浮上した構想であった。大学基準協会が、財団法人化を目指した所以は、我が国高等教育が量的拡大の方向へと向かっている状況にあることを踏まえ、そうした時代の到来を見据えて大学の質的向上を図るという基本的使命を達成するため、同協会の基盤を財政面で充実・安定させることが不可欠であるとの強い共通認識が当時の協会首脳の間で醸成され、それが組織原理を転換させる大きな原動力となった点に求められている。このことは、「財団法人大学基準協会設立趣意書」(1959年6月27日)記載の文章からも確認できる。

ところで大学基準協会は、文部省が「大学設置基準」 に拠って大学の質を判定することとなった現状を受入 れつつも、大学の質保証と改善・向上へ向けた支援の 方途を摸索する中で、「大学基準」の在るべき姿につ いての検討を「基準委員会」を軸に間断なく行ってい た。そして1970年11月に「大学基準と大学設置基準の あり方について」を取りまとめた。その中で「大学基 準」を「向上基準」として位置づけその具体化を図る 方向で同規定の見直しを行うとともに、それらは「静 的な面」と「動的な面」の二面的性格が併有されるよ う定められるべきことが強調された。そうした方針の 具体化を受け、1953年6月以来、実に18年の歳月を経 た後の1971年5月に「大学基準」の全面改定がなされ た。この改定によって、「大学基準」の向上基準とし ての位置づけが明確化されるとともに、省令「大学設 置基準」との有機的関連性が強調され、大学設置基準 を踏まえ「その上に立って大学の改善向上を志向」す る点に「大学基準」の本質が求められるとした。ま た、この改定により、同基準の徹底的な簡素化が図ら れ、各規定の具体的な内容説明は挙げて同基準「解説」 部分に委ねられた。そして同時期の1974年5月と1979 年5月の2次に亘って一部改定が行われた。

大学基準協会は、その後も、大学基準の在り方や大学設置基準の改正動向などを見据えつつ、1985年7月に学制研究委員会「学制に関する問題点」を、1986年11月に専門教育研究委員会「大学における専門教育の改善充実について」を公にした。前者の報告書は一般教育と専門教育の関係、学部と大学院の接続問題を、後者の報告書は学部教育課程における専門教育を取り巻く課題を扱っており、当時の政府審議機関であった後述の臨時教育審議会、大学改革協議会の審議にも大きな影響を与えた。

さて、「大学基準」の全面改定に係るものと同様の 動きは、「大学院基準」についても見られた。

既に見たように、大学基準協会は「大学院基準」を 設定するとともに、それは「大学院設置基準」として の位置づけを与えられていたが、1974年6月の省令 「大学院設置基準」の制定に伴い、「大学基準」の場合 同様、設置認可基準としての機能を喪失した。

こうした状況の中、長い「冬の時代」を脱し、活動期に向かう兆候の見られた大学基準協会は、省令「大学院設置基準」の出現に対処すべく1974年7月には「大学院問題研究委員会」を設置し、大学院の教育研究の在り方とこれを支える諸条件に関わる改善策を検討した。そして我が国大学院の運用実体に係る調査結果等を踏まえ、3次に亘り協会独自の立場から提言を行った。

大学基準協会は上記「大学院問題研究委員会」の審議と並行させて、同委員会の審議の成果を適宜取り入れながら、省令「大学院設置基準」の制定から間もない1975年5月、全面改定を見た「大学院基準」を決定した。1975年大学院基準は、1971年大学基準の場合同等、同基準を構成する条項の大綱化が図られるとともに、省令「大学院設置基準」の存在を前提に、それは専ら「向上基準」として性格づけられた。

さて、大学基準協会は、上記に見た「大学基準」の 改定活動を再開させた時期に併せ、理事会・常務役員 会を軸に、大学基準協会の基本的使命を実現するた め、会員校に対する「アフターケア」の在り方を含 め、大学の改善・向上に関わる新たな方途についての 検討を開始した。この時期は、私学振興助成法による 私学助成が開始された時期とも重なり、「学園 (大学) 紛争」終息後の大学の教育研究環境の十全な整備が喫 緊の課題であるとの認識が文教当局のみならず、大学 や社会の間においても共有されていた。

大学基準協会はそうした大学や社会等の要請を踏ま えつつ、大学の質の向上を担保していく上で大学自身 による「自己評価」が不可欠であるとの認識の下、 1979年9月にその在り方を審議・検討するため「大学 自己評価研究委員会」を設置した。そしてその検討結 果を踏まえて、協会の正会員校を対象に、自らが設定 した自己評価項目の妥当性を問うアンケート調査等を 行った後、1986年12月、「大学自己評価の実施方法に 関する検討結果について」を公にした。そこには、ま ず大学の個別的自己評価の定着化を図り、その後に 「大学基準協会による評価を開始する」とする重要な 一文も含まれていた。そして、大学基準協会として 「大学評価」に係る新たなチャレンジの実現に向け て、同協会の活動の在り方を抜本的に見直すべく、 1986年2月に「本協会のあり方検討委員会」を設置し その検討に着手した。

自己評価に係る上記報告書が公にされるおよそ2年前には、総理府内に「臨時教育審議会(臨教審)」が設置され、1986年4月には「第二次答申」が公表されて、大学設置基準の大綱化・簡素化、個別大学の自己評価の定着化と大学団体によるアクレディテーションの実施、大学基準協会の活性化、等の諸改革の方向性が示された。大学基準協会の自己評価システムに係る上記提案や「本協会のあり方検討委員会」設置の動きは、そうした臨教審「第二次答申」の趣旨に呼応したものでもあった。

このように大学基準協会が、協会活性化の方向性を 模索する中、1987年9月に発足した大学審議会は、 1991年2月に「大学教育の改善について(答申)」を 公表し、自己点検・評価制度の確立の必要性ととも に、その客観性を担保するシステムの構築に向け大学 基準協会が積極的役割を果たすことへの期待を表明し た。この時期、すでに同協会が1990年2月に公にした 「本協会のあり方第二次中間まとめ」において、協会 加盟時の会員資格審査のほかに、加盟後の会員大学を 対象とした「年次報告」、「定期的評価」をシステム化する構想を打ち出していた。加えてそこでは、そうした大学への「評価」と文部省の「視学委員」制度との調整方についての提案も行っていた。一方の文部省も、上記・大学審議会答申の提言に依拠して、1991年6月、大学設置基準の大綱化を内容とする法改正を行うとともに、その中に自己点検・評価に関する努力義務規定を新規に盛り込んだ。

大学基準協会は、大学審議会の諸提言や大学設置基準の改正動向を見据え、1992年5月、協会の会員大学向けに『大学の自己点検・評価の手引き』を編纂しこれを配布した。ところが、同書が専門誌にとどまらず全国紙で取り上げられ、さらにはテレビの全国ニュース報道でも大々的に取り上げられたことから、大学関係者のみならずそれは広く社会に流布され周知されるところとなった。

さらに、大学基準協会は、協会がそれまで連綿として実施してきた適格判定活動の豊富な経験を踏まえつつ、米国のアクレディテーション・システムの調査研究の成果も取り入れながら、1993年4月、本協会のあり方研究委員会「本協会のあり方に関する第三次中間まとめー『加盟判定審査』と『相互評価』のあり方を中心として一」を取りまとめこれを公表した。それは、大学基準協会が、大学の「自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上」を図るという基本路線を堅持しつつ、登録学部制を軸とした入会資格審査に限定してきた従来の適格判定制度を転換し、入会後の大学の質を定期的に評価することを内容とする質保証システムを構築・運用する決意表明としての意義をもつものであった。

4. 相互評価システム構築以降、認証評価システム始 動前夜まで(1994年~2003年)

(1) 背景

戦後、我が国政府は、日米同盟の強化と産・官の強 固な連携を軸に、高度経済成長路線を突き進む一方 で、同路線の遂行に伴う社会的ひずみを是正するため の施策も打ち出していた。一見、相矛盾するかのよう な上記政策は、経済の発展と国民生活の安定を、民間 の間での競争を通じた需給バランスに委ねるのではなく、経済活動を通じて顕現した正・負の結果について、官の手でその調整を図ることを志向したものであった。それは「小さな政府」から「大きな政府」へという国家像の転換とも符合したものであった。しかし、官の庇護下で経済活動が展開されてきたことに注目して、それまでの我が国経済システムを「護送船団方式」と揶揄する向きもあった。こうした政府の政策に対しては、我が国財政構造の赤字体質を常態化させるとともに、政府主導で経済の需給調整が図られることに伴う、経済や社会の活力の減退化につながることを危惧する指摘も数多くなされた。

そうした経済社会の閉塞状況を打破する一環として、中曽根政権以降、「国鉄分割民営化」や「三公社民営化」等の民営化路線が推進されたほか、銀行、保険、証券の各金融分野における金融緩和(「金融ビッグバン」)に代表される規制緩和に係る政策路線も強力に推し進められた(この時期、大学の設置認可手続等の簡素化も図られた)。2001年1月には、行政のスリム化と機動性の確保を旗印とした行政改革の一環として、中央省庁再編が実行されその再編過程で現在の文部科学省が誕生した。

そして小泉政権の誕生に伴い、「『官』から『民』へ」、「『競争』と『評価』」、「『選択』と『集中』」という政策スローガンの下、いわゆる小泉構造改革が強力に展開されることとなった。同改革は、「規制改革」の推進という方式において行われた。「規制改革」が従来の「規制緩和」と大きく異なる点は、「規制緩和」が規制のレベルを引き下げることを眼目としていたのに対して、「規制改革」は規制の緩和にとどまらず、市場競争原理が有効に働くような環境を政策的、制度的に創設しその継続を確保しようとする点に特徴があった。

(2) 大学基準協会の活動

既に見た1993年4月の「本協会のあり方に関する第三次中間まとめー『加盟判定審査』と『相互評価』のあり方を中心として一」に依拠して、大学基準協会は、新たな大学評価の実施準備を進めていた。その一環として、同協会は、1994年5月、「大学基準」の全

面改定を行った。この改定により、「大学基準」が「大学が適切な水準を維持しその向上をはかるための指針」として設定されたもので、「大学基準協会の行う大学評価の基準」であることが明定された。併せて、そこでは、「大学基準」の向上基準としての位置づけについて、大学評価を行う中で大学の「理念・目的」の成就を規範面から促進・支援することも明らかにした。さらに同基準は、学内に確固とした自己点検・評価の体制の確立を求め、これを大学の組織活動の改善プロセスの中で適切運用することをも求めていた。

こうした作業を経た後の1995年1月、新たな大学評 価の解説書である『大学評価マニュアル』を公表し た。大学基準協会は、この大学評価システムの周知を 図るべく、全国11会場で大学評価説明会を開催した。 その後、このシステムの下、大学院研究科・専攻も視 野に入れて評価することで内部合意が図られたことに 伴い、上記『大学基準』改定と同趣旨の下、1996年3 月、従来の「大学院基準」の全面改定がなされた。こ うした一連の準備作業終了後に、新たなシステムに基 づき、1996年度第1回大学評価が開始された。この新 システムの大学評価の特徴は、a)新規正会員登録の ための審査である「加盟判定審査」と、既存の会員校 を対象に「第三者評価」として実施する「相互評価」 をそれぞれ異なる体制・手続の下で実施することとし たこと、b)新たなシステムでは、「大学」を総体と して包括評価することとなったことに伴い、従来の登 録学部制を廃止したこと、等の諸点にあった。なお、 『大学評価マニュアル』刊行後に、『大学院基準』の改 定が行われたことに伴い、「大学基準」、「大学院基準」 のいずれもが掲記された『大学評価マニュアル(第一 次改訂版)』を、1997年3月に改めて公にした。

さて、「規制緩和」のうねりが頂点に達し、その潮目が「規制改革」に代わる兆候が見え始めた1998年4月、(旧)経済企画庁経済研究所・教育経済研究会「エコノミストによる教育改革への提言」が公にされた。そこでは、定員管理を通じた需給調整規制の緩和・廃止、国立大学と私立大学の間の競争条件の改善に加え、「多元的大学評価」システム構想が提示された。そこにいう「多元的大学評価」システムとは、消費者

主権を貫徹させるものとして捉えられ、大学基準協会を軸にマスコミ、受験産業などの「民」の組織が担うことが構想された。一方、同年10月の大学審議会「二十一世紀の大学像と今後の改革方針-競争的環境の中で個性が輝く大学-(答申)」も、「多元的大学評価」システムの創設を提言した。しかしながら、同答申がそのシステムの中心に据えたのは、国の設立に係る「大学共同利用機関と同様の位置づけ」の大学評価機関であった。換言すれば、同答申が「多元的評価」システムの中心に据えようとしたのは、「民」の組織である大学基準協会ではなく、「官」に属する組織として誕生しようとする大学評価機関だったのである。

上記答申が公にされた当初、同答申中に、「大学共同利用機関と同様の位置づけ」の国の機関が大学評価に関わる調査研究を行うことのみ明記されそれ以上の言及はなかったことから、大学基準協会内部において、国主導の機関が大学を直接評価するという仕組みの構築までは企図されていないのではないか、との楽観的な意見も一部に存した。しかしながら協会首脳部の多くが、a)国設の大学評価機関が設置されることと、b)その評価対象が国立大学にとどまらず、公立・私立大学をも射程に入れて評価を行うことに同答申の真の意図があること、を明確に認識していたことから、大学基準協会は、こうした高等教育政策にどう臨むべきか、について踏み込んだ議論を行うところとなった。

1956年10月の大学設置基準の省令化以降、相当期間に亘る「冬の時代」を経験してきた大学基準協会はそこから得た教訓を基に、当時の政策に機敏に対処すべく、協会内に構築した新たな体制の下で、これまでの大学評価システムの抜本的な見直しと新たなシステムの下での大学評価の充実策について掘り下げた検討を行った。その検討過程で、大学基準協会の大学評価の在り方に関わる「中間まとめ」を公表するとともに、協会の全会員校を対象に、同中間まとめに対する自由記述方式のアンケートを実施しその意見集約を行った。およそ8か月に亘って周到に行われた審議・検討の後、その成果として公にされたのが、2000年5月の『大学評価の新たな地平を切り開く(提言)』であった。

同『提言』は、15の章立てで構成され、その中身は、 「大学評価の背景・意義とその類型」、「評価基準・評 価指標のあり方」、「加盟判定審査と相互評価のシステ ム改革 |、「大学評価の組織体制の改革 |、「大学評価の 実施プロセスの改革」、「大学評価とその結果の公表 法 |、「大学評価結果の効果 | など広範に亘っていた。 同提言の特質は、a) 相互評価の受審周期を原則7年 とすること、b)成果目標や推奨モデルを重要な評価 の指標とすること、c)それまで特に必要な場合のみ 行っていた「実地調査 | を大学評価のプロセスにおけ る不可欠の要素として組み込むとともに、d)異議申 立制度を創設することとしたこと、e)大学評価プロ セス中に、外部有識者の参加を仰ぐ仕掛けを新設する こととしたこと、f)教育プログラムや資格のグロー バル化の進展を見据え、国際的通用力を意識した評価 システム改革の方向性を鮮明に打ち出したこと、など の点にあった(最後の大学評価のグローバル化の視点 は、大学基準協会が1996年3月に「高等教育質保証機 関国際ネットワーク (INQAAHE) | に加盟していた ことと無関係ではなかった)。

2001年5月、大学基準協会は上記提言を具体的に実 行するために、「新構想の大学評価に関するアクショ ン・プラン(その1) - 『大学評価の新たな地平を切 り開く(提言)』を受けて一」を公表した。そして、 同構想に依拠した大学評価が2003年度より始動するこ ととなった。新構想の大学評価の特質は、a)大学を 一つの単体として包括的に評価することを内容とする 「機関評価」を原則としつつ「相互評価」に限り、弾 力的に「教育プログラム評価」を加味した評価形態を とることができるものとしたこと、b)主要点検・評 価項目を、大学として具備すべき基本要件からなる 「(A)群 |、教育研究等における活動の適切性を検証 するために設定された「(B) 群 |、特色ある制度措置 を導入した大学に同制度の有効性を評価してもらうた めに設定した「(C) 群」の3つの範疇に分類すると ともに、「加盟判定審査」では「(A) 群」を、「相互 評価」にあっては「(A) 群」、「(B) 群」を必須の評 価項目として、二種の審査・評価における点検・評価 項目の差異化を図ろうとしたこと、c)大学基準協会 の大学評価を通じて「基準適合」の認定を受けた大学に対して、認定の効果が継続する期間を明示した大学 基準協会のロゴ付きの「認定マーク」の使用を認める ようにしたこと、などの諸点に見られた。

2003年度から始動した上記「新構想の大学評価」は、大学の個性や特色に配慮した点検・評価項目の活用を指向するとともに、評価結果の効果に期限を設けこれを社会に公表する仕組みを開発するなど、米国型のアクレディテーション・システムの利点を積極的に取り入れようとしたものであった。このように大学基準協会の大学評価システムが、周到な準備の後、大胆に改変されたが、そうした改変の原動力が、2000年3月改正の国立学校設置法に設置根拠をもち、2003年度より本格稼働することとなっていた「大学評価・学位授与機構」を大学評価分野における協会の「対抗軸」であると位置づけていた当時の協会の強い危機感に由来したものであったことは間違いない。

さてこの時期、小泉政権の下で推進された「構造改革」の影響が高等教育分野にまで及んだことに伴い、 我が国高等教育政策は新たな段階に突入した。

内閣府に置かれた総合規制改革会議は、2001年12 月、「規制改革の推進に関する第一次答申」を公表し た、同答申は、a)大学の自由度を高め競争的環境の 形成に向け大学設置等の規制を緩和する一方で、定期 的なアクレディテーションとその結果公表を通じて大 学の質を担保する制度を創出すること、b)アクレ ディテーションを実施する機関は、文部科学大臣の認 可を得て、その活動を開始・存続できるものとするこ と、等の提言を行った。そして総合規制改革会議や経 済財政諮問会議により、高等教育分野に「競争と評価」 の原理を導入することを求める提言が相次いでなされ る中で、2002年8月、中央教育審議会「大学の質の保 証に係る新たなシステムの構築について (答申)」が 公表された。同答申はそこで、a)大学の設置認可の 弾力化を進めることと表裏一体の関係において、設置 後の状況を第三者が継続的にチェックする体制を整備 すること、b)一定の要件を充たした第三者評価機関 を国が「認証」する仕組みを創設すること、c)大学 全体を評価する機関別評価について、全ての大学が 「認証評価機関」の評価を受けることを義務化すること、等の重要な提言を行った。この提言を具体的に実現するために、2002年11月に学校教育法の改正が行われ、認証評価の仕組みが法定化された。そして、2004年からの同制度の始動を控え、認証評価機関の最有力候補であった大学基準協会は、2003年度一杯、そのための準備に忙殺された。そうした準備作業の一環として、「大学基準」、「大学院基準」の再定義と見直しを行った上で、学位レベル別の評価基準としての位置づけをもつ「学士課程基準」、「修士・博士課程基準」を新たに決定した。

ところで、国レベルで上記法令改正に向けた動きが加速する中、大学基準協会は、2002年7月、「高等教育質保証機関国際ネットワーク(INQAAHE)」と共同で、大学教育の国際的質保証に関する「東京宣言」を採択した。同宣言において、a)大学基準協会がINQAAHEの枠組みを通して大学教育の質保証に貢献すること、b)我が国大学の国際的通用力を高めるため協会として大学評価システムの高度な改革に取り組むこと、を強調した、この宣言を通して、大学基準協会は、国内外の期待に応えるべく、改革を繰り返しながら国際的に通用する大学評価システムの開発とその効果的な運用に邁進することを高らかに宣言したのである。

II. 各期間における大学基準協会の活動の特色 と大学評価活動の変容

本稿は、冒頭に述べたように、大学基準協会の成立 前後の時期から、2004年8月に本協会が我が国初の認 証評価機関として認証される前夜までの時期を対象 に、大学評価を軸に展開してきた協会活動の航跡を明 らかにすることを企図するものであった。

このうち第1期「大学基準協会成立前後(1946年~1948年)」は、憲法原理の転換に伴い、当初 CI & E の主導の下、高等教育政策は民主的で開放的な施策として具体的に展開されていたが、北東アジア情勢が緊迫の度合いを増す中で、占領政策は大きく転換され、高等教育政策においても「大学の自治」へ負の影響を及ぼしかねない大学管理体制の創出を指向する計画が

政府によって示された。

「大学連合自治」の確立を標榜する大学基準協会は、その発足当初より国から一定の距離を置きつつも、大学の設置認可の準拠規範を文部省と共有し、同省の認可行政に能動的に参与することと併せて、認可後の大学の質保証を同協会が主体的に担うことで関係者間の大方の合意が図られていた。その一方で、「大学の自治」の核心をなす「教授会自治」の縮減と国立大学等への統制強化を模索する政府の動きに対しては、自律的な大学団体の立場からそれに慎重な姿勢を崩すことはなかった。

第2期「大学基準協会成立以降、大学設置基準の省令化直前の時期まで(1949年~1955年)」は、政府の下で「大学の自治」の見直しを追る施策が微温的に推し進められようとする中、大学基準協会は、設置認可の準拠基準とアクレディテーション基準の二つの性格を併有する「大学基準」に則って、初回の「適格判定」活動を行う準備を進めていた。その準備過程で、「大学基準」の改定を重ねるともに、新たに「大学院基準」も決定した。併せて、新制大学の教育課程の重要な柱である「一般教育(養)」の在るべき姿を考究し、そのための解説書も公にした。

大学基準協会は、1951年~1952年の2年に亘り初回の「適格判定」である「第一回会員相互資格審査」を実施したが、それは既存会員に対する「会員資格」の再審査であり、その準拠規範として活用された「大学基準」は、「アクレディテーション基準」としての役割を遺憾無く発揮するところとなった。

第3期「大学設置基準省令化以降、相互評価システム構築に至る時期まで(1956年~1993年)」は、活動の停滞局面を経てその復活を遂げるまでの大学基準協会にとって激動の時期であった。

冷戦構造の下での国際情勢の不安定化、右肩上がりの経済成長を誘引するとともにそれに伴うひずみの是正を図るための行政の広域化・肥大化といった統治システムを取り巻く環境・条件の変化の下で、行政権限が政府に集中したが高等教育分野もその例外ではなかった。しかしながら、公財政赤字の縮減化に向けて、次第に「小さな政府」を指向する政策へと政府の

方針が転換し、高等教育分野にも規制緩和の波が押し 寄せてきた。

1956年の「大学設置基準」の省令化は、大学基準協会の「大学基準」から設置認可基準としての性格を消失させる効果をもつものであった。このことは、「大学基準」こそが事前審査、事後評価の両方の準拠基準であり続けると信じて疑わなかった大学基準協会関係者にとっては大きな衝撃あったらしく、これ以降の相当期間、適格認定活動、基準改定活動の双方の活動が大きく停滞した。

しかしながら、規制緩和路線の中で大学設置認可に 係る基準や行政手続の弾力化・簡素化が高等教育政策 の中で指向される中で、大学基準協会は、「大学基準」 の向上基準としての位置づけを明確化するとともに、 各大学の自己点検・評価を支援し、上記「大学基準」 に即して各大学の点検・評価の客観性を担保する方向 性を模索するようになった。この時期を境に、大学基 準協会は高等教育界において奇跡とも言える復活を遂 げ、我が国の伝統ある「大学評価」機関として社会の 脚光を浴びるようになった。

第4期「相互評価システム構築以降、認証評価システム始動前夜まで(1994年~2003年)は、学校教育法に依拠した認証評価の始動を控え、大学基準協会の活動が更なる充実・発展の方向に向かおうとする時期であった。

小泉構造改革路線の政治スローガンの一つである「『競争』と『評価』」の具現化を求める政策的要請は、 高等教育分野にも拡大していった。そして、規制改革 推進の立場から、政府・各種審議会は、事前規制の軽 量化と引き替えに、事後チェック若しくは事後評価の ための組織体制の充実とその効率的運用を関係各方面 に求めるところとなった。

こうした政策動向は、大学基準協会の活動にも新たな転機をもたらした。そこで特筆すべき事象は、大学基準協会が入会のための会員資格審査にとどまらずに、それと並行させて既存の会員大学に対する定期的な評価を行う体制と手続をシステム化しその運用に乗り出したことである。加えて、事後チェック機能の重要性を喧伝した当時の政府政策に呼応するかのよう

に、大学基準協会の「大学基準」(及び「大学院基準」)を改めて向上基準として性格づけ、これを「事後評価」のための準拠規範として上記大学評価に臨んだ。2000年3月には、国の大学評価機関としての位置づけを有した「大学評価・学位授与機構」が誕生したが、大学基準協会は、同機構を大学基準協会の「よきライバル」と見做し、更に大学評価システムの改善・改革とその有効性の向上に向けた活動に邁進するところとなった。

この時期以降の大学基準協会の歩みに係る叙述は別稿に譲るが、最後に、グローバル市場を視野に収め「『官』から『民』へ」、「『競争』と『評価』」に裏打ちされた行財政改革が依然として進行途上にあることから、「民」の組織に属する大学基準協会が、高等教育の国際通用力を担保する質保証装置の一層の充実・発展を主導していく状況にいささかも変化はないであろうことを強調しておきたい。

おわりに

冒頭筆者は、多くの人々の人生に浮き沈みがあると述べたが、その一方で、社会を構成する相当数の人々は、あまり波乱のない平穏な生涯を送ることができているのではないかと思っている。そうした生き方こそが、人として「幸せな人生」であると考える人も少なくない。

目を転じて営利、非営利の組織について見ると、営利組織の場合、その組織は、消長・盛衰の波に抗われながら、その時々を生き抜く宿命を負っている。しかしながら、非営利の組織の場合、営利組織とは異なって、その行路は平坦で、期間の長短はともかく、その使命や担うべき役割がある限り存続するし、役割が終えれば消滅する運命にある。その場合、徐々に衰退の道を辿る場合もあれば、突如としてその活動を終結する場合もある。

非営利の組織に属する大学基準協会は、誕生の産声を上げた時期には、多くの役割や期待を担って活発な活動を展開していたが、それも長くは続かず、国内外の情勢変化や高等教育上の政策転換のあおりを受けて、その存在すら人々の意識の彼方に追いやられるよ

うな長い「冬の時代」を経験した。

通常の場合、そうした時期の果てにその組織は消失するものと考えがちであるが、大学基準協会の場合、それとは違っていた。同協会は逆境の中で、その存在価値を「再評価」する時代の到来を固く信じ、財務基盤の安定化に向けた施策を講ずるとともに、人が自身の存在意義や生き方を心の奥深くで反芻するかの如く、協会固有の存在意義を来る日も来る日も熟考し続けた。

こうした大学基準協会の「忍耐」を支えたのは、言うまでもなく、協会の崇高な使命の実現を通じて我が国高等教育の自律的な発展を祈念してきた多くの人々の「協会への想い」であった。大学基準協会がその後、不死鳥の如く復活を遂げ、更なる発展に向けて着実な歩を進めることができたのも、そうした先人たちの大学基準協会への熱い想いと血のにじむような努力にあったことを忘れるわけにはいかない。

[参考文献]

- ・高等教育のあり方研究会・生和秀敏編『[JUAA 選書 No.15] 大学評価の体系化』東信堂、2016.10
- ・大学基準協会『大学基準協会の歩みと展望 高等教育の質的転換を求めて 』大学基準協会、2015.5
- ・早田幸政・諸星裕・青野透『高等教育論入門-大学 教育のこれから-』ミネルヴァ書房、2010.11
- ·大学基準協会『大学基準協会五十五年史[通史編·資料編]』大学基準協会、2005.4
- ・大学基準協会企画・編集『大学評価の国際化-大学 基準協会主催 高等教育質保証に関わる国際会議・ 国際シンポジウムの記録-』エイデル研究所、 2003.10
- ・大南正瑛・清水一彦・早田幸政『大学評価文献選集』 エイデル研究所、2003.1
- ・永井憲一編『日本の学術行政と大学』東京教学社、 2002.3
- ・大学基準協会高等教育研究部門編『資料にみる大学 基準協会五十年の歩み』エイデル研究所、1997.7
- ・早田幸政『大学評価システムと自己点検・評価-法制度的視点から-』エイデル研究所、1997.4

- ・大学基準協会『大学評価マニュアル』大学基準協 会、1995.1
- ・大学基準協会『大学の自己点検・評価の手引き』大 会、1957.6
- 学準協会、1992.5
 - ·大学基準協会『大学基準協会十年史』大学基準協会、19576

The Trajectory of Japan University Accreditation Association (JUAA) (1946-2003)

— Since the Foundation of JUAA to the Commencement of the Certified Evaluation & Accreditation —

※ Yukimasa HAYATA

[Key Words]

Standards for the Establishment of Universities, Standards for the Accreditation of Universities (JUAA Evaluation Standard), Quality Assurance, Self-Evaluation, Third-Party Evaluation

[Abstract]

The purpose of this study is to consider the trajectory of JUAA since the foundation to the commencement of the certified evaluation & accreditation.

In the first stage (1946-1948), this paper addresses the foundation of JUAA and the establishment of "Standards for the Accreditation of Universities (JUAA Evaluation Standard)"

In the second stage (1949-1955), this paper describes historical sequence of "Primary Mutual Screening" that applies "JUAA Evaluation Standard" to the JUAA's formal member universities.

In the third stage (1956-1993), this paper argues the situation of the going into decline for the cause of enactment of Ordinance of the Ministry "Standards for the Establishment of universities" and the process of rising through the spread of university self-evaluation at JUAA.

In the fourth stage (1994-2003), this paper explains how JUAA acquired the status of the "Third-Party Evaluation" agency.

Based on the above considerations, this paper demonstrates the historical characteristics of higher education "Quality Assurance" system by JUAA.

* Professor, Faculty of Science and Engineering, Chuo University

認証評価機関としての大学基準協会の歩み 一会員制大学団体として大学基準協会は認証評価を どのように推進してきたのか――

前田早苗

千葉大学国際教養学部教授

はじめに

大学基準協会は、1951(昭和26)年に会員資格審査を開始して以来60有余年という長い大学評価の歴史を有している。その中でいくつかの画期を経て、現在は認証評価機関として日本の高等教育の質保証の重要な役割を担っている。2004(平成16)年の認証評価導入後13年を経過し、大学基準協会(以下、協会と略称)を学校教育法に位置づけられた認証評価を実施する評価機関としてのみ認識している大学関係者もいるかもしれない。認証評価機関となることは、評価の豊富な経験からすれば、協会にとってそれほど難しいことではなかった。しかし、民間の会員制の自立的な大学団体が法定の評価を引き受けることは、協会の存立にも関わる大きな性格変更を伴うものだった。

本稿では、4年制大学の機関別認証評価の申請に携 わった経験から、認証評価制度導入期を中心に、協会 の評価活動を通して明らかになった認証評価の課題を 改めて確認しておきたい。

1 1996年の大学評価システム改革と大学の反応

協会がこれまで数度にわたって行ってきた大学評価システム改革の中で、最大の改革であり社会からも注目を集めたのは、1996 (平成8)年のシステム改革だった。

その改革とは、1) それまで正会員に加盟するために行っていた大学全体を対象とした評価を「加盟判定審査」とし、すでに正会員になっている大学に対しても「相互評価」として10年ごと⁽¹⁾に繰り返し評価を受

けることを求めたこと、2) 登録学部制を廃止したこと、3) 大学自身による自己点検・評価の結果報告書を評価の中心資料としたことなどである。

この改革は、何よりも正会員大学にとって大きなものだった。すでに協会の評価をクリアして正会員大学になっているのに、繰り返し評価を受けなければならないからだ。学部登録制の下で未登録の学部を持っていた大学にとっては、学部ごとの評価を受けた登録学部と評価を受けていない未登録学部(中には評価を受ける意思のない学部、受ける条件が整っていない学部など様々)の区別がなくなるということへの戸惑いもあった⁽²⁾。いわゆる有名大学が評価を受ける制度としてマスコミからの関心も高く、第1回の大学評価結果に関する記者発表には多くのマスコミ関係者が出席した

この大改革に踏み切るのは、協会にとっても一種の賭けであったといってよい。第1回の会員資格審査から40年以上正会員であり続ける大学が、果たして協会の大学評価を再び受けるのか、受けない場合、正会員の資格をどう考えるのか、という大問題を抱えていたからだ。

それでも新たな大学評価の導入に踏み切ったのには 理由がある。大学設置基準で自己点検・評価の義務化 と外部評価の努力義務化が大学設置基準で規定された ことが大きいが、何よりも、大学が多様化していく中 で、定量的な基準による評価ではなく、大学自身の自 己点検・評価をもとにした評価のほうが、日本の大学 の水準向上に有益であるという判断がなされたから だ。また、1990年代以降、大学の質保証が世界共通の 課題として顕在化してきたことも改革の推進力となった。

大改革を行った1996(平成8)年から認証評価開始 前年の2003(平成15)年までの8年間に加盟判定審査 を受けて新たに正会員となった大学は113大学(国立 12、公立14、私立87)と、8年間で正会員数は194大 学から307大学へと1.6倍以上に増加した。

正会員で大学評価を受けたのは、108大学(国立 7、公立 7、私立110)だった。正会員数194大学(国立 29、公立 9、私立156)の割合からすると、正会員数全体の64%(国立24%、公立78%、私立71%)が、7年間で大学評価を受けたことになる。正会員にとっての相互評価の受審は、会員としての義務であるとすれば、64%という数値は多いとはいえないかもしれない。しかし、国立大学の受審率が低いのが際立っているものの、法律で義務付けられる前に自主的に約8割の公立大学と7割の私立大学が大学評価を受けたことになる。

加盟判定審査、相互評価あわせて7年間に200を超える大学が大学評価を受けたということは、高等教育をめぐる状況が厳しくなることが予測される中で、大学が自己点検・評価の結果について外部のしかるべき機関の評価を受けることで自身の質保証の礎としようとしていたといってよいだろう。

2 認証評価機関への申請と留意事項への対応

認証評価制度は、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(以下、細目省令と略称)⁽³⁾の4つの法令で規定されている。このうち学校教育法で認証評価制度の骨格が明らかになったのは2002(平成14)年11月の改正時であるが、認証評価機関となるための要件・プロセスを具体的に示した学校教育法施行規則やさらに詳細な項目を定めた細目省令の制定は2004(平成16)年3月と、認証評価制度開始の直前だった。

協会では、2004 (平成16) 年度の評価から直ちに認 証評価申請大学の受け皿となるべく、これらの法令の 慎重な検討を行い、法令要件を満たすための最低限の システム変更を行った。すなわち、1)外部有識者を 評価に参画させること、2)それまで相互評価におい て実施していた実地視察を加盟判定審査にも拡大して 全申請大学に対して行うこと、3)認証評価結果に対 して当該大学からの意見申立の機会を設けること、 4)これまで当該大学に対してのみ通知していた評価

結果を社会に公表することの4点である。

そのほかの要件はすべて満たしているとの判断から、会員制という協会の性格を体現した加盟判定審査と相互評価という2種の評価システムで構成される大学評価システムをそのままに認証評価申請に臨んだ。その結果、同年6月には文部科学大臣から大学評価を行う機関として認証されるところとなった。

しかし、認証には、会員制の協会という性格に大き く影響を及ぼすような留意事項が3点付された⁽⁴⁾ (下 線は筆者による)。

- 1) 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」との一体的な運用については、必要に応じ見直すことが求められる。特に、会員である大学に対する認証評価と非会員である大学に対する認証評価が、同一の基準により公正に行われることに留意する必要がある。また、各大学の評価機関選択の幅を拡大する観点から、会員になることを希望しない大学に対しても評価を行うことについて、今後の会員の加盟状況等も踏まえつつ、検討する必要がある。⁽⁵⁾
- 2) 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」 との関係を明らかにするため、評価結果を公表 する際に、認証評価の結果であることを明記す るなど、工夫が必要である。
 - また、「相互評価」という名称については、第 三者評価であることについて誤解を与える可能 性があることから、今後検討する必要がある。
- 3) 客観性・透明性の高い第三者評価を行うため、 評価基準の適用等について、会員校へ特段の配 慮を行うこと等のないよう、適正に運営する必 要がある。

以上、すべて会員制に関わることがらである。留意点は、協会に対し「検討」を求めているものであり、

認証の要件ではなく、対応義務はないとの解釈も成り立つため、協会から文部科学省担当官に問い合わせを したところ、事実上認証要件に等しい扱いであること がわかった。

留意事項で最大の問題は1)の下線の部分である。 会員になることを希望しない大学にも大学評価を実施 することは、会員制と評価の連動をやめるというもの である。それは会員制に立脚した協会の性格を揺るが しかねない制度変更の要請だった。

この留意事項に対応するため、多くの課題に挑むことになった。会員制と評価を切り離し、正会員にならずに認証評価のみを受けることを可能にすることは、協会の評価を受けて一定の質が担保されているという正会員の存在意義が問われることになるからである。協会は、正会員大学を、協会の事業に積極的に関与する会員と定義し、大学評価の評価者や基準員会等、委員会の構成員は正会員大学から選出することを強調した⁽⁶⁾。

経理面では、大学評価に係る直接経費と、評価を支える委員会活動や調査研究活動、これに携わる事務局職員の業務にかかる費用を単純に分けるのは困難を極めた。会員制の下では、両者は一体的なものだからだ。検討の結果、正会員になる大学より、正会員にならない大学の評価費を一定額増額すること、正会員としての会費と認証評価のための評価費を形式上で分けることで解決を図った。

一方、協会の正会員でありながら、他の認証評価機関の評価を受けて協会の大学評価を受けない大学を正会員のままとするのかについては、留意事項にはまったく抵触しないものの、協会にとっては大変に由々しき課題だった。国立大学が他の認証評価機関を受けることが予想された。設置者の別なく国公私の大学が会員であることには大きな意味がある。歴史的に理事会や各種の委員会で国公私の代表者たちが交流してきたことは、評価に限らず協会の活動の推進力になってきたからだ。この難題については、新たに定款を定めるとともに正会員に関わる規定を改め、正会員の資格要件として、これまで加盟判定審査に合格することとしていたのを、他の認証評価機関による機関別認証評価

を受けた場合には、これを協会の大学評価に代えることができるものとした。

評価方法については、改善報告書の提出というプロ セスを存続させるべきか否かが問題となった。改善報 告書とは、評価を受けた大学に対し、評価の結果、問 題がみられる事項について3年後に改善報告書の提出 を義務づけるというものである。これまでは会員の継 続的な改善向上に資するものとして実施してきた。こ れも会員制団体としての特色といってよい。この改善 報告書の提出を、認証評価の義務履行のために協会の 大学評価を受ける大学に求めることができるのか、会 員ではない大学の改善報告書を協会で確認しその報告 書に対しさらに評価を行う必要があるのかが検討され た。評価経費は誰が負担するのかも問題だった。結論 としては、大学からの報告書提出がなされない可能性 もあるが、改善報告書は大学のために求めるものであ るから、たとえ会員にならない大学に対しても同様の 措置を取ることが協会の望ましい姿であるという結論 に至り、改善報告書は認証評価にもそのまま引き継が れた。

このようにして、会員制の団体として多くのジレンマを抱えつつも、なんとか解決策を見出した。また、加盟判定審査と相互評価を「大学評価」に一本化し、2007(平成19)年に、上記の留意事項はすべて満たすところとなった。

会員制との関係では、これまでの評価と性格が異なるところとなった認証評価ではあるが、認証評価開始年の2004年と第1期終了直後の2011年、直近の2016年の会員数の比較は下記のとおりである。

年	正会員計	国立	公立	私立			
2004年8月	307	41	23	243			
2011年8月	336	21	38	277			
2016年8月	340	19	46	275			

表 1 設置者別下会員校数比較

注1) 大学基準協会『会報』より。会報記載の正会員数は、前年 度の評価による異動を反映している。

注2)公立には公立大学法人を含む。また、私立には株式会社立 を含む

第1期7年間を見ると、正会員大学の数は、国立大 学で半減したが、公立、私立は増加している。第1期 の7年間で協会の大学評価を受けても正会員にならなかった大学は、評価受審324大学中わずか1大学だった(7)。

第2期は、ほとんどの大学が第1期と同じ認証評価 機関で認証評価を受けているため、会員数の変動が小 幅である。

また、改善報告書については、その継続について慎 重に検討したが、蓋を開けてみれば会員にならない大 学も含め、評価を受けたすべての大学から提出され、 その意義が改めて確認された。

これらの状況から、留意事項への対処によって懸念された会員制と評価を切り離すことの課題は、協会の評価にそれほど大きい影響を及ぼしているようには見えない。それよりも、国立大学の正会員離れのほうが深刻である。他の認証評価機関を受けるので、協会の正会員である必要は無いということだ。運営費交付金の継続的な削減が会費支出を困難にしているのが主な要因と考えられるが、国公私を横断する会員制団体として、単なる法定評価を請け負うというだけではなく、大学評価の意義をさらに高めるような方策を立てることも、難問ではあるが、挑戦し続けなければならないだろう。

3 認証評価制度導入当時の制度的課題

認証評価申請に携わった立場から、制度導入当時の 認証評価についていくつかの点を課題として指摘して おきたい。

第1に、認証評価機関になる際に、協会は加盟判定 審査と相互評価の二種からなる大学評価のまま申請を 行っても認証されるものとして楽観視していたわけで はなかった。寄附行為の変更等の必要性について、申 請の準備段階で事務局から文部科学省の担当官に非公 式に打診をした。しかし、寄附行為の変更の必要なし との回答を得たので、最低限の変更にとどめて申請を 行ったという経緯があるからだ。結果として、大学分 科会では、認証されたものの前述のような留意事項が 付されることとなった。

認証評価制度が決定するまでの経緯は、当時の政府 の強力な規制緩和方針を受け、どのような評価機関 (民間の大学団体か、全国共同利用機関のような国の機関かなど)がどのような評価(アクレディテーション型か否か)を行うのか、設置認可との関係はいかにあるべきか(設置認可の補完か、設置認可の役割の抑制かなど)については、紆余曲折があった上で現行の制度に落ち着いた⁽⁸⁾。

第2に、評価結果に合格不合格を付す方法について である。申請段階で、文部科学省からは、協会が合否 の判断を、評価結果を総合的に判断して決定するとし ている点について、合格と不合格の線引きがあいまい ではないかとの指摘を受けた。当時他の評価機関も申 請準備をしていたが、他の評価機関は、複数ある評価 基準のそれぞれに当該基準への適合・不適合を決し、 ひとつの基準でも適合しないと全体として不合格とな るシステムであり、合否の基準が明確であるとされ た。確かに総合的な判断というのは、評価機関側の裁 量幅が大きいように受け止められるかも知れない。し かし、基準ごとに適合・不適合の判断をする際にも、 その基準においては明確な線引きができるとは限ら ず、基準ごとの総合的な判断はやはり必要になる。そ れぞれの基準がカバーする領域には、その重要性にお いて軽重があり、ただひとつの基準について適合と認 められないことが、大学全体の合否を決するというあ り方が適切とは必ずしもいえない。これらについて協 会から説明したが、文部科学省の担当官からは理解を 得られなかった。ただ、この点については、特に協会 の方針を変えずに認証が得られたのは幸いだった。

ここにも会員制組織としての方針と、設置認可後の 補完装置として認証評価を位置づけていたであろう文 部科学省の見解とで差が見られる。

文部科学省は、評価結果を一定の基準に照らしてそれを上回っているか否かを明確にし、これを公表することで、新しく導入した質保証制度の適切性を担保しようと考えたのだろう。7年に一度の評価受審時点の状況を重視したといえる。設置認可行政を司る文部科学省の立場としては当然かもしれないし、そのことの重要性を否定するものでは全くない。

協会が評価の合否を総合的に判断するとしているのは、大学の問題点の大きさによっては、正会員に加盟

したあと、会員としての義務と責任において改善に取り組むことができると認めた場合に合格とすることがあるという立場を取っている。会員制大学団体の相互支援の考え方が根底にある。

第3に、評価結果のあり方についてである。協会は、上述の通り、最小限の修正で申請に臨んだので、評価結果の形式も従来通りと考えていた。しかし、認証を得た後の文部科学省との協議の中で、文部科学省が設置基準への適合性についてだけではなく、評価機関の設定した評価基準についても、すべて適合しているか否かを評価結果に明記することを求めた。

しかし、協会の大学評価の基準は、「大学基準」であり、「大学基準」は抽象度の高い内容となっていて、 具体的な評価は、別に設定した「点検・評価項目」によって実施している。たとえば、大学基準に「適切な〇〇」と書かれている場合、適切である理由をすべて明らかにして基準に適合していることを示すべきとする文部科学省の要請に応えるのは不可能に近かった。 認証評価初年度は、すでに評価作業を終えようとしていたが、評価終盤で評価結果の形式を見直し、可能な限り記述の充実を図った。

文部科学省による指摘は、協会にとっても重要な気づきでもあった。なぜなら、認証評価以前の大学評価では、評価結果は当該大学のために作成するものであり、推奨される長所や改善すべき問題点を的確に大学に伝えることが重要だったが、社会への公表は、問題のない点もある程度のストーリー性をもって伝える必要があるからだ。認証評価実施後は、評価結果の分量は格段に増えるところとなった。

第4に、認証評価を受ける時期に関してである。協会では、新設の大学が大学評価を受けるのは、完成年度以降としている。最低でもプログラムが一巡し、卒業生を出さないとプログラムの適切性が評価できないからだ。これは、学位の質保証という点から、卒業生を出す前に認定行為はしないというアメリカのアクレディテーションの考え方に基づいている。しかし、認証評価制度ではこのような規定がないため、専門職大学院の中には設置認可後最初の修了生を出す前に認証評価を受けたケースがある。設置認可後わずか1~2

年で認証評価を受けるのであれば、設置認可の確認に しかならない。

これらの点から、まず、認証評価導入に際し、文部 科学省にも認証評価制度に対する共通理解が必ずしも なかったのではないかと考えられる。認証評価機関が どのような性格を持っているのか、どのような評価で あれば許容されるのかなど、担当官によって法令の解 釈が異なっていたからだ。

そして自己点検・評価に基づく評価を、設置認可における審査同様に細部のチェックの積み上げと考えていたことが評価結果の形式へのこだわりから見て取れる。さらには、新しい制度を無事に船出させるために、結果公表には相当の注意を払おうとしていたことがわかる。

認証評価制度をどのような目的として機能させ、設置認可との関係でどのように位置づけるのかについての曖昧さが随所に表れていたといってよいだろう。

4 設置認可と認証評価の関係

認証評価制度の目的が学校教育法に明示されていな いことは各般で指摘されてきた(9)。中央教育審議会大 学分科会質保証システム部会(2009年~2011年)にお いても、公的質保証システムの基本的考え方として、 1) 最低基準を定める広義の「設置基準」、2) 最低 基準の担保のための「設置認可審査」、3)設置後の 「認証評価」の3つの要素をあげている™が、認証評 価は単に設置後の認証評価とされているだけである。 同部会では、この3つの要素の関係性について集中的 な議論が行われた。部会では認証評価の定義が不明確 なのではなく、認証評価には、設置認可時および設置 後に完成年度まで行われる設置計画履行状況等調査で の指摘事項への対応の確認、その後の大学設置基準の 遵守状況の確認、そして認証評価機関が自ら設定する 評価基準に照らした評価と、実に広範な役割を求める こととされた。しかし、800近くある4年制大学を3 つの認証評価機関で7年周期で評価するということ は、3機関あわせれば、毎年100を超える大学を評価 することになる。設置基準の遵守状況等のチェックに はそれほど多くのエネルギーを注ぐことは難しい。

また、近年、学生の学修成果や学位の国際的通用性 などのアウトカムが重要視されるようになってきてい ることからすると、インプットにあたる設置基準の遵 守状況の確認とは異なる視点での評価が必要になって きている。たとえば、専任教員の必要数は、設置基準 では収容定員によって簡単に算出できるが、そもそも 「専任」の定義が曖昧であり、実態として多様な雇用 形態がとられている。設置審査のような教員個々の審 香をするわけではないので、職分ごとの人数しか認証
 評価では確認できない。たとえば、アウトカムへと導 きうる教員組織であるか否かに踏み込んで評価するの か、アウトカムにつながる教育を実施しているかが合 理的に説明されていれば、教員組織は人数以外は評価 しないのかなど、認証評価は進行している教育活動を 的確に評価することが重要となっている。設置認可と 認証評価は設置認可の事前評価・事後確認という単純 な関係ではないことに留意する必要がある。

認証評価の結果の活用についても曖昧な点がある。 認証評価制度は、大学に評価を受けることを義務づけ ているのみであって、評価結果に合否をつけることを 制度として求めていない。認証評価制度の開始時点で は、文部科学省は認証評価がアクレディテーション (評価の結果、評価基準への適合性の判断を行う評価) ではないことを強調していたが、近年では、認証評価 をアクレディテーションとしている。英文のホームペー ジでは "Quality Assurance Framework of Higher Education in Japan" (http://www.mext.go.jp/ component/english/__icsFiles/afieldfile/2011/06/20/ 1307397 1.pdf) というページで、認証評価制度は "Quality Assurance and Accreditation System (QAAS)."としている。現在活動している認証評価機 関のすべてが合否をつける評価を行っているが、法令 にはアクレディテーションとする根拠が無いため、今 後、合否をつけない評価を行う評価機関が認証評価機 関として申請した場合、これを認めないということは できないだろう。

評価の結果に合否をつける制度として認証評価制度 を設計しなかったのは、文部科学大臣が設置認可した 大学を、同じ文部科学大臣が認証評価によって認可を 取り消すことができないからだと聞くが、そもそも、 設置認可とアクレディテーションを同じ組織が管轄するというシステムは、欧米にはないだろう。 認証評価 によって不合格とされた大学は、社会的に評価結果が 公表されることで相当な打撃を受けるが、制度的には 認証評価結果の合否が具体的なメリット、デメリット につながるものではない。

アクレディテーションは、もともと会員制の大学団体が大学を会員として迎えるために基準を設定し、認定した大学を公表することをもってその大学が会員にふさわしい水準にあることを示す制度であり、会員制と親和性が高いシステムである。本論文の最初に書いたように、会員制の協会が認証評価に臨むために数々の変更を行わなければならなかったのは認証評価とアクレディテーションが性格の異なるものだからである。認証評価を単純にアクレディテーションという用語に置き換えてよいというものではない。

おわりに

2018年度から認証評価制度が第3期を迎えるにあた り、細目省令が改正された。あらたに1)卒業の認定 に関する方針 (ディプロマポリシー)、教育課程の編 成及び実施に関する方針(カリキュラムポリシー)並 びに入学者の受入れに関する方針(アドミッションポ リシー) に関することと、教育研究活動等の改善を継 続的に行う仕組み(いわゆる内部質保証)に関するこ とについて新たに評価を行うこととされ、2)特に内 部質保証は重点的に評価を行うこと、3)評価方法に 高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者か らの意見聴取を含めること、4) 認証評価の結果にお いて改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育 研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、 再度評価を行うよう努めることとしていることなどが 認証評価機関に課される。4)については、大学の求 めではなく、協会が大学に改善報告書の提出を求める こととしている点は多少異なるが、以上はすべて協会 が既に実施していることである。大学院まで含めた3 つの方針の明示、点検・評価項目において内部質保証 という項目の設定、各項目における方針の明示と検証

の仕組みの設定、認証評価委員会への高校や民間企業 関係者の参加である。つまり、この細目省令の改正 は、先行する認証評価機関である協会の評価活動の後 を追う形で整備されたものである。この事実は、非常 に重要な点であり、認証評価が設置認可ではチェック できない大学の教育研究活動に即した評価を行ってい ることをよくあらわしている。

協会は、第2期に内部質保証の仕組みを大学に根付かせることに取り組んできた。しかし、内部質保証の中心が学修成果や学位の質保証にあるとすれば、仕組みができただけでは成果を挙げることは容易ではない。内部質保証の状況を評価するだけでなく、会員制団体としての特色を活かして、大学による内部質保証を確立するための支援にぜひ取り組んでいただきたい。

参考文献

- 1 『会報』第75号 大学基準協会 1995.10
- 2 『会報』第86号 大学基準協会 2004.10
- 3 『会報』第93号 大学基準協会 2011.9
- 4 『会報』第98号 大学基準協会 2016.9
- 5 『大学基準協会の歩みと展望 高等教育の質的転換 を求めて』大学基準協会 2015.5

【注】

(1) 2002 (平成14) 年から評価を受ける間隔は10年から7年に短縮された。これは協会が2000 (平成12) 年に刊行した『大学評価の新たな地平を切り拓く(提言)』に基づくものである。認証評価制度がまだ確定していなかったこの時期に、協会は、第三者評価機関としての正当性と協会の大学評価の意義の再確認を行うとともに、大学評価の充実の方向性を示した。この提言を受けて、相互評価の機関を10年から7年に短縮したほか、財務評価に初めて着手した。さらには加盟判定審査と相互評価の評価方法を大きく区別し、加盟判定審査においては、点検評価項目を簡素化し、相互評価において精緻化した。会員拡大を図るとともに、加盟したのちの一層の質の向上を大学に求めるという方針である。これらの改

革は、後に決定される認証評価制度にほぼ叶うものであった。

- (2) 1995 (平成7) 年当時の正会員188大学の学部数 のうち、登録学部548学部、未登録学部199学部だっ た。
- (3) 法令名は当時のもの。現在は、学校教育法第百十 条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な 細目を定める省令。
- (4) 「財団法人大学基準協会 認証評価機関の認証について(答申) 中央教育審議会、平成16年8月。
- (5) この留意事項は、細目省令第3条第1項第二号に「大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。」に基づくものである。会員制の機関にとって会員にならない大学の評価申請を受け付けないのは正当な理由にならないとされた。
- (6) 協会の主要な委員会活動は、これまでも正会員大学の教職員で構成されており、留意事項を受けた変更ではない。

なお、協会には正会員のほかに賛助会員がある。 賛助会員は協会の目的に賛同し、その事業を賛助する大学で、会員になるために大学評価を受ける必要 はなく、会費もはるかに正会員より安い。協会の活動の果実は賛助会員でも享受できることから、会員 区分の最大の違いであるはずの基準に適合している というステータスがなければ、賛助会員でもよいと いう大学が出てくるのは当然の成り行きともいえ

- (7) なお、2011 (平成23) 年度から2016 (平成28) 年 度までの6年間には、4大学が大学評価を受けて適 合と認められながら正会員になっていない。
- (8) 文部科学省は、1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について 一競争的環境の中で個性が輝く大学一」において、大学団体、学協会、大学基準協会等による多面的な評価に期待するとしつつも、認証評価を実施する第三者評価機関は全国共同利用機関と同等の機関が実施すべきとした。しかし、その後の政府の強力な規制緩和方針を

- 受けて、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関を認証評価機関とし、その認証評価機関自らが定める評価基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たしているか否かを社会に向けて公表するという現行制度に決着した。
- (9) 学校教育法第109条第1項で自己点検・評価を「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものと
- する」として、その目的を「教育研究水準の向上」のためとしているのに対し、同条第2項で「大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする」としているのみで、認証評価の目的は明らかにされていない。
- (10) 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 「質保証システム部会における審議経過」平成21年 8月3日。

大学基準協会のこれから果たすべき役割 ――会員制の意義から考える――

工 藤 潤

公益財団法人大学基準協会 事務局長

【目次】

はじめに

- 1. 本協会の会員制導入の経緯
- 2. 認証評価制度の導入と会員制度
- 3. 会員制度を基盤とした本協会の今後の活動 おわりに

[キーワード]

適格判定、会員制、正会員、大学連合体、認証評価、 帰属意識

はじめに

1947 (昭和24) 年7月、国・公・私立大学を横断した自主的・自律的な大学連合組織として設立された大学基準協会(以下、「本協会」という。) は、本年創立70周年を迎えた。

本協会はその創立時に、「会員の自主的努力と相互 援助によってわが国における大学の質的向上を図ると ともに大学教育の国際的協力に貢献する」ことを目的 に掲げ、戦後の新制大学のあり方を定めた大学基準を 制定し、その大学基準を基盤とした大学の評価、いわ ゆる適格判定を実施してきた。この適格判定は、大学 の教育・研究活動を実施していくための基礎的要件が 具備されているかという観点から評価し、一定水準以 上の大学に本協会のメンバーシップ(正会員資格)を 与えるというものである。本協会は、この適格判定活 動を1951(昭和26)年から開始し、数次の改定を重ね て1995(平成7)年までの約45年間にわたり実施して きた。また、1996(平成8)年からは、各大学の自己 点検・評価を基礎とした大学評価(加盟判定審査と相 互評価)を実施、そして2004(平成16)年から法的に 位置付けられた認証評価機関として大学評価を実施 し、現在に至っている。

本協会の評価活動は、今日に至るまでに政治的にも 大きな影響を受けながら、紆余曲折を辿ってきた。特 に、認証評価制度が導入されたことにより、会員資格 を希望しない大学から評価申請があれば評価を実施し なければならなくなった。法的に義務化された認証評 価制度により、本協会の評価を受ける大学が増え、協 会の評価活動の活性化に繋がったことは揺るぎない事 実であるが、一方、正会員の意義が希薄化されたこと も否めない事実である。本協会のような大学連合体に とっては、会員制は組織運営にとって重要な基盤であ り、会員制の意義を常に向上させる努力が求められ る。

本稿では、本協会の会員制の意義を改めて確認する とともに、会員制を基盤に本協会はいかに発展してい くべきか、これらの点について論じることとする。

1. 本協会の会員制導入の経緯

まず、本協会が設立されるにあたり、組織運営の基 盤強化のために会員制を導入していったが、その導入 経緯について概観したい。

戦後、1946(昭和21)年10月、東京及び東京近郊の 10大学の代表者を構成メンバーとする大学設立基準設 定協議会が文部省内に設けられた。この協議会におい て、戦後の新制大学を設立するための基準の協議が進 められていったが、次第に、文部省主導の運営から協 議会の自主的運営に変わっていった。

そして、1947(昭和22)年5月12日と13日の両日に わたり、全国規模に拡大した大学設立基準設定連合協 議会の第1回が開催され、同協議会の座長を務めてい た和田小六氏(東京工業大学長)より、会議の最初に 次のような挨拶が行われた。

「大学設立基準を設定するのは、大学全体が集って自主的にまた民主的に大学のアカデミック・スタンダードをよくしてゆくことが目的であるので、従来画一的になりがちであったわが国の大学を画一的にするようなことがあってはならないのであります。また、その運用も、性質上、大学自体がこれに当たってゆく以外に適当な方法はないのであります。この協議会は大学の自治の理念をグループの自治にまで推し進めようとする一段階であるのであります。|

これは、「グループの自治」という新たな自治概念のもと、戦前・戦中の官僚主導の大学のあり方の批判から、大学の自主的・自律的連帯を通じた大学設立基準の設定・適用の必要性が述べられたものであった。つまり、大学の水準向上において、個別大学の主体性をグループの主体性に昇華させることにより、そこに結集した大学の水準向上を全体として目指すものであった。

自主的運営方式を採るようになったこの協議会は、 戦後の新制大学を設置するための基準の審議ととも に、基準を適用していくための大学自治の代表機関で ある「アクレディテーション・アソシエーション」結 成の具体的問題にも着手していった。

「アクレディテーション・アソシエーション」の結成に関しては、次の問題が存していた。すなわち、「アソシエーション」の運営基盤となる財政をどうするか、「アソシエーション」は何によって権威を保つことができるか、という問題であった。

最初の問題については、アメリカのアクレディテーション協会のように会員制にし、会員から会費を徴収

して財政基盤の確立を図るということにした。設立を目指す「アソシエーション」は、自主的・自律的機関として発展させる上で文部省からの補助金に頼ることはできないとの判断もあり、財政基盤の確立を図るためには、会員制にして会費を徴収するしか途はなかったのである。最初の会費は、アメリカのアクレディテーション協会に倣って、一律に年間10ドル程度という案が示されたが、会員校はそれほど多くは見込めないことが予想され10ドル程度では運営に支障を来すこと、大学の規模の大小に関わらず一定程度の会費を一律に徴収することは、小規模大学に多大な負担を負わせることになりかねないこと等の理由から、1学部につき入会金10,000円、会費年5,000円として、学部数に応じた入会金及び会費を設定することとした。

次の問題は、「アソシエーション」の権威の問題で あるが、これは「アソシエーション」の理念にも関わ る大きな問題であった。「アソシエーション」の権威 を保つには、優れた大学を会員とすることによっての み実現できると判断されたが、その場合、「アソシエー ション」そのものの規模の拡大が見込めず、むしろ 「アソシエーション」の弱体化にも繋がりかねないと の理由から、優れた大学を会員とすることに加え、将 来、優れた大学となる可能性を内包した大学も会員に 迎え入れる体制を整備することとした。そして、会員 校が自ら高めあうことこそが重要であるとの合意が協 議会全体で図られた。次いで、「アソシエーション」 の名称についても審議がなされ、その審議の中では 「大学基準適用協会」や「基準大学協会」などの意見 も示されたが、「大学基準を改善し、これを適用して 大学の質的内容を判定する仕事」を実施すること から、「大学基準協会 (The Japanese University Accreditation Association)」と名付けることとなっ た。そして、「大学基準協会」の目的について、その 定款案において、「会員の自主的努力と相互援助に よってわが国における大学の質的向上を図ると共に大 学教育の国際的協力に貢献すること」(第3条)と定 められた。また、会員の義務についても、その定款案 において「会員は大学の水準を高め、大学教育の効果 を十分なものにすることに自主的にあらゆる努力をす

る義務がある」(第8条)と定められた。

もう1つ重要な問題が残されていた。それは、協会 の設立時の最初の会員をどういう方法で選ぶかという 問題であった。これについては、創立後5年以上経過 している旧制大学のうち協会の会員を希望し、協会設 立の発起人になることを承諾した大学を創立のメン バーとすることとなった。また、創立後5年以内に相 互に基準適用して正会員の再審査を行い、大学基準に 適合しない大学は会員資格を失うとするなど、重い決 定もなされた。「創立後5年経過」とした理由は、大 学を卒業して1年経過することにより卒業生の活動を 通じて、その卒業した大学の教育に対する社会的批評 を聞き得ることも想定してのことであった。こうした 会員の資格要件については、定款案に「文部大臣に よって設置され又は設置を認可された大学であって設 置後5ヶ年を経過し大学基準と同等又はそれ以上の水 準にあると認められたもの」(第5条)と定められた。

その後、1947(昭和22)年7月8日、協会は設立された。大学基準に基づく会員になるための資格審査 (適格判定)については、1951(昭和26)年度から開始され、最初に46大学の発起校に対して実施された。 審査の結果、途中、審査中止を申し入れた8大学を除く38大学が会員資格を継続することとなった。

この適格判定について、本協会はその開始に先立ち 「適格判定について」(1951(昭和26)年)という冊子 を公表して、その概念や目的などの周知を図った。そ こには、次のような一節がある。

「設置を認可されるということは大學と呼ぶ權利 を與えられることである。同じく大學と名乗って も一定の水準以上の大學もあればそうでない大學 もある。大學の水準を高めることはその大學の自 主的努力によってのみ實現し得るのである。もし も一定の水準以上の大學の連合體によって大學の 最低基準が示されるならばそれはか、る自主的努 力に一つの目標を與えることになる。更にその最 低基準が年と共に漸次より高く改善されて行き各 大學がその實現に努力するならば、それはわが國 の大學教育の水準を高めるのに役立つ。」 また、同資料の「大學基準の在り方とその適用」の 項では、以下のような一節がある。

「大學がその學的水準の決定について自主性を 持つことは重要なことである。従って、大學がそ の機能を果たすために維持すべき基準を定める權 利も大学に與えられるべきである。その上、大學 の水準を高めることはその大學の自主的努力なし に實現されない。この事は大學基準の適用は本質 的にその大學自體がすべきであることを結論づけ る。しかし一方において、大學が大學基準に合致 しているかどうかの判定は權威ある第三者によっ てなされる方が一層効果的である。かいる見地か らすれば、大學基準は大學の連合體によって適用 されるのが最も適當であるといい得る。その連合 體が大學基準に適合する大學の集合體であり且唯 一つのものであるならば、その判定は權威あるも のとなり、社会的に大きな意義を持つことになる う。

このように、大学基準とその適用、大学連合体の権威の確立などが示されたが、そこには大学基準を満たしていると判定された正会員こそが、基準の設定・改定とこれに基づく適格判定を実施する権利を有しており、それ故に、すべての正会員は、その責務を果たすために、お互いに「自主的努力」を積み重ね、大学の水準向上に不断に邁進すべきとする思想が形成されていた。ここに本協会の会員制の原点がある。

2. 認証評価制度の導入と会員制度

冒頭述べたように、本協会は、1951 (昭和26) 年から正会員になるための資格審査 (適格判定) を約45年間にわたり実施した。こうした適格判定活動は、法的に位置づけられたものとしてではなく、あくまでも大学人が自発的に、組織の自律性を堅持しつつ展開してきた活動である。

1956 (昭和31) 年に文部省令大学設置基準が制定され、設置時に一定の質が保証される大学の設置認可が厳格に行われるようになってからは、それに呼応するかのように、大学基準協会の適格判定を受ける大学の

数が次第に減少していくようになった。この時期から 大学基準協会の低迷期が始まったと言ってよい。こう した低迷期を招いた要因は、厳格な設置認可を経た大 学にとっては、改めて質を保証する必要性を見出せな かったことが挙げられよう。また、本協会の適格判定 を受けて正式な正会員になったところで、アメリカの アクレディテーションのような伝統を持たない日本で は、具体的な社会的効用性はそれぞれの大学にとって はさしたるものではなかった(喜多村1984)。

その後は、臨時教育審議会、大学審議会において、高等教育の高度化、個性化が提唱され、同時に評価の重要性が指摘されるにつれ、次第に大学基準協会の存在が見直されるようになった。これと連動して、評価を受けて正会員に加盟する大学が増えていった。1991(平成3)年の大学設置基準の大綱化により、自己点検・評価が法的に要請され、各大学が実施する自己点検・評価の客観性・妥当性の保証の必要性が高まっていく中で、本協会は、1996(平成8)年、大学の自己点検・評価を基礎とする大学評価(加盟判定審査と相互評価)を開始した。

そして、2004年から認証評価制度が導入され、すべての大学は、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を定期的に受けることが法的に義務付けられた。この認証評価制度が施行されたその年に、本協会はわが国で初めて認証評価機関として認証されたが、以下のような留意事項が付された。

- 1 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」 との一体的な運用については、必要に応じ見直 すことが求められる。特に、会員である大学に 対する認証評価と非会員である大学に対する認 証評価が、同一の基準により公正に行われるこ とに留意する必要がある。また、各大学の評価 機関選択の幅を拡大する観点から、会員になる ことを希望しない大学に対する評価を行うこと について、今後の会員の加盟状況等も踏まえつ つ、検討する必要がある。
- 2 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」 との関係を明らかにするため、評価結果を公表 する際に、認証評価の結果であることを明記す

- るなど、工夫が必要である。また、「相互評価」 という名称については、第三者評価であること について誤解を与える可能性があることから、 今後検討する必要がある。
- 3 客観性・透明性の高い第三者評価を行うため、評価基準の適用等について、会員校へ特段の配慮を行うこと等のないよう、適正に運営する必要がある。

この留意事項を受けて、本協会は、認証評価と会員 制を直接的に連動させないようシステム改変をせざる を得なかった。

この認証評価制度は、制度導入以前から大学評価を 実施していた本協会にとって、評価を受ける大学数の 増加をもたらしたことは事実ではあるが、認証評価制 度が導入されてから、本協会の活動の大半が評価活動 に舵を切ってしまったことにより、正会員大学に所属 する多くの教員の参画を得て、評価活動と並んで実施 してきた大学の諸問題の政策形成にかかる調査研究活 動が全体的に少なくなってしまった。例えば、認証評 価制度導入以前は、看護学、工学、医学、獣医学、経 済学などの専門分野別の教育基準などの設定・改定を 行なっていた。特に、「看護学教育に関する基準 | は、 基準検討に着手した1992 (平成4年) ごろは、看護系 学部を設置する大学は全国に20大学弱しか存在しな かったが、同基準が設定されて以降、この基準を拠り どころに爆発的に看護系学部の設置が行われていっ た。現在では、看護系学部を設置する大学は、260を 超えている。これは、本協会が策定した「看護学教育 に関する基準」がわが国の看護学という領域に大きな 影響を与えた証左である。また、本協会は、入試制 度、国際交流、国際化時代における大学教育、専門教 育、一般教育等々の大学及び大学教育に関するトピッ クを取り上げて委員会を構成し、そのあり方に関する 調査研究活動等を実施し、その成果を広く公表してき た。現在、高等教育のあり方研究会を設置して、テー マを決めて調査研究活動を実施しているが、認証評価 制度導入以前の方が、調査研究活動が活発に展開され ていた。

こうした状況下において、これからの本協会の会員 制度や大学連合体としてのあり方をどのように考えて いくべきだろうか。

創立時の考えに基づけば、「優れた大学」や「将来 優れた大学となる可能性を内包した大学」を集めた会 員だけで構成して本協会に一定の権威を持たせること も必要であろう。他方で、「優れた大学」を目指す志 を持たない大学については会員から排除することも必 要であると考える者もいるかもしれない。この点につ いて、喜多村は、こうした大学の排除が行われなけれ ば、一部の大学によって大学全体の社会的評価が低下 し、ひるがえって、「優れた大学」が悪影響を受ける ことになりかねない、大学連合体が、一定の社会的評価 価を持つ大学のみで形成されるようになれば、その連 合体の発言や意見は権威を持つようになる、とも指摘 している(喜多村1984)。

しかしながら、単に、「優れた大学」や「将来優れた大学となる可能性を内包した大学」を会員にしておくだけで会員制度の充実が図られるだろうか。会員制度の充実を図るためには、正会員の本協会に対する帰属意識を高め、正会員の質の向上にかかる取組を活発化させていくことが極めて重要である。そのためには、会員校に所属する教職員を、本協会の種々の事業に積極的に関与させていくことが必要である。また、正会員と非会員の差別化、正会員であることの優位性を高めていくことも必要であろう。

3. 会員制度を基盤とした本協会の今後の活動

それでは、具体的にどのような活動が考えられるの だろうか。

まず1点目は、調査研究事業を拡大してそこに正会員の教職員を関与させることである。そのことによって、その調査研究の成果が会員校の質の向上に資するものであれば、正会員の帰属意識が高まり、会員制度の意義があらためて湧き上がるものと思われる。

例えば、高等教育のあり方研究会での研究テーマを 増やし、そこに会員校に所属する多くの研究者に関 わってもらうこと、また研究テーマによっては多くの 職員にも関わってもらうことが考えられる。 参考までに、2011 (平成23) 年度から活動している 高等教育のあり方研究会が取り上げたテーマについて 列記したい。なお、下記 $(1) \sim (4)$ についてはす でに終了し、研究成果も公表している。

(1) 大学評価理論の体系化に向けた調査研究

海外の質保証機関に対するアンケート調査とイギリス、アメリカ、ドイツ、オランダ、韓国、台湾、オーストラリア及びフィンランドの質保証機関及び大学に対する訪問調査を行い、質保証の世界的動向と課題を把握し取りまとめるとともに、わが国の大学評価の背景と現状をまとめ、大学評価の体系化を目指した調査研究。

(2) 高等教育におけるアーティキュレーションに関する調査研究

各国大学間においてプログラムやカリキュラム、諸科目の調整や整合性の確保(アーティキュレーション)の実態について、アメリカ、イギリスを調査。また、国内外の高等教育における適切なアーティキュレーションにかかる制度設定の在り方及び互換性のある教育の在り方を明らかにすることによって、高等教育の質保証と質向上の具体的方策を目指した調査研究。

(3) 内部質保証のあり方に関する調査研究部会

本協会が希求する内部質保証の概念、構造を明確に し、各大学の理解を深めその仕組みの構築と有効な運 営に資するとともに、それを本協会の大学評価に適切 に活かすことを目指した内部質保証に関わる調査研 究。

(4) 国際的質保証に関する調査研究部会

国境を越えて展開される教育(ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー等や海外分校、等)を積極的に展開している各国の実態について、互換性のある教育内容及び学習成果の設定と把握等に着目し、そこにおける教育の質の保証の実態と、今後、わが国が国境を越えた教育を更に発展させていくために必要となる、教育の質の保証の具体的方策を探る調査研究。

(5) 学習成果に関する調査研究部会

学習成果の設定、測定及び活用に関して理論的整理 を行うとともに、わが国の大学の学習成果に関するこ れらの取組の把握・分析と有効性のある取組の調査研究。

(6)教育プログラム評価のあり方に関する調査研究

各大学における教育プログラム評価の状況把握と課題整理とともに、各分野に共通して求められる教育プログラム評価の観点や方法等の検討、教育プログラム評価のジェネリック・モデルを提示することを目指す調査研究。

(7) 教職課程の質保証・向上に関する調査研究(文 科省の委託研究)

教職課程が教員養成教育を如何に有為に展開しているかという視点から、わが国の教職課程による自律的な「内部質保証」の仕組みの構築・運用状況の把握、教職課程の一層の質の向上に資する提言、将来の第三者評価に連結可能な同分野に固有の質保証基準・指標の提示を目指す調査研究。

2点目は、正会員校の教員・職員を対象とした FD・SDの場としての機能を強化していくことである。

例えば、現在行われている学長セミナー、大学評価 セミナー、大学評価シンポジウム、スタディ・プログ ラムなどの各種セミナーやワークショップを積極的に 開催していくことも有用だろう。例えば、正会員の大 学、副学長などを対象にした学長セミナーについて、 これまでのプログラムの概略を紹介したい。

(1) 第1回 学長セミナー [21世紀の大学はどこに向か うべきか―学長の役割―|

2013 (平成25) 年9月16日 (月)、国連大学3階ウ・タント国際会議場

講演① 「日米の大学:グローバルな課題への戦略 的挑戦」"Japanese and American Universities: Searching for Strategic Responses to Global Challenges"

講演者:George Rupp(カーネギー国際倫理協会上級研究員)

講演② 「大きくなる嵐:高等教育の直面する 4 つのチャレンジ」"The Gathering Storm: Four Challenges Facing Higher Education" 講演者:Thomas L. Benson(アメリカ文 化教育協議会理事長)

講演③ 「コミュニティの拠点としての大学と学 長のリーダーシップ」"Leadership of President of University functioning as a Center of Community"

> 講演者:小宮山 宏(三菱総合研究所 理 事長)

講演④ 「私立大学における教育改革と学長の リーダーシップ」"Educational Reforms in a Private University and Presidential Leadership"

講演者:鎌田 薫(本協会理事、早稲田大学総長)

パネルディスカッション

モデレーター: 鈴木典比古 (本協会参与、 国際教養大学理事長・学長)

(2) 第2回 学長セミナー「グローバル化するアジアに おける大学ガバナンス―学長の役割―

2015 (平成27) 年 1 月19日 (月)、明治大学グローバルフロント

基調講演 「香港における大学ガバナンスのあり 方と学長の役割 |

講演者: Arbart Chan (香港バプティスト大学 学長)

講演① 「国立大学の改革 一大学ガバナンスと学 長の役割― |

講演者:有川節夫(九州大学前総長) 講演② 「私立大学の大学改革と大学ガバナンス

> 講演者:吉岡知哉(本協会常務理事、立 教大学総長)

パネルディスカッション

における学長の役割 |

モデレーター: 鈴木典比古 (本協会参与、 国際教養大学理事長・学長)

(3) 第3回 学長セミナー「今、学長が成すべきことは 何か―改めて大学改革を考える―」

> 2016 (平成28) 年1月23日 (土) 13:00~17:00、 東京ガーデンパレス

基調講演 「台湾における高等教育の転換改革と

評価システムの歩み」

講演者: 傅 勝利 (義守大学名誉学長、 台湾評鑑協会 (TWAEA) 理事長)

講演① 「大学に必要な改革とは何か」 講演者:永田恭介(本協会会長、筑波大 学長)

講演② 「大学に必要な改革とは何か」

講演者:田中優子(本協会理事、法政大学総長)

パネルディスカッション

モデレーター: 鈴木典比古 (本協会参与、 国際教養大学理事長・学長)

(4) 第4回 学長セミナー「個性を生かす大学改革ーこれからの大学を考える一」

2017 (平成29) 年3月5日 (日)、東京ガーデンパレス)

基調講演 「The current higher education and reform initiatives to create internationally attractive universities in Thailand」

講演者: Udom Kachintorn(マヒドン大 学学長)

講演① 「大学における科学技術人材育成の在り 方~東京工業大学の教育改革~|

> 講演者:三島良直(本協会理事、東京工 業大学長)

講演② 「亜細亜大学の個性を考える」

講演者:栗田充治(亜細亜大学学長)

パネルディスカッション

モデレーター: 鈴木典比古 (本協会理事、 国際教養大学理事長・学長)

こうしたセミナー、シンポジウム及びワークショップについては、年間3~5回開催している。今後、会員校の要望も取り入れて、より充実した内容のものを開催していきたい。

3点目は、研修員制度の充実である。

本協会は、正会員校の職員を受け入れて、認証評価 のプロセスを直接経験させ、認証評価制度及び認証評 価業務を理解させるとともに、大学教育の質保証・質向上にかかわるテーマを取り上げて勉強会・研修会を実施している。研修期間は1年~3年としており、多くの大学は2年間研修を受けて大学に戻っている。この制度は、2002(平成14)年度から開始し、2016(平成28年)度までに延べ80名の研修員を受入れてきた。この研修員制度については、毎年、年間プログラムを作成し研修に取り組んでいるところである。

研修を受けた職員は、大学に戻り認証評価業務に取り組む者もいれば、内部質保証の業務に取り組む者いたり、本協会での研修成果が大いに活かされていることと思っている。

今後においても、この研修員制度をより一層充実させて、正会員校の質的向上を側面から支えていくことが必要である。

おわりに

本協会は、今から70年前、戦前・戦中の官僚主導による大学のあり方の反省から、大学の自主性・自律性に基づく大学運営を目指し、当時の大学人の熱い志が結集して創設された大学連合体である。「大学の自治」から「グループの自治」に昇華させそれを基盤に、本協会の会員は自主的努力を不断に行い、教育研究水準の向上を目指していくことが義務とされた。

本協会は、2011(平成23)年の認証評価第2サイクルから、内部質保証を重視する方向を他の評価機関に先駆けて打ち出し評価システムを改めた。また、2018(平成30)年の第3サイクルから、この内部質保証をより一層重視することとした。大学の自主性・自律性に根差したこの内部質保証を重視する考えを評価システムに取り入れることは、本協会の理念からすれば至極当然のことなのかもしれない。

本協会創設に関わった多くの先人たちの思いを堅持 し後世に伝えるためにも、正会員をはじめとする本協 会関係者は更なる努力が求められる。

【参考文献】

- ・『大学基準協会55年史』大学基準協会、2005年4月
- ・「適格判定について」大学基準協会、1951年11月

- ・『大学評価マニュアル<改訂版>』大学基準協会、 1995年1月
- ・『大学基準協会の歩みと展望 高等教育の質的転換 を求めて』大学基準協会、2015年5月
- ・『大学基準協会十年史』大学基準協会、1957年 6 月 ・ 喜多村和之「高等教育の連合体の可能性」『IDE 現 代の高等教育』第257号、1984年12月
 - ・寺﨑昌男『大学の自己変革とオートノミー』東信 堂、1998年11月



大震災後の教育復興における 教員養成大学の役割

見 上 一 幸

国立大学法人 宮城教育大学学長

1. 取り組みの内容

平成23年3月11日の午後2時46分、東北地方太平洋沖を震源とするマグニチュード9.0という日本周辺における観測史上最大の地震が起こり、続いて大津波が沿岸を襲った。大学においても、まずは学生や職員の安否確認、入試への対応、当面の食料の確保、学内キャンパスの電気、ガス、水道などのインフラの状況や施設の被害状況と安全の確認などに奔走し、学生の完全な安否確認には3週間がかかったが、全学生と職員の無事が確認できたことは不幸中の幸いであった。

震災の直後から教職員や学生の個人レベルでの被災地支援ははじまったが、本学で比較的早期に被災地の支援活動に着手できたのは、本学の学生や職員に犠牲者が出なかったこと、また震災前に、ほぼすべての建物について耐震対策が講じられており、建物の被害がほとんどなかったことも幸いしていた。

(1) みやぎ・仙台未来づくりプロジェクト

発災3週間を経て学内の災害対策に一定の目処がついたのを機に、被災地の学校支援のための「みやぎ・仙台未来づくりプロジェクト」を発足させた。このプロジェクトでは、県内の地震・津波被害を受けた幼稚園、小中学校および特別支援学校の被災状況、支援ニーズの調査のほか、国内外から集まる救援物資・文具の中継ぎやボランティア的な人的資源の提供をおこなった。教員養成系の大学・学部間のネットワークやユネスコスクールなどユネスコ関係機関や国連大学とのネットワークなどといった通常の地域連携ネット

ワークが大いに役立った。

本学の支援方法の特徴は、まず被災地のすべての学校に連絡をとり担当教師を決め、その方を通じて必要な物資の供給を行ったことである。このことにより注文のダブりや連絡のミスを回避でき、被災学校の教師の負担を少なくすることができたと評価している。学生会館を倉庫代わりに多方面からの物資を一時保管したが、在庫のない物資についてはネットワークを介して入手した。1例として、文部科学省や公益法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)の協力を得て開設したポータルサイトがある。このサイトを通じてどのような物資が何個必要であるかが発信され、これを見た人や会社から短期間の内に必要な物資が提供された。非常時には、平時のネットワークをどのように活用するかが重要であることを学んだ。

大学から直接被災地に届けた例もある。被災地の学校がやや落ち着きを取り戻し、授業が開始された頃になってから、小型の車 (バン) にさまざまな文具等の物資を載せて、被災地の学校を回った。子どもたちへはある程度行き届いていたが、先生方自身は不自由な生活をしていた。学校の先生方は子どものことを第一に考え、自分はたいへんに不自由な思いをしていても我慢していたという教師の姿を見ることができ、その優しさと倫理観に心打たれた。

(2)「教育復興支援センター」の創設

本学は、被災地の必要な生活物資の支援に一応の目 処のたった平成23年6月に、宮城県の教育復興に向け て、児童・生徒の心のケアや学力の向上に、中・長期 的な視点で取組む拠点として、「教育復興支援センター」を設立した。本センターには、支援実践部門と研究開発部門を置き、センター長1名、副センター長2名、特任教員4名を配置した。事業開始2年後の平成25年6月に「教育復興支援センター」棟が完成し、学生たちの活動の拠点、研究拠点施設として稼働をはじめた。

支援実践部門では、被災した宮城県内の学校教育の復旧・復興、具体的には児童生徒の確かな学力の定着・向上、現職教員の各種支援を行った。また、研究開発部門では、被災地の状況の把握や、大震災の学校での体験・経験に学び、今後の学校安全、防災に活かしていく方法の研究を行った。さらにその成果を国内外の機関へと発信し、共有する取組も行った。センター教員に限った研究成果だけでも、論文38編、学会等での発表は40件を越えている。その他、「教育復興支援センター紀要」を年報としてすでに5巻を刊行し、計42編の論文が収められている。

以下に主な活動について説明する。

1) 学生による学習支援活動:未来の教師である学 生による学習支援ボランティア活動は、本センターの 活動の中核をなすものであった。この活動には、その 原型があった。それは、2008年の岩手・宮城内陸地震 が起こった際、被災地である栗原市の子どもたちへ学 習支援を行った。この事業は"学府くりはら塾"と名 付けられ、その後もずっと継続されていた。東日本大 震災の被災地にも、これにならった学習支援活動を 行った。本学からの声がけに応じて全国の13大学から 協力の申し出があり、震災から今までの6年間で延べ 5,000人を超える学生の参加があった。大学間の約束 に基づき、本学までは学生の所属大学が旅費を負担 し、本学から被災地までと被災地での宿泊場所と宿泊 費は宮城教育大学が負担することにした。学生には、 本学到着後に安全に活動するための短時間の研修を 行った上で、要望のある地域あるいは学校に送り出し た。この事前研修の成果もあってか、これまで大きな 事故もトラブルもなく、無事実施することができた。

この学習支援の良かった点は、①被災地の子どもへの接し方などについての事前研修をおこなったこと。

②各地方教育委員会の事前の了解の下に被災校からの 直接要請で動くシステムを構築したことにより、大学 からの一方的な親切の押し付けにならなかったこと、 ③異なる大学の学生が一緒になるようなチーム編成な どによりボランティア学生間に良いチムワークができ たことである。

被災地の子どもたちは、自分たちに近い年齢の大学生に寄り添ってもらうことで心を開き、力を得ることも多いようであった。そして支援する側の大学生は、震災を乗り越えようとする子どもたちから、教師となる上での大事な体験と感動を得たと思う。このボランティア派遣は現在も続いているが、ご協力頂いた他大学からは、異口同音に、ボランティアを終えて帰ると一回り大きくなったようだと云っていただけたことがとても嬉しい。協力頂いた大学の学長はじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げたい。

- 2)教育復興支援センターの成果の一つは、地方教育委員会や校長会と連携した震災時の学校記録の収集である。本センターのスタッフにより、すでに数冊もの報告書としてまとめられている。例えば、仙台市小学校長会との連携による「教育復興実践事例集〜明日の子どもたちのために〜」(第1〜4集)、南三陸町教育委員会「未来を拓く〜南三陸町の教育復興の歩み〜」、仙台市中学校校長会「故郷復興プロジェクト視聴 DVD〜ともに、前へ〜」(第2巻、第3巻)などがある。これらは今後の防災教育、減災教育にたいへん重要な記録として、さまざまなところで活用されることを期待する。なお、一部は仙台市小学校長会等を通じて熊本地震の学校現場に寄贈されている。
- 3) 平成25年度には、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」(COC事業)の助成を受けて、地域の教育力、教育資源を活用した教員養成、育成を目指して「宮城協働モデルによる次世代教師教育プロジェクト」をスタートさせた。同じく文部科学省の「学びを通じた被災地のコミュニティ再生支援事業」を受託し、地域協働を基盤とした被災地への支援事業も数多く実施した。この事業への取組を通して、教員養成という本来の役割に加えて、"地域社会を支える市民"を育てるという役割を果たすという地域貢献の新たな取組に

なった。

4) この復興支援活動を通じて得た成果の学外への 発信も大きな成果の一つである。例えば、第3回国連 防災世界会議や防災教育ネットワークの構築などが挙 げられる。2015年3月には、仙台市で「第3回国連防 災世界会議」が開催された。世界各国の首脳、閣僚級 が仙台に集い、国際社会における防災・減災活動の基 本方針が検討された。平成17年に神戸で採択された 「兵庫行動枠組み (HFA) | の検証を行い、その後継 として「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。宮 城教育大学は、この会議の公式フォーラムとして、「東 日本大震災総合フォーラム | を大学を挙げて実施し た。ここでは、ユネスコスクール等を通じて ESD (持 続可能な開発のための教育)と防災・復興教育に取り 組んでいる実践者や有識者を交えて、ESDの今後の 防災・復興教育への役割についての議論がなされた。 また、本学はこの会議を契機に、学校支援ボランティ アを中心とした教育系大学間ネットワーク NUE (国 立教育大学10校と在仙私学2校)を構築し、東日本大 震災被災地での学校・教育分野での復興の経験を、他 の地域と共有する取組を開始している。

教育復興支援センターの活動の成果として、当初、 考えていなかった成果もあった。その一つが子どもの 心を開くための"子ども哲学 p4c"の導入である。平 成25年度からセンター内に設置した上廣倫理・哲学教 育研究室による活動である。子どものための哲学 (Philosophy for Children, p4c) とは、子どもに推論 方法や議論のスキルを教えることを目指した教育運動 であるが、その教授法は多様であるといわれる。ハワ イ大学のトーマス・ジャクソン博士による手法を震災 後の子どもたちの心を開くための応用がなされ、上廣 財団の支援より教師の間で広がりつつあり、現在は、 道徳教育やいじめ防止などの教育にも効果的である可 能性が開けている。平成29年度からは p4c の普及と 研究のために、教育復興支援センターから独立する形 で、上廣財団による寄附研究部門として上廣アカデ ミーが創設された。

(3) 復旧から未来型の復興活動へ

上述の通り、教育復興支援センターでは、設立当時

に目指した目標にとどまらず、被災地の復興状況や社会の変化に対応しながらさまざまな取組を行ってきた。また、平成28年3月の一ヶ月間、これらの成果を文部科学省のロビーをお借りして展示することによって、支援協力いただいた方々への感謝の意を示した。

震災から5年を経過した平成28年には、教育においても復興支援を継続しつつもこうした活動を活かしながら本学の学生教育にも力を入れ、将来の教育界で防災や地域活性化の担い手となれる教師を育成すべく未来に向けた新たな一歩を踏み出すべく、「教育復興支援センター」を改組して、「附属防災教育未来づくり総合研究センター」を設置した。新センターは教育復興支援の経験知を活かした、防災に関わる未来志向型の教育研究拠点として、東北地方の学校現場における安全教育・防災教育の充実・高度化を図るため、学校防災・防災教育に関わる教育開発や支援を目的としている。

なおも各地で自然災害が相次いでいる。平成28年4 月14日から熊本県で発生した大規模地震でも多数の死 傷者が出るなど甚大な被害が生じてしまった。宮城教 育大学は「平成28年熊本地震支援本部」を設置し、附 属防災教育未来づくり総合研究センターを通じて、被 災状況・支援ニーズの収集を行うべく職員を派遣し、 その後、被災地の教育委員会と連携し、本学の学生を 夏休みの学習支援ボランティアとして派遣し、被災地 間協働を深化させた。

2. 認証評価の結果と影響

本学は法人化の行われた翌年の平成17年度に大学基準協会から認証を受けた。そして7年後、東日本大震災の翌年の平成24年度にも同じく同協会から認定を受けている。その評価結果ではその総評において、「東日本大震災宮城教育大学被災学生支援奨学金」の創設や被災学生の入学料および授業料を免除するなど、迅速かつ継続的な支援が高く評価された。

特筆すべきこととして、国際連合が掲げる「持続可能な開発のための教育の10年(DESD)」を広めるための活動が、東日本大震災からの復興に向けた取り組みなどにも生かされたことが評価されている。さら

に、「教育復興支援センター」を設置し、県内の各教育委員会と連携して復興プログラムを策定し、全国大学からボランティアを募り、被災児童・生徒および教員への支援を中・長期的に行っていることが評価された。特に、「心のケア」支援事業は公開研究会「不登校支援と震災後の心の支援」などにおいて、教員への講習会と児童・生徒への個別相談の両面から積極的に行われたことが評価された。

また、全国の国立教員養成系大学に教育復興支援の ための人員を募集し、訪れた学生等に対して学内の合 宿所を提供するなど、ボランティアと被災地をつなぐ 窓口となり、現在も継続的に地域の復興を教育の面か ら支えていることは評価できると評された。

震災からの復旧・復興の活動は、大学のカリキュラ ムをはじめ、教育活動にも大きく反映された。本学は 第二期中期目標の一つに「人間力」の育成を掲げ、 ディプロマ・ポリシーにもそれを示している。サーク ル活動やボランティア活動などカリキュラム外で、あ るいはカリキュラム内で、「人間力」育成の機会をつ くれるようにしている。「人間力」にはさまざまな資 質が含まれるが、震災をバネに"教える教育から自ら 学ぶ教育"への質転換、学ぶ喜びや楽しさを伝えられ る教師、そして傷心の子どもたちに寄り添える教師を 育てたいとする本学の考えに沿うものである。被災地 の学生による学習支援のボランティア活動は、学生の 人間力を高める活動であることの学内の認識が高まっ た。そのため教育復興支援センターでは、被災地のボ ランティア学習支援を進めるとともに、ボランティア 活動に加わらない学生についても被災地をバスで案内 するなど災害の状況を直接見る機会をつくった。ま た、防災教育については、環境教育と一体化して、1

年次2単位必修とした。本学では、第二専門ともいえる授業科目群として8単位ではあるが、現代的課題科目として履修が義務付けられている。大学としても防災教育や復興教育についての研究や教材開発を基点研究としており、今後その成果を、学部のカリキュラムや修士課程、教職大学院の授業に反映させたい。

3. 今後に向けて

東日本大震災は、辛く悲しい出来事であるととも に、同時に建学50年にして新たに重要な使命を突きつ ける契機となった。この間に醸成した地域や国内外で のネットワークを活かしながら、学部および大学院に おいて防災に関連するカリキュラムの体系化を行い、 防災教育に強い教師の育成に努めたい。それが、東日 本大震災被災地とかかわりが深い教員養成大学の使命 と考えている。すでに学部課程では、「環境・防災教 育」という科目を設け、1年次2単位必修とした。本 学における第二の専門ともいえる授業科目群として現 代的課題科目(8単位)の履修が義務付けられてい る。こうした学部のカリキュラムや修士課程、教職大 学院の授業にこれまで学校防災や防災教育の実践で必 要とされる資質・能力を養える内容を盛り込み、先進 的な学校安全・防災教育プログラムを展開したい。そ して将来的には、本学の体系化された防災プログラム にて高度な知識と技能を身につけた学生に対して「防 災マイスター」(仮称) といった知識・技能習得認定 を行い、学校現場において防災に主体的・指導的に取 り組む人材を輩出することが、中長期的視点から本学 が捉える持続可能な地域社会構築への貢献である。そ してこうしたレガシーを遺すことが、本学にとっての 真の復興といえよう。

知的財産管理体制の構築

原 英彰

岐阜薬科大学副学長

本学は10年前に独立行政法人工業所有権・情報・研修館(INPIT)が実施する知的財産管理体制構築支援事業(3年間)、5年前に異分野融合によるデザイン産学連携広域ネットワーク(2年間)及び3年前に広域大学知的財産アドバイザー派遣事業(2年間)に応募して採択され、これらを基盤に本学の知的財産管理体制を構築してきた。これまでの経緯を説明して、浮かび上がってきた現在の課題並びに将来の展望について報告をしたい。

I. 取り組みを実施することになった経緯

本学は、薬と健康についての高度な研究に支えられた教育により、有為な薬学専門職業人を育成し、それらを通じて社会に貢献することを目的としている。また、本学は薬学に関する基本理念として「人と環境にやさしい薬学(グリーンファーマシー)」を掲げ、これに基づいて(1)教育、(2)研究及び(3)社会貢献を推進することとしている。

(1)の教育については卒業生の各方面の活躍から高い評価を得、(2)の研究についても論文の質と量がその水準の高さを示している。しかしながら、(3)の社会貢献のうち、本学で創出される知的財産の活用に関しては、個々の教員の判断にまかされており、平成18年頃までは、知財管理運営体制がほとんど整備されていなかった。それ故、学内に眠るシーズの発掘、活用、企業との共同研究といった産学官連携事業を強化することを本学の重要課題の一つと捉え、各研究室で創出される有用な技術を知的財産として活用するための仕組み作りに取り組むことになった。

この課題解決のために、平成19年度に INPIT が実施する「大学における知的財産管理体制構築支援事業(大学知的財産アドバイザー派遣事業)」に応募し採択された。本事業で派遣を受けた大学知財アドバイザーの指導のもと、学内に知的財産管理・発明委員会並びに評価委員会を発足し、3年間の活動を行い本学の知的財産管理体制の基礎を築いた。ついで、平成24から25年度には同じく INPIT の広域大学知的財産アドバイザー派遣事業の「異分野融合によるデザイン産学連携広域ネットワーク」に加盟、さらに平成26年度から幹事校として「薬学系大学広域ネットワーク」を構築し、引きつづき知的財産アドバイザーの派遣と支援を受けることができた。これらの事業の活動を通して、知的財産を核とする薬学系の産学官連携推進の基盤を構築することができた。

Ⅱ. 取り組みの内容

1. 大学知的財産アドバイザー派遣事業 (平成19年 度から平成21年度)

INPIT からの大学知的財産アドバイザー丞村宏氏(当時本学客員教授)の派遣を受け、知的財産管理体制の構築、大学の知的財産の活用にこの3年、大学一丸となり邁進してきた。1年目は、主に知的財産管理体制の構築に取り組み、2年目以降は知的財産管理体制の更なる充実を目指すともに、知的財産の発掘・管理・技術移転を積極的に推進した。具体的には、知的財産管理の基礎となる各種規則類(知的財産ポリシー、産学官連携ポリシー、利益相反ポリシー)の補充、知財相談体制、発明届け制度と機関帰属発明の選

考・補償制度等の整備等を行なった。また、これら知的財産管理を扱う学内組織としては、知的財産評価委員会、知的財産管理発明委員会の運営と共に、産学官連携委員会、利益相反委員会を、名古屋産業科学研究所(中部 TLO)、岐阜大学知的財産部門及び科学技術振興機構(IST)の協力を得て、立ち上げた。

以上の取り組みによって、本学の知的財産管理・活用体制は整備され、大いに進展した。知的財産管理体制が構築されてからは年間20件を超える発明届が出されたが、その後現在迄15件前後と継続的に発明届が出されている(表1)。本学は機関帰属として特許を出願する費用(予算)を原則3件以内/年と定めており、すでに特許に関する譲渡先が決まっている場合は、個人帰属として認定することによって、共同研究を推進し成果に結びつけるよう勧めている。10年間で合計158件の特許発明届があった。教員数は約70名(教養教員も含む)であるから、この10年間で2.26件/人の特許を出願したことになる。また、この10年間における特許収入は200万円(3件)及び成果有体物収入は368万円(5件)、合計568万円(8件)である。

技術移転に関しては、岐阜大学知的財産管理部門と 共同での「国際バイオ」への出展、平成19年度から名 古屋市立大学と静岡県立大学との「中部公立3大学新 技術説明会」(JST)、更には平成28年度から名古屋市 立大学、静岡県立大学、横浜市立大学、大阪市立大学 との公立5大学連携による「健康・医療新技術説明会」

表 1 発明届件数 (平成19~28年度)

20.	武 · 元为曲 · (· / / / / / / / / / / / / / / / / /		
年度	機関帰属	個人帰属	合計
19	2	20	22
20	5	17	22
21	2	12	14
22	4	14	18
23	2	13	15
24	4	14	18
25	3	9	12
26	1	12	13
27	3	8	11
28	1	12	13
合 計	27	131	158

(JST) の開催等を年1回行っており、現在でも継続している。

2. 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業(平成 24年度から平成27年度)

平成24年度から2年間「異分野融合によるデザイン産学連携広域ネットワーク」に加盟し、丞村宏 広域大学知的財産アドバイザーの派遣を受け、成果有体物取扱規程の整備等を行った。

一方、薬学教育の歴史的改革である6年制薬学が平 成18年にスタートし、各薬学系大学は教育改革に伴う ハード・ソフト面での整備の為、そのリソース等を割 いてきた。(1)薬学実務実習における大学教員の多 大な負担、(2)薬剤師国家試験準備に伴う学生の研 究活動参画への低下等問題があった。一方で、医学系 大学では Med-U ネットの様な産学連携推進のための アカデミアの枠に捕らわれない協力体制構築が進んで おり、薬系大学でも研究活動の強化を図るため、効果 的な協力体制の構築が求められた。そこで、平成26年 度に本学が幹事校となって、先行する医学系大学ネッ トワーク(上記 Med-U ネット)を参考に、大阪薬科 大学、京都薬科大学及び明治薬科大学の4大学で「薬 学系大学ネットワーク | を組織し、INPIT の「広域 大学知的財産アドバイザー派遣事業 | に応募、採択さ れ、野口正弘広域大学知的財産アドバイザーの派遣を 受けた。本学は、本ネットワーク活動を通して、大学 間連携及び産学官連携を推し進める為の情報交換を行 い、加盟大学の学内知的財産管理体制の構築にも貢献 した。また、薬学系の他大学と連携を深めることで、 産学連携や知財活用の推進に関わる体制の強化につな がった。

Ⅲ. 知的財産管理における認証評価

大学基準協会による大学評価報告書(平成26年度実施)によれば、本学の知的財産管理に対して下記のような評価がなされた。

「産・学・官等との連携は組織的に行われており、 知的財産管理のための規約も整備され、教育研究の成 果は知的財産として積極的に産業界の利用に供してい る。共同研究も活発に行われており、その成果は研究 活動の成果である発明届の数の多さからも、高く評価 できる。」

以上の評価は、大変光栄なことである。共同研究が継続的に行われた結果が発明届件数の増加に繋がったと考えられる。次の課題としては、これらの特許の成果が表れているかについては、先にも述べたように、まだ十分とは言えない。今後は、質の高い発明に繋がる研究及び明細書を作成する等に力を入れていきたい。

Ⅳ. 課題と今後の発展

1. 知的財産活動に専念する人材不足

知財管理に係る担当者(教員・事務職員)全員が兼務であり、また事務職員は岐阜市職員であるために必ず定期異動で他部署へ異動する。事務引継ぎはするものの知財業務は特殊な面があるため、そのノウハウまで引継ぎを行うことは非常に難しい面がある。知的財産にかかる事務担当者を固定することが出来ないのが課題である。以上、知的財産活動に専念する人材(コーディネーターのできる人材)が学内にいないこと等が知的財産管理部門を構築していく上の不安要素である。

2. 継続的な発明発掘活動と発展的な知的財産活動

発明届は実際に研究を行っている教員が行うが、その申請を待つだけの体制では充実した知的財産の発展は望めない。そこで、本学では発明発掘を行う人材について、担当者(学内の教員)を明確にし、今までは知財アドバイザーの助言を得ながら研究室訪問を行って、発掘してきた。しかし、引継ぎをしっかり行ったとしても十分な発明発掘ができるかは、その担当者の力量あるいはモチベーションに強く依存するところがある。今後、継続的に良い特許を出していく為にも啓蒙的な活動を行いつつ、各研究室を頻繁に訪れて発掘することが重要である。

V. おわりに

本学は、平成27年度に次世代を切り拓く強い大学に向けて「岐阜薬科大学中長期計画2025 (VISION of GPU2025)」を策定した。教育、研究、地域貢献を大学の三つの柱として、研究ビジョンの一つには新薬創出に繋がる研究に力を入れることを目標とした。その為にも知的財産については、法令を遵守し正しい運営管理を行い、研修等を通して、これら規範を適切に実施できる教職員を育成するとしている。

本学は、学生数782名、教職員数122名、合計904名(平成29年5月)からなり、大学の規模からして知的財産活動に費やす人及び予算は限られている。発明発掘作業の継続、目利き人材の発掘、共同研究契約書等のチェック機能、国内技術移転の為の学内コーディネーター人材の育成、海外技術移転の為の仕組み作り等、今後行うべき課題は多くある。その中で、確実なる知的財産活動を推進していくためには、連携を進めている公立大学間、近接する岐阜大学知的財産管理部門、中部TLO並びにJST等との連携を深めていくことが大切である。その中で、知的財産管理については、本学として限られた資源の中で最大限の成果が出る仕組みづくり、特許性の高い研究等を行うためにはどうすればよいかを常に自問自答しながら進めている。

謝辞

本学の知的財産管理体制の構築は、INPITの各種 事業による長年の支援による賜物です。ここに、改め て心より御礼申し上げます。また、INPITより派遣 頂き御指導頂きました、大学知的財産アドバイザー丞 村宏氏並びに野口正弘氏に心より感謝の意を表しま す。

以上

Case Report Related to "Building an Intellectual Property Management System"

※ Hideaki HARA

[Abstract]

Before the Intellectual Property Advisor Dispatch Project was started (until 2006), intellectual property creation at the University was unsatisfactory. For this reason, strengthening the cooperation between industry, academia, and government—unearthing and utilizing the potential sleeping within the University, and collaborating on research with corporations—became an important issue for the University. The application and adoption of the "Support Project for Building an Intellectual Property Management System in the University (the University Intellectual Property Advisor Dispatch Project)," implemented by the National Center for Industrial Property Information and Training (INPIT) in 2007, became the starting point for addressing this issue. Under this Project, activities continued for three years, successfully laying the foundations for the University's intellectual property management system. Furthermore, 2013 saw the application for and adoption of the Pharmaceutical University's wide-area network: the "Wide-Area University Intellectual Property Advisor Dispatch Project," also implemented by INPIT. The activities of these two projects have led to the establishment of the foundations for promoting cooperation between industry, academia, and government at pharmaceutical universities, with intellectual property at its core. Later, in a university evaluation report performed by the Japan University Accreditation Association (JUAA), and implemented in 2014, the following assessment was made regarding the University's management of intellectual property: "Cooperation between industry, academia, and government is being performed in an organizational manner, with regulations for intellectual property management also wellprepared, and the results of education research are being actively provided for use in industry. Joint research is also actively performed, and the results can be evaluated highly, due to the large number of filings for inventions." The above evaluation is a great honor. It appears that the results of the continuing joint research are leading to an increase in the number of filings for inventions. Our next issue is that it is yet unclear whether the results of these patents are coming to light. In the future, we will place even greater efforts in producing research and explanatory materials that lead to inventions of high quality.

* Gifu Pharmaceutical University Vice-President

道北地域研究所を中心とした地域貢献

佐 古 和 廣

名寄市立大学 学長

名寄市立大学の沿革

名寄市立大学の道北地域研究所について述べるには、名寄市立大学創設の経緯に触れないわけにはいかないので、少しの行を割かせていただきたい。

名寄市立大学は、1960年に開学した名寄女子短期大 学を母体に2006年、4年制大学として新たに開学し た。名寄女子短期大学は、家政科1学科、入学定員60 名で開学した北海道初の公立短期大学であった。1960 年には北海道には国立短期大学(夜間)1校、私立短 期大学8校があり、私立の7校は札幌圏に、1校は函 館市に設置されていた。当時の名寄市の人口は35.859 人(平成29年4月1日の人口は28,000人)であり、短 期大学が全国的に新設された時代背景があったとして も、名寄市にとって大英断であったことは想像に難く ない。開学の目的は、北北海道における女子高等教育 の振興と北北海道の発展には「住民の教育・健康・保 健・栄養 | の向上が不可欠であるという考えに基づい ていた。そのためには、「人材の招致」ではなく「人 材の育成」を目指そうという発想から、大学設置へと 結びついたのである。

開学後、財政的に厳しい時代もあったが、1973年の 短期大学経営に係る地方交付税措置の制度化や2006年 4大化により改善し、名寄市および周辺自治体の貴重 な人材育成機関としてだけではなく、大学の知的資源 や教育研究成果の社会還元、地域住民への生涯学習の 場の提供など、地域からの一定の評価があり存続した と考えられる。その後、地域の期待や時代の要請に応 じ、1994年に看護学科開設、2006年には、4年制の栄 養学科、看護学科、社会福祉学科よりなる「名寄市立大学」として新たに開学した。2016年からは短期大学部として残った児童学科の募集を停止、4年制の「社会保育学科」を新たに開設し、1学部4学科の単科大学として現在に至っている。

道北地域研究所の創設

名寄市立大学道北地域研究所は1982年、当時はまだ 短期大学であったが、美土路達雄学長の主導で設立された。その目的は大きく3つあり、大学教職員の個人 研究推進と共同研究の構築、地域振興と研究推進の接 点の場としての研究所、他の研究機関や自治体専門職 員との連携と共同による課題解決、にあった。沿革で も述べたように、本学の設立目的がまさに大学の地域 貢献であったことから、この研究所の設立は必然的な 流れであった。その成果は「地域と住民」という道北 地域研究所年報としてまとめられ、現在までに34号発 刊されている。この年報を基に、今回の事例報告を作 成した。

道北地域研究所の研究内容

道北地域研究所の研究成果を大きく、第1期(1982-1993)、第2期(1994-2005)、第3期(2006-2016)の3期に分けて分析した。3期に分けた理由は、時代背景や学科構成等によりその研究の中心が変遷しているからである。第1期は、研究所開設からの12年で、家政学科(1984年児童専攻課程設置)1学科体制時代で、第2期は看護学科(3年制)が新設され、2学科体制になった時から4大化へ移行するまでの期間で、

第3期は4大化以降の時代である。 第1期(1982-1993年)

この期間は家政科1学科で、教育課程は一般教養、語学、体育、専門科目、教職科目で構成されていた。 この期間の研究は、住民の生活、栄養に係る課題、障 害者に関する調査・研究、農業関連が研究の主要テー マであった。

障害児に対する実態調査、療育的指導の研究が行わ れ、地域における「障害児ケアシステム」をいかに作 るかといったシンポジウムが開催されている。地域住 民の生活と栄養問題では、地域住民の食生活調査を行 い、栄養・食塩等の摂取状況と肥満や高血圧有病率な どの分析や、酪農業地域では栄養摂取、食塩摂取では 問題ないが、野菜摂取が少ないことが指摘され、その 後の栄養指導に反映された。また、そのころ特産物を 利用した多くの村おこし運動が行われていたが、その 多くが食品であり、その成分分析なども行われてい る。また、当時子供の肥満が全国的に問題になりつつ あったが、名寄市の子供の肥満出現率は3.24%と全国 平均の約2倍であった。そこで肥満傾向にある児童の 食事調査を行い、一汁二菜の基本形が減少し、副食が 欠落した形態や、主食のみの形態の増加を指摘。その 結果、タンパク質、カルシウム、ビタミンA₁、B₁、 B。の減少をきたしていることや、総エネルギーは大き な変化がなかったが、タンパク質:脂質:糖質比で脂 質、糖質比が高くなっており、菓子、清涼飲料水の増 加とも一致していることを報告している。

生活関連では、名寄市には製紙工場があり廃液が河 川に排出されていたため、住民の水質汚染への関心が 高く、名寄市の委託を受け名寄川・天塩川の水質検査 も研究所が定期的に実施した。

農業関係では、名寄市の基幹産業は農業であり、名 寄市や地元の企業からの依頼を受け、農産物加工・貯蔵に関する研究や製品の長期保存中の品質変化に関す る研究結果が多数報告されている。雪が多い地域の特性を活かした、雪室を使った野菜貯蔵の実験などは北 国特有の研究である。本学は、短期大学時代から農業 経済学を専門とする教員が歴代勤務しており、名寄市 の農業関係者とは短期大学時代から連携を図ってき た。過疎地域の基盤産業である第一次産業の再建への 取り組みとして、他町村の成功事例を参考にして、各 種提言が行われた。農産物の流通において広域連合を 提唱し、名寄周辺4農協による道北青果広域農協連へ とつながったのはその1例である。

第2期(1994-2005年)

1994年に看護学科が開設された。それに伴い新たに保健・医療・福祉分野の研究が増加した。また、それまで研究の中心であった栄養問題も、看護学科との共同研究が多くなったのが特徴的である。

1990年代になると、高齢化社会の到来により国および自治体は高齢者福祉対策が喫緊の課題となった。道北地域研究所の研究テーマも高齢者福祉がこの期間の主要研究テーマとなった。初めに、上川北部二次医療圏の高齢者福祉の資源調査や在宅福祉の実態調査などが行われた。また、いま問題となっている高齢単身世帯の問題も取り上げられている。その一方で、地域の医療従事者の資質向上を目指した「看護師のためのリカレントセミナー」実践報告など、第3期の研究と結びつくテーマも展開されつつあった。

栄養に関する研究も、「高齢者の摂食行動に関する調査研究」など、誤嚥性肺炎といった高齢者医療で欠かせない課題への取り組みも開始されている。また、生活習慣病関連では、予防・治療で重要な疾病と食事の問題が、「心臓病・高血圧症などの栄養指導の実際」「地域住民の食生活実態と健康意識に関する考察」等の研究として行われている。

短期大学開学時から継続され来た障害者への支援に関する研究も引き続き行われていた。「障害を持つ人に対する社会的支援」をテーマとした研究が、その後の2005年に導入された障害者自立支援法、2016施行の障害者差別解消法などの施行が円滑に進んだ基盤となった。またこの研究の継続が、2006年4年制大学へ移行した時の「社会福祉学科」新設の原動力ともなった。

第3期(2006~2016年)

2006年、栄養学科、看護学科、社会福祉学科の3学科1学部の4年制大学として新たに開学した。4大化により教員の数、質ともに充実し、研究の幅も広がっ

た。

この期間の研究の核の一つが、農業経済学を専門とする教員と栄養学科教員を中心とした、地域の産業振興に係る研究である。2009年から、地域資源活用型のアグリビジネスの構築を目指して、観光資源として栽培されていたひまわりに着目し、その栽培・搾取試験と事業化への取り組みが開始された。ひまわり油は従来はリノール酸が多い品種が栽培されていたが、HDL(善玉コレステロール)を下げずにLDL(悪玉コレステロール)のみ下げるオレイン酸を多く含む品種の栽培を行い、搾油システムを構築した。この取り組みは農林水産省の「食農連携促進施設整備事業」の補助金を得て、名寄産ひまわり油「北の輝き」として商品化され、インターネットを通して全国販売されている。

ひまわりと並行して、2011年から亜麻の栽培と繊維・食品などへの活用の可能性の研究もなされた。亜麻は冷涼な気候の亜寒帯地域が栽培に適しており、明治時代には北海道で広く栽培されていたが、化学繊維の出現により昭和43年には北海道の最後の工場が閉鎖され、亜麻製造は姿を消した。1985年名寄商工会議所などが名寄産業開発研究所を設立し、亜麻の栽培を行ったが1995年に高齢化などの理由で休止した。名寄市立大学では2008年、繊維用と採種用亜麻の試験栽培を開始した。採種用亜麻仁油を抽出し成分分析を行い、食品としての亜麻の活用の可能性は認められたが、経済がグローバル化した現在では競争力はなく、産業化は困難であった。これらの研究を基盤として、2012年には「地域資源の掘り起こしと産業化」と題したシンポジウムも開催された。

短期大学部児童学科(現在4年制社会保育学科)と 社会福祉学科共同による、児童文化を通して学生と地域(障害者・高齢者)をつなぎ、シャッター街の活性 化を目指した、「地域商店街をフィールドとした子供 遊び空間の創造」が2014年から開始され、現在は名寄 市立大学コミュニティケア教育研究センター(道北地 域研究所の再編によりできた)の事業として毎年開催 されている。

社会福祉学科と社会保育学科は「児童の貧困」を一

つの研究テーマとしているが、その研究の一端として「子ども食堂」と「児童・生徒の学習指導」を一体化し共同事業化した。これもコミュニティケア教育研究センター事業の一つになっている。

保健・医療・福祉部門では、地方における医師・看 護師不足は大きな課題であった。北北海道の中核病院 である名寄市立病院を中心とした上川北部医療機関、 保健所と看護学科教員による共同研究「上川北部地域 の看護職員確保対策に関する研究 | が2010年に開始さ れ、現在も継続されている。今までの研究成果は、こ の研究がすべてではないが上川北部の看護職員の増加 として現れている。2008年の上川北部2次医療圏の看 護職員数は838名(准看356名)で2016年は1035名(准 看290名)、人口10万人当たりでも、2008年11.8から 2016年14.1と増加している。増加の要因は、満足度調 査や離職の原因分析などに基づき、勤務環境の改善、 多様な勤務形態の導入、院内保育所の整備、研修等に よる資質向上などに医療機関と一体的に取り組んだこ とによる。そのなかには、名寄市立病院のライフスタ イルに合わせた多種多様な勤務形態の導入なども含ま れる。また、「ナースカフェ」と称する、名寄市立病 院看護職員と名寄市立大学看護学科学生との交流会な ども看護学生の地元定着に貢献したと考えられる。

短期大学時代から続いてきた、名寄市民の生活に関する研究はこの時期には「名寄市民の生活の質(QOL)実態調査」としてまとめられた。その結果は、60代、70代に比較して、それより若年世代で健康習慣、食習慣の改善が必要なことが指摘された。欧米の研究でも同様な傾向は見られ、疾病予防に向けた今後の保健行政に反映されるべきデータである。

道北地域研究所の評価

名寄市立大学は、これまで地域社会を積極的に活用する教育活動の展開、保健・医療・福祉に係わる地域課題の解決に向けた研究活動の推進、地域において実践活動に携わる人材の卒後教育活動の展開、地域資源の有効活用、地域の諸課題の相談・企画支援等を通して地域貢献を果たしてきた。その成果は、日本経済新聞社産業地域研究所における2010年度の調査におい

て、地域貢献度活動が全国公立大学の中で 18 位との 高い評価を受けた。また、2010年度の大学基準協会認 証評価において、「道北地域研究所においては、地域 資源の有効活用を目指した研究が市内農業生産者の協 力を得て進められ、地域貢献の実績を上げている」と の評価も得ている。

今後の展望

2006年の名寄市立大学開学時、地域の求める諸課題に積極的にかかわり、必要な相談、調整、企画、支援機関となり、大学と地域・市民の交流、連携を強化するために地域交流センターが設置された。短期大学から4年制大学への移行時、市民の間で4大化に対し賛否が分かれていたため、大学の地域貢献をより明確に打ち出すという意図もあって設置されたと推測される。しかし、それまであった道北地域研究所とその役割が重複するところもあり、2016年この2つの組織を統合し、新たに「コミュニティーケア教育研究センター」と改編した。その目的もあらたに、大学の教育・学習資源を基礎に、地域住民・関係機関・諸団体とと

もに、とくに定住自立圏市町村・道北地域を対象に、コミュニティーケアシステムの構築や農業等を含む様々な地域振興策を追求することとした。この目的は言い換えると、人びとの誕生から死までの生活に安心を与え、生産・生活に持続的な意欲をもたらし、まちづくりを振興し、地域交流を活性化させ、地域主体を強化することであり、これらを支えるのがコミュニティーケア教育研究センターの役割となる。

名称は変更されたが、道北地域研究所設立時の理念は継承されており、その成果はその時々の研究・事業を担う教職員に係っている。道北地域研究所時代から、学科間連携による共同研究はあっても基本は個人研究の集合であった。今後は、限られた予算ではあるがセンター主導で、長期的展望に立った研究・事業の発展を目指したい。

参考資料

- 1. 市立名寄短期大学大学30年史
- 2. 市立名寄短期大学大学40年の歩み
- 3. 道北地域研究所年報「地域と住民」 1-34号

Regional contribution by the Northern Hokkaido Regional Research Institute

Kazuhiro SAKO

[Abstract]

The Northern Hokkaido Regional Research Institute was established in 1982 by Nayoro City Community College, the precursor to Nayoro City University.

Institute aim for promoting both individual and collaborative research among college faculty, providing a regional base for research on and development of local communities and offering solutions to regional problems through collaboration and cooperation with other research facilities and specialized, local-government staff. Positive results have been reflected in the administration of regional medical, health and welfare facilities. The Institute has also made contributions to industrial development in an area where agriculture is the main industry. In 2010, Nayoro City University was ranked highly at 18th in the rate of regional contribution activities among public universities nationwide in a survey of regional contribution activities conducted by the Nikkei Shimbun's Industrial Area Research Institute.

* Nayoro City University

日本人学生と留学生がともに英語で学ぶ 地域遺産教育プログラム 『やまぐちスタディーズ』の開発

岩野雅子

安 渓 遊 地

[キーワード]

公立大学の使命、英語による授業、地域と共に創る、 教育の質向上

1. 『やまぐちスタディーズ』とは

公立大学は、地方自治体による創立の背景やその運 営形態等にもとづき、長い間、おのずと地域貢献型大 学としての機能を担ってきた。それぞれが拠って立つ 地域社会の特性や変化によって地域貢献の形を模索 し、特色づくりに努めている。山口県立大学は、「人 間性の尊重」「生活者の視点の重視」「国際化の推進」 「地域社会との共生」という4つの理念を掲げ、健康 福祉と地域文化の進展に資する領域で個性を発揮する 方針を立てている。本稿で紹介する『やまぐちスタ ディーズ』は、こういった本学の基本理念を具現化 し、強みを可視化する目的で取り組んだプロジェクト の一つであり、平成23年度に実施した認証評価におい て、「長所として特記すべき事項(教育方法)」として 取り上げられた。評価結果報告書には、「2009(平成 21) 年度から、山口の歴史や文化、地域性に密着した テーマについて英語で学習する地域遺産教育プログラ ム『やまぐちスタディーズ』を開講している。このプ ログラムでは、伝統芸能の鑑賞、伝統工芸の体験、萩 の城下町の探索など『LOL』(Learn on Location, 現 地学習)の概念を取り入れながら、当該授業を受講し ている日本人学生と留学生がそれぞれのテーマについ

て議論することによって、学生の語学や文化理解に対する興味・関心を高めていることは評価できる」とある 1 。

『やまぐちスタディーズ』の開発は、平成20年度に 採択された文部科学省『大学教育の国際化加速プログ ラム (海外先進教育研究実践支援(教育実践型) | を 機に、それまで開講してきた英語で行う授業科目の中 から、山口の地域資源や歴史文化遺産等を学ぶ4科目 を選び、教育内容や方法の面から質改善を図る目的で 検討を始めた取り組みである²。その中心をなすの は、現地で学ぶ LOL という教育方法であり、フィー ルド学習の事前事後のプロセスを充実させて、日本人 学生と留学生との間にある学びのスタイルの違いを混 ぜ合いながら、山口を素材に地域社会を見る「目」を 養うことを目的としている。その先にあるのは、グ ローバルな視点から地域社会の遺産(Heritage)を捉 え、見えるもの・見えないものの価値を未来へ繋いで いく態度を身につけることである。地元で、あるいは 国内外の地域社会で、自らが生きていく足元をなす物 的・人的遺産や自然等を大切にする心をもって、職業 人あるいは社会人としての役割の中で地域活性化の道 を探ることのできる若者の育成を目標としている。

認証評価において「長所」という指摘を受けたのを機に、翌年度から(平成24年~26年度)、学内の研究創作助成を得てさらに内容を充実させた。『やまぐちスタディーズ』を構成する4科目は、「History of Yamaguchi」(郷土文学遺産、担当教員4名)、

「Yamaguchi and the World」(世界交流遺産、担当教員3名)、「Arts and Culture in Yamaguchi」(郷土文化遺産、担当教員3名)、「Crafts and Design in Yamaguchi」(クラフト&デザイン遺産、担当教員5名)である。数多くの教員が関わり、教材となるテキストを作成し、日本人学生と留学生の教育に当たってきた。

2. 地域遺産教育プログラム開発のスタート

地域遺産教育プログラムの開発に至る背景として は、次の5つの課題があった。

- ①留学生を主たる対象とし、日本人学生とともに学ぶ機会を提供するために英語で開講する科目を用意し、授業改善等のFDも行っていたが、双方のレベルや目的の違いをふまえつつ、お互いが満足する内容・方法・評価への改善が必要であった。
- ②専門科目を英語で学ぶ意味が明確でなく、日本人学生の履修者が少なかったため、英語で学び発信する力を身につけるためのより積極的な動機づけが必要であった。
- ③地域の観光資源や文化資源等が英語で発信されておらず、「知りたい」「知らせたい」という地域住民や学生の気持ちがあるにもかかわらず、英語でアクセスできる素材が不足していた。
- ④教員自身も知らない地域素材が多くあり、地域住民 や専門家から協力を得る必要があった。
- ⑤学士課程構築、チームティーチング、主体的な学び、ICT 活用教育といったさまざまな教育改革の流れや、大学の国際化や個性化といった議論も見据えつつ、特色ある教育内容を打ち出し、学生に提供する必要性を感じていた。

『やまぐちスタディーズ』をなす4科目は国際文化 学部の教員が担当しており、英語で開講する科目を履 修するのは主として国際文化学部生と当該学部への留 学生・交換留学生であった。そこで、国際文化学部教 員と、全学の国際化を推進する部署(国際化推進室) とが連携し、テーマを「英語で開講する科目の改善」 「地域遺産教育」「LOL(Learn on Location)手法の 導入」の3つに絞り、平成20年度の文部科学省補助事 業に応募し採択された。

平成20年度に行った海外先進事例視察では、次のような知見を得た。

- ・大学周辺の地域遺産を積極的に取り上げてウォーキングツアーやバスツアー等で巡るコースや、遠隔地や海外などに出かけるスタディツアーなどを考えること。学外での活動は、「learn on location/site」「fieldwork」「trip」「experiential learning」などと呼ばれる。
- ・講義等で事前学習や事前調査を十分に行った上で、フィールドに出かけて学び、学んだことを他者に伝える発表(word out, speak out)をして、「学びを消化させる」授業マネジメントを考えること。
- ・現地で地域の人々を講師として学ぶこと。
- ・郷土文学、郷土の生んだ人物、歴史的遺跡や建造物、歴史的イベント、地域のクラフトやデザイン等の歴史文化遺産から、貧困やホームレスなどの社会的課題、コミュニティ開発、多様な宗教、工場群や工業遺産にいたるまで、取り上げるテーマや専門分野は何でも可能である。

授業方法としては、次のような助言を得た。

- ・事前学習を確実に行わせるため、学生が読むべき 資料 (リーディング・パック) をまとめて渡し、 読んだことを確認する課題を出す。
- ・グループ学習等で役割を担わない学生が出ないよう、個人学習を組み合わせてグループ学習となるような工夫をし、個々の学生の行動を評価する。 例えば、必ず個人学習結果を持ってこさせ、それらをグループ内で比較検討して一つにまとめあげる作業をし、個人学習結果も提出させるなど。
- ・地域遺産を学ぶことが、自分の何と結びつくのか を現場で考えさせ、記録させ、疑問点や質問を集 めて、クラス全体でいくつかの質問にまとめて、 最後に各人に応えさせる。

科目の成績評価としては、次のようなものが用いられていた。

- ・理論的な説明ができること (レポート等)。
- ・フィールドワークの記録をもとにした事実に対す

る主観的なレスポンスができること (ジャーナル等)。

- ・リーディングパックに関する理解ができること (確認テスト等)。
- ・グループやクラスなどでの討論、質問出し等をふまえた上で、自らの学びをいかに活かすかについて説得力をもってまとめることができること(最終レポート等)。
- ・学んだことについて他者に伝えられること (作品 展示、発表、写真や動画作成等)。

「アカデミックな知識」+「アカデミックな経験」=「アカデミックなアウトカム」となるよう授業プランを立てるべきというアドバイスを受けた。そこで、『やまぐちスタディーズ』では、「アカデミックな知識と体験を山口で得た」という実感がもて、日本人学生も留学生もそこで得た「アカデミックな成果」を他地域や他領域の事例に応用できる態度と自信をつけることを目指すこととした。

3. プログラムの内容

上記で述べた平成20年度の海外先進事例視察に先立 ち、平成19年度には国際化加速事業への申請を前提 に、4科目中の1科目となる「郷土文学遺産」につい て授業改善の取り組みを行っている³。海外先進事例 視察後には、これにもう1科目「クラフト&デザイン 遺産」を加え、上記で述べた知見や助言等をもとに授 業改善に取り組んだ。「郷土文学遺産」では、不足す る講義資料は事前に英語訳を用意し、地域の講師や研 究者(佐々木幹朗氏、多田美千代氏等)による講義を 聞くだけでなく、各学生が事前学習で準備した質問を 全体討論までもっていく展開とした。また、調べたこ とをもとに、複数回に分けてきめ細かく地元を歩いて 回った。取り上げた地元出身の詩人(中原中也)や文 学者(嘉村礒多)が生きた時代(明治末から大正、昭 和初期)の足跡をたどることで、日本社会や、そこで 生きた人々の価値観や人生観、世界観などについて考 え、それから約80年を経た現在、同じ地で今を生きる 自分にも目を向けるよう促した。ジャーナルを記録さ せ、レポートや口頭発表を取り入れた。最終発表の一 つは、「礒多をしのぶ会」において出席者と学生との間の作品朗読会として実現し、日本語や英語による朗読のほか、作品解釈に関するディスカッション、学びの成果報告などを行った。一方、「クラフト&デザイン遺産」では、萩の竹、萩焼、山口のデニムなどを取り上げた。地域の専門家や芸術家、起業家等による講義を経て、工場や工房の見学等を行い、取り上げたテーマについて英語で発表する。作品による発表でもよく、デニムを使った地元のファッションショーへのデザイン画を作成した学生もいた。デザインを専門としない学生が、商店街や美術館で開催したショーにおいて準大賞を受賞する例も出た。

平成24年度からは、さらに2科目の教育改善に取り 組んだ。「世界交流遺産」では、幕末の密航留学生(長 州ファイブ) や山口からの日系ハワイ移民、戦時下の 回天基地や、世界のさまざまな言語に翻訳され紹介さ れている童謡詩人(金子みすゞ)を取り上げている。 また、「郷土文化遺産」では、山口県各地の観光地や 伝統行事を今までとは異なるグローバルな視点でとら え直す街歩きの実施を中心に授業が組まれた。また、 これらの科目において学生に読ませる論文や資料を電 子書籍化し、海外の姉妹大学でも紹介してもらうこと で、日本文化や山口県、本学に興味をもった学生が、 交換留学生として本学を希望してくれる数を増やすこ とも目指した。というのも、海外の姉妹大学には日本 のいくつもの大学と提携している機関もあり、本学か ら交換留学生を派遣するためには、相手大学から本学 を選んで来てもらう数を増やす必要があった。『やま ぐちスタディーズ』はそういった学生が積極的に受講 してくれたほか、英語圏からだけでなく、中国や韓国 の大学からも英語の得意な学生が受講し、結果的には 8つの提携大学との間で実質的な相互派遣者数が確保 できている。

筆者の一人である岩野が担当する「Yamaguchi and the World」は、平成28年度は受講者約40名、平成29年度は約50名となっている。交換留学生の数は限られており、日本人学生の履修の方が多い状況にあるが、少数の留学生が混じっていることで、英語で学び発信することに対して自然な雰囲気と緊張感をもって授業

を進行することができている。『やまぐちスタディーズ』を構成する4科目は、英語で開講されている24科目(平成28年度)の一部であるが、約10年間にわたる持続的な教育改善の取り組みを続けた事例でもある。

4. 今後の発展の方向性

『やまぐちスタディーズ』の成果の一つは電子書籍『Yamaguchi Studies: Your door to understating the Culture of Japan』で読むことができる⁴。「自ら教える教材を、自らの手で作成する」という取り組みは、学部の基本的教育方針ともなった⁵。LOL(Learn on Location)に関する詳細な教育方法については海外先進大学に学んだものであるが、「地域が先生、地元が先生」という概念は、本学が採択された文部科学省現代 GP「やまぐち多世代交流・地域共生授業の展開」(平成19年度~21年度)のなかに原型がある⁶。本学独自の強みの上に、国際的でグローバルな視点からの教育改革に向けて取り組んだことが、次につながっていく。

『やまぐちスタディーズ』構築への挑戦は、平成24年度に採択された文部科学省『経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援』事業の中で、日本と世界の地域を結んで類似する地域課題の解決に向けた提案をし、世界での学びを地域に還元して地域活性化に向けた行動を起こせるインターローカル人材育成プログラムにおいて、アクティブラーニングを取り入れた『域学共創学習プログラム』に活かされた7。また、4つの科目は、英語名で新カリキュラムのなかに位置づけられている。やまぐちの地域文化遺産を学ぶという方向性については、平成25年度に採択された『COC地(知)の拠点づくり事業』において、履修証明プログラム『やまぐち学マイスター』や『やまぐち学研究』としてそのレガシーが継承されている。

地域に根差した公立大学として、地域遺産教育をさらに発展させ、実践的成果や具体的な影響を地域社会にアウトプットしていけるよう、教育研究活動と地域

貢献を連動させ、一体化させることを、公立大学法人 山口県立大学の次の目標として考えている。大学と地 域が連携して地域の未来を共に切り拓き、創り出すこ とが、全学の目標である。

【注】

- ¹ 大学基準協会 山口県立大学の『認証評価結果報告書(平成23年度)』 公立大学法人山口県立大学ウェブサイトで公開中 p511
 - http://www.yamaguchi-pu.ac.jp/contents/000007459. pdf
- ² 山口県立大学 『英語で世界に発信する地域遺産教育の開発――LOLを取り入れた『やまぐち地域遺産スタディーズ』の構築を目指して』報告書(平成21年)
- 3 岩野雅子、シャルコフ・ロバート、加藤禎行「「やまぐちスタディーズ」構築に向けた試み――2007年度における教育実践」『山口県立大学学術情報』創刊号 平成20年 pp.126-133
- ⁴ Iwano Masako, Schalkoff Robert, Ankei Yuji, 英語版電子書籍(おきなわ文庫、2015年) https://ebookstore.sony.jp/item/LT000038240000466897
- 5 山口県立大学国際文化学部として編集・発行した テキストには次のようなものがある。 『キャンパスを飛び出そう――フィールドワークの 海に漕ぎ出すあなたへ』(みずのわ出版、平成24
 - 海に漕ぎ出すあなたへ』(みずのわ出版、平成24年)、『Creative Note ——文化をデザインする』(東洋図書出版、平成24年)、『星座としての国際学——みつけて、つなぐ、学びのスタイル』(青山社、平成25年)、『知の空をはばたこう——国際文化学をまなぶあなたへ』(東洋図書出版、平成26年)、他。
- ⁶ 安渓遊地、安渓貴子『大学生とマチに出よう―― 地域共生授業をつくる』(みずのわ出版、平成22年)
- 7 『平成24年度~28年度文部科学省事業「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」最終報告書』(山口県立大学、平成29年)

和歌山県立医科大学スポーツ・温泉・ リハビリテーション医学研究所における 地域貢献と遠隔地での教育・研究

田島文博

和歌山県立医科大学 リハビリテーション医学講座 教授

岡 村 吉 隆

和歌山県立医科大学 理事長・学長

南 條 輝志男

和歌山県立医科大学 元理事長・学長

はじめに

和歌山県立医科大学は「医の心」のルーツ医聖華岡 青洲が唱えた「内外合一・活物窮理」の理念を受け継 いでいる。本学の理念は、「医学及び保健看護学に関 する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教 授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観 に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山 県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人 類の健康福祉の向上に寄与する。」ことを目的とし、 基本的な目標のなかに、「地域の保健医療の発展に寄 与する活動を行う」の項目がある。すなわち、高度な 医学研究と教育のみならず、地域医療への貢献が明記 され、これらを両立させなければならない。

他の大学医学部同様、われわれは医科大学附属病院を地域医療に貢献する医療センター機能充実のため、 日夜努力している。しかし、和歌山県は多くの過疎地域を抱え、和歌山市をのぞく県全域が医療過疎に悩んでいる。そのため、リハビリテーション科も術前、高度急性期から診療に参加し、特定機能病院機能の充実に寄与している。しかし、和歌山県における医療過疎問題への対応のためには、県域が非常に広いため、和歌山市内の附属病院機能充実だけでは限界がある。平 成19年に全国をおそった医師不足による地域、特に僻地病院崩壊現象に和歌山県も見舞われた。当時の学長南條輝志男は附属病院から過疎地域に医療活動の場を移し、直接地域医療貢献をすることも県立医科大学の一つの使命であると考えた。その両立を図ったのがこのプロジェクトである。

本稿は、これらの課題に取り組み、10年近く経過した今、取り組む事になった経緯と内容についてまとめさせていただく。

単なる医師派遣ではなく医師育成と医学研究の ために

研究・教育者でもある医学部教員の本務は教育研究である。医療はその教育研究を推進するために欠かせない医師としての中心業務であるが、医師の派遣もあくまでも良質な医師教育と先進的で国際的に通用する研究促進の大前提がなければならない。いくら医療過疎問題対策が急務であるといっても、医学教育と研究という本務をおろそかにすることは出来ない。

その意味で、単なる地域・僻地病院への医師派遣を 行うという事だけでは大学の指命が損なわれる。もち ろん、学長も全く同じ考えであり、教育と研究を大前 提にすると言うことで、この難局を乗り切る方針を確 認した。

医学における教育と研究

医学においては、実際の臨床を通じての教育と研究が重要で、それらを切り離して考えることは出来ない。教員が実際の医療を行い、それを学生に見せることが最も効率の良い医学教育となる。そのために医学部には附属病院が存在する。しかし、附属病院は地域の中核病院で、特定機能病院としての役割が大きく、本来の医師の姿が地域に根付いた医療であるならば、過疎地域での医療拠点は若い医師にとって効果的な教育の場となる。

過疎地に教育拠点を作る場合、問題点が3つできる。1つめは情報の隔絶である。過疎地であると最先端の情報が手に入らず、また、講義や講演を聴くことが難しくなり、教育が難しくなる。2つめは研究環境から離れることである。リサーチマインドの醸造と研究者としてのマナーが必要である。最後は、臨床と研究における指導者の不在が挙げられる。

1つめの解決策は簡単で、インターネットの発展は 過疎地域でも最新の医療知識に触れることを可能にし ている。大学と専用高速ネットでつなぐことにより大 学院講義を共有すればよい。2つめの解決策は病院内 に研究を行える環境を作ってしまえばよい。つまり、 過疎地にいても最先端の知識に触れ、自らも研究を遂 行できる環境を整えればよい。それを提供することは われわれ教育者にとって責務ともいえる。技術的に は、もはや僻地を理由に教育が不可能であるという時 代でなくなっている。

最後の課題は大学で教育・研究・臨床の経験豊かな 医師を配置する事である。これが難題であった。幸 い、内科では元大阪大学医学部血液内科助教授待井隆 先生が在任していた。整形外科では当時本学整形外科 教授吉田宗人先生のご高配により、本学で長く医局長 を務め、学術教育面で実績豊かな木浦賀文先生を院長 として推挙していただいた。教育者・指導者も揃った のである。

研究所設立

以上の課題解決にあたり、当時の南條輝志男学長が、那智勝浦町立温泉病院に大学の附属研究所を設立し、大学院機能も附属させるという提案を町に対して行った。町はそれを受け入れ、検討に入り、当時の中村詔二郎町長と学長の間で、「スポーツ・温泉医学研究所」を那智勝浦町立温泉病院内に設立し、その設置費用と運用費を町が負担する協定が結ばれた。教育体制充実のため、所長には和歌山県立医科大学リハビリテーション医学講座教授田島文博が毎週通い、直接指導に当たる事となった。さらに、研究所が附属している病院として、日本リハビリテーション医学会研修施設の認定を得た。リハビリテーション科若手医師が大学院にも入学し、この病院で教育を受けながら臨床・研究を遂行する体制が整ったといえる。

また、医師だけでなく、理学療法士などのリハビリテーション関連職種が那智勝浦町立温泉病院に勤めながら、社会人修士課程大学院生として教育を受けることもできる。研究所設立が呼び水となり、多職種による地域包括医療システムの全国的なモデルにさえもなり得ると考えた。

研究所が設立された平成20年4月に和歌山県立医科大学リハビリテーション科医師2名と理学療法士1名が共に那智勝浦に着任した。

何故僻地でリハビリテーション医療か

誤解を恐れずに言い切れば、我々は単に地域医師不足に応えるためにこのプロジェクトを推進したわけではない。大局的にみて、魅力ある地域医療を構築し、ひいては若い医師に魅力ある臨床と研究の場を提供することが医療過疎問題解決の糸口になると考えたからである。そして、リハビリテーション医療こそが、地域医療で現在不足し、今後充実させなければならない医療分野であると考えたためにリハビリテーション医学の専門家である田島が所長となったのである。

歴史的に那智勝浦町立温泉病院は伝統的なリハビリテーション病院であったため、リハビリテーション医療を行う設備は整い、優秀な理学療法士も配備されて

いた。地域リハビリテーション医療を展開する条件が整っていた。前述のように待井隆先生と木浦賀文先生から高度な指導を受けることが可能であり、リハビリテーション科医師に必要な内科的・整形外科的知識・技術の指導が受けられる。同時に、現在の医療制度の中では、那智勝浦町立温泉病院は新宮医療センターと役割分担をし、県のリハビリテーション拠点病院とされており、整合性も図れるという側面もあった。

次に、田島のリハビリテーション科医としての理念「患者第一主義」に照らし合わし、那智勝浦町立温泉病院での医療はわれわれリハビリテーション科医の技量が活用できる。リハビリテーション科は診療科としての基本となる臓器がなく、あらゆる障害を持った患者に対して、必要とする医療を提供する。我々はこれをWhole body(全身)の医療と表現している。もちろん、臓器別の問題を解決するためには専門医の診療が必要で、高度救急のためには高度医療センターも必要である。那智勝浦周辺には新宮医療センターもあり、和歌山県には全国に誇るドクターへりも整備されている。したがって、那智勝浦町立温泉病院の役割は一次救急と「地域住民が日々必要とする医療」である。

和歌山県立医科大学附属病院以外のリハビリテーション医療しかみたことのない方には理解しにくいであろうが、我々はあらゆる疾患を超急性期から在宅に至るまで積極的に訓練している。したがって、救急から生活習慣病・運動器疾患の診療は必須項目である。リハビリテーション医療は疾患の分け目なく、患者の活動性をあげるための治療を行う。そのため、「コンビニエンスストア的」と表現している。品目にとらわれず、日々の生活に必要なものを取りそろえるという意味である。

このようなスタンスは那智勝浦町立温泉病院で必要とする医療の基本でもあると考えた。同時に、日本リハビリテーション医学会理事の立場で申し上げると、リハビリテーション科医が臨床医としても皆様のお役に立てる医師であるということを知って頂く良い機会であるとも考えた。

スポーツ・温泉医学研究所における研究項目

研究所の研究の方向性を決めるに当たり、まずは「Whole bodyのヒトを研究」という点を基本方針にした。近年の医学の方向性はより分子レベルでの生命科学に主軸をおいている。これは当然のことで、多くの疾患の原因究明や治療のために最良の方法である。しかし、同時に、ヒトが多くの臓器からなり、それらの機能を統合コントロールする調節系が重要な役割を果たしている。細胞、臓器の集合体がヒトというわけではない。リハビリテーション医学では、患者を臓器の単なる集合体としてではなく、社会的背景も含めた一人の確立した「人格」「個」として理解し、治療する事が重要である。

実は、田島の研究課題の一つが障がい者スポーツであり、また、スポーツそのものが若い医師にとって魅力的なテーマでもある。また、病院名に「温泉」が入っているように全身浴はこの病院の特徴的な治療法であり、全身に影響を及ぼす。これらは Whole body の観点での研究には大変向いているテーマで、本研究所をスポーツ・温泉医学研究所とし、障がい者も含めたスポーツを主とした運動と温泉療法を研究対象の主眼とし、「総合的にヒトを研究する」事とした。そして、平成20年4月1日スポーツ・温泉医学研究所が開所した。

平成29年3月までの病院・研究所の活動

研究所開設時の学長南條輝志男は「県内の公的病院は1つも潰さない」という強い意志を表明したが、皆懐疑的であった。南條の情熱がこの研究所を設立し、那智勝浦町立温泉病院の崩壊を防いだことは誰もが認めることだと考える。次の学長故板倉徹も地域医療への貢献に尽力され、本研究所にご理解を頂き、ご協力下さった。これらの前任学長の思いは現在の学長岡村吉隆にも引き継がれ、研究所の運営を推進している。

とにかく経営破綻は免れ、医師不足に陥り病院を閉めざるを得ないという状況だけは避けることが出来た。那智勝浦町立温泉病院内にスポーツ・温泉医学研究所を開設して以来、皆様に支えて頂いている。特

に、町の皆様、病院と町職員、町議会議員、そして町 長がご支援して下さり、さらに、県知事、県議会議 員、そして、地元選出国会議員の皆様が有形無形の応 援をして下さった。これらの力が集結し、那智勝浦町 立温泉病院と本研究所が存続出来たと考える。

若い医師と理学療法士が毎朝7時半から指導医と患者を回診し、日中は診療業務を遂行する。そして、夕方や休日を利用して、ネット講義を受講し、実験し、研究を進めた。もちろん、強制ではなく、本人達の意志により学問に励んでいる。彼らの意欲に応えるために、海外の第一線で活躍する研究者を招聘し、研究所に1ヶ月程度滞在し、生活と研究を通じて、大学院生と交流し、実質的な語学と先端の研究手法を学んでもらった。それらの研究成果は国際雑誌で発表されている(詳細後述)。

2017年12月には、想定されている南海トラフ地震による津波被害に対する災害拠点にもなるよう、町内の高台に病院を移転する。それに伴い、那智勝浦町寺本眞一町長と学長岡村吉隆が合意し、名前もリハビリテーション・スポーツ・温泉医学研究所と変え、新病院内に移転することとなった。歴代学長の強いリーダーシップと若い医師とリハビリテーション関連職の熱意が、那智勝浦町立病院の存続に多少なりとも貢献出来たと考えている。研究所長として、これまでの職務を全う出来たことを、和歌山県立医科大学リハビリテーション医学講座の教室員と共に誇りにしたいと考える。

臨床・教育の成果

次に、このプロジェクトを推進した「良い臨床医・リハビリテーション関連職の育成」について私見を述べる。先に述べたが、那智勝浦町立温泉病院の役割は一次救急と「地域住民が日々必要とする医療」であり、われわれリハビリテーション科医は診療科の枠を超えて、救急から生活習慣病・運動器疾患の診療が必須である。したがって、この病院での診療の経験を積むと同時に、医師として研鑽もつめた。ここで研修した医師11名がリハビリテーション科専門医を修得した。

地域に対しては、リハビリテーション科医が臨床医としても地域の役に立てる医師であるということを知って頂く良い機会にもなった。県内の多くの医療機関からリハビリテーション科医師を評価する声を頂き、目論見もかなり達成出来てきたと考える。一つ付け加えるならば、那智勝浦町立温泉病院リハ科初代部長である中村健が平成28年1月より横浜市立大学医学部リハビリテーション科学教授として赴任した。また、ここで診療補助をした西村行秀が平成29年4月より岩手医科大学医学部リハビリテーション医学科教授になった。着実に教育成果を得られつつある。

研究成果

大学と同様に、那智勝浦町立病院内でも臨床、教育と研究を切り離さず若手の研究指導を行うという目的も果たしつつある。目論見通り、過疎地域での医療が若い医師や医療従事者にとって効果的な研究教育の場になった。本研究所から発信された英文論文は約40編に上り、修士5名、博士10名を世に送り出した。大局的にみて、魅力ある地域医療を構築し、若い医師にはたとえ僻地といえども最先端の臨床と研究の場を提供することが医療過疎問題解決の糸口になる例の一つになれば幸いである。

望外の追い風も吹いてきた。スポーツ・温泉医学研究所の研究テーマの1つである障がい者スポーツにおけるスポーツ医科学的研究が2020年東京オリンピック・パラリンピック招致成功により、研究領域の再評価が行われてきた。本学のみらい医療推進センターと共同し、文部科学省認定障がい者スポーツ研究拠点に認定していただいた。

研究所には、国内外から著明な研究者を招聘した。 テキサス大学の Dr. Crag Crandall、ラフバラ大学の Dr. Christof Leicht、元防衛医大の石神重信先生、浜 松医科大学名誉教授長野昭先生、そして京都府立医科 大学副学長・日本リハビリテーション医学会理事長久 保俊一先生が来て下さったことは何よりも嬉しいこと であった。

那智勝浦町における豪雨災害

この間には悲しい出来事もあった。平成23年9月1日の台風12号被害は忘れることが出来ない。我々が診ていた患者さんや知人も巻き込まれ、尊い人命が多く失われた。那智川流域が土砂に被われ、目を覆いたくなる惨状を呈した事は今でもくっきり瞼に残っている。被災直後より、和歌山医大からは DMAT 派遣があり、那智勝浦町立温泉病院の医師を含め、災害救助にあたった。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

最後に

以上のように、我々は研究所設立当初の目的を達成するため、努力してきたが、それは公に評価されるような事を期待しての活動ではなかった。今回、大学基準協会のご評価をいただき、このような素晴らしい紙面で、我々の活動を発表する機会を賜った事は望外の喜びであり、誇りとなる。僻地でのこのような活動にも光を当てて下さった事に深く感謝いたします。

最後に、全国には同じような場所が沢山あると考えます。学問の発展、医療人の育成と地域医療の発展に 我々の取り組みがヒントとなることがあるならば、 我々の試みは成功したと考える。

繰り返しになりますが、支えて下さいました皆様に お礼申し上げ本稿を終えます。

【研究業績】

- 1. 寺下浩和, 伊藤倫之, 後藤正樹, 小池有美, 阿川 省吾, 田島文博: 脊髄損傷者の車椅子スポーツ活動 現場での体温変化の実態調査. 日本障害者スポーツ 学会誌第17号: pp 9-11. 2009
- 2. 阿川省吾, 田島文博, 伊藤倫之, 後藤正樹, 小池 有美, 寺下浩和: 下肢切断アスリートの夏期活動現 場における体温変化の実態調査. 日本障害者スポー ツ学会誌 第17号: pp12-15. 2009
- 3. 上西啓裕, 小池有美, 三宅隆広, 木下利喜生, 山 本義男, 田島文博: 急性期脳卒中片麻痺患者におけ る装具療法の意義~装具処方とその効果についての

検討~. 日本障害者スポーツ学会誌第17号: pp24-27. 2009

- 4. Furusawa K, Sugiyama H, Tokuhiro A, Takahashi M, Tajima F: Topical anesthesia blunts the pressor response induced by bowel manipulation in subjects with cervical spinal cord injury. Spinal Cord47 (2): pp144-148. 2009
- 5. Kanno N, Nakamura T, Yamanaka M, Kouda K, Nakamura T, Tajima F: Low-echoic lesions underneath the skin in subjects with spinal-cord injury. Spinal Cord47 (3): pp225-229. 2009
- 6. 東條秀則, 田島文博:立位姿勢が高次脳機能課題 とペグボード作業効率へ及ぼす影響. 高次脳機能研 究;29(1)pp60-650. 2009
- 7. Shiba S, Okawa H, Uenishi H, Koike Y, Yamauchi K, Asayama K, Nakamura T, Tajima F: Longitudinal changes in physical capacity over 20 years in athletes with spinal cord injury. Arch Phys Med Rehabil91 (8): pp1262-1266. 2010
- 8. Yamanaka M, Furusawa K, Sugiyama H, Goto M, Kinoshita T, Kanno N, Takaoka K, Tajima F: Impaired immune response to voluntary arm crank ergometer exercise in patients with cervical spinal cord injury. Spinal Cord48 (10): pp734-739. 2010
- 9. Tojo H, Kanno N, Nakamura T, Mizumoto Y, Yamanaka M, Tajima F: Standing position improves arm and hand performance an unaffected side in hemiplegic patients. NeuroRehabilitation 27 (4): pp359-365. 2010
- 10. 伊藤倫之, 千川理光, 新田恵里, 後藤健太, 楠奈 苗, 三井利仁: サポーター機能付き着衣装着時の運動時消費カロリーと脂質消費量. 和歌山医学:61 (4) pp106-108. 2010
- 11. 後藤健太,三井利仁,新田恵里,千川理光,楠奈 苗,伊藤倫之:機能衣服着用時肩・股関節部分の三 次元動作解析による検討. 和歌山医学;61(4) pp109-1110. 2010
- 12. Furusawa K, Tokuhiro A, Sugiyama S, Ikeda A,

- Tajima F, Genda E, Uchida R, Tominaga T, Tanaka H, Aa Magara, Sumida M: Incidence of symptomatic autonomic dysreflexia varies according to the bowel and bladder management techniques in patients with spinal cord injury. Spinal Cord49 (1): pp49-54. 2011
- Sakamoto K, Nakamura T, Umemoto Y, Koike Y, Sasaki Y, Tajima F: Cardiovascular responses to arm static exercise in men with thoracic spinal cord lesions. Eur J Appl Phtsiol112 (2): pp661-666. 2011
- 14. Kawasaki T, Nakamura T, Sasaki Y, Sakamoto K, Ito T, Goto M, Shimomatsu T, Tajima F: Renal function and endocrine responses to arm exercise in euhydrated Individuals with spinal cord injury. Eur J Appl Physiol112 (4): pp1537-1547. 2011
- 15. Nishimura Y, Mizushima T, Tajima F, Irisawa H, Yamauchi K, Kajihara F, Nagano A: Cardiovascular responses to static muscle contraction in patients with brachial plexus injury treated with intercostal nerve transfer. J Neurotrauma28 (7): pp1289-1294. 2011
- 16. Takahashi N, Nakamura T, Kanno N, Kimura K, Toge Y, Lee KH, Tajima F: Local heat application to the leg reduces muscle sympathetic nerve activity in human. Eur J Appl Physiol111 (9): pp2203-2211. 2011
- 17. Umemoto Y, Furusawa K, Kouda K, Sasaki Y, Kanno N, Kojima D, Tajima F: Plasma IL-6 levels during arm exercise in persons with spinal cord injury. Spinal Cord49 (12): pp1182-1187. 2011
- 18. Furusawa K, Tokuhiro A, Ikeda A, Tajima F, Uchida R, Tominaga T, Tanaka H, Sugiyama H, Itoh R, Yokoyama O, Kajino T, Kawazu T, Sumida M: Effect of age on bowel management in traumatic central cord syndrome. Spinal Cord50 (1): pp51-56. 2012
- Kouda K, Furusawa K, Sugiyama H, Sumiya T,
 Ito T, Tajima F, Shimizu K: Does 20-min arm

- crank ergometer exercise increase plasma interleukin-6 in individuals with cervical spinal cord injury?.Eur J Appl Physiol112 (2): pp597-604.2012
- 20. Mitsui T, Nakamura T, Ito T, Umemoto Y, Sakamoto K, Kinoshita T, Nakagawa M, Tajima F: Exercise Significantly Increases Plasma Adrenaline and Oxidized Low-Density Lipoprotein in Normal Healthy Subjects But Not in Persons With Spinal Cord Injury. Arch Phys Med Rehabil93 (4): pp725-727. 2012
- 21. Banno M, Nakamura T, Furusawa K, Ogawa T, Sasaki Y, Kouda K, Kawasaki T, Tajima F: Wheelchair half-marathon race increases natural killer cell activity in persons with cervical spinal cord injury. Spinal Cord50 (7): pp533-537. 2012
- 22. 寺村健三, 西村行秀, 鈴木浩之, 伊藤倫之, 田島 文博: Electrogoniometer を用いた肘関節および膝 関節角度測定方法の検証. 和歌山医学第63巻第3 号: pp109-115. 2012
- 23. 大古拓史, 梅本安則, 安岡良訓, 児嶋大介, 木下利喜生, 坪井宏幸, 阪田武志, 西村行秀, 中村健, 藤原浩芳, 田島文博: Stable plasma interleukin-6 levels 40-min after Walking exercise in patients with cerebrovascular accidents. 日本体質医学会雑誌75巻1号: pp 8-15. 2013
- 24. Moriki T, Nakamura T, Kojima D, Fujiwara H, Tajima F: Sitting position improves consciousness level in patients with cerebral disorders. Open J Ther Rehabil 1 (1): pp1-3. 2013
- 25. Kinoshita T, Nakamura T, Umemoto Y, Kojima D, Moriki T, Mitsui T, Goto M, Ishida Y, Tajima F: Increase in interleukin-6 immediately after wheelchair basketball games in persons with spinal cord injury. Spinal Cord51: pp508-510. 2013
- 26. Tsuboi H, Nishimura Y, Sakata T, Ohko H, Tanina H, Kouda K, Nakamura T, Umezu Y, Tajima F: Age-related sex differences in erector spinae muscle endurance using surface

- electromyographic power spectral analysis in healthy humans. Spine J. (13): pp746-748. 2013
- 27. Toge Y, Nishimura Y, Basford R J, Nogawa T, Yamanaka M, Nakamura T, Yoshida M, Nagano A, Tajima F: Comparison of the effects of flexion and extension of the thumb and fingers on the position and cross-sectional area of the median nerve. PLOS ONE. Volume8 Issue12 e 83565. 2013
- 28. Sakamoto K, Nakamura T, Uenishi H, Umemoto Y, Arakawa H, Saura R, Abo M, Fujiwara H, Kubo T, Tajima F: Immediate Effects of Unaffected Arm Exercise in Post-Stroke Patients with Spastic Upper Limb Hemiparesis. Cerebrovascular Disease (37): pp123-127. 2014
- 29. Sasaki Y, Furusawa K, Tajima F, Nakamura T, Kouda K, Kanno N, Kawasaki T, Umemoto Y, Shimizu K: Wheelchair marathon creates a systemic anti-inflammatory environment in persons with spinal cord injury. Clin J Sport Med. 2014
- 30. Shibasaki M, Umemoto Y, Kinoshita T, Kouda K, Ito T, Nakamura T, Crandall CG3 Tajima F: The role of cardiac sympathetic innervation and skin thermoreceptors on cardiac responses during heat stress. Am J Physiol Heart Circ Physiol 308 (11): ppH1336-42, 2015
- Leicht CA, Kouda K, Umemoto Y, Banno M, Kinoshita T, Moriki T, Nakamura T, Bishop NC, Goosey-Tolfrey VL, Tajima F: Hot water immersion induces an acute cytokine response in cervical spinal cord injury. Eur J Appl Physiol 115 (11): pp2243-52, 2015
- 32. Tanina H, Nishimura Y, Tsuboi H, Sakata T, Nakamura T, Murata K, Arakawa H, Umezu Y, Tajima F: Fatigue-related differences in erector spinae between prepubertal children and young adults using surface electromyographic power

- spectral analysis. J Back Musculoskelet Rehabil 30 (1): pp.1-9. 2016
- 33. Iwatsuki K, Tajima F, Ohnishi Y, Nakamura T, Ishihara M, Hosomi K, Ninomiya K, Moriwaki T, Yoshimine T: A Pilot Clinical Study of Olfactory Mucosa Autograft for Chronic Complete Spinal Cord Injury. Neurol Med Chir (Tokyo) 56 (6): pp285-292. 2016
- 34. Ishida K, Nakamura T, Kimura K, Kanno N, Takahashi N, Kamijo Y, Tajima F: Suppression of activation of muscle sympathetic nerve during non-noxious local cooling after the end of local cooling in normal adults. Eur J Appl Physiol116 (4): pp851-858. 2016
- 35. Kinoshita T, Nishimura Y, Nakamura T, Kojima D, Sakurai Y, Yasuoka Y, Kamijo Y, Fujiwara H, Kubo T, Sumiya T, Tajima F: Ankle Foot Orthosis Improves Functional Ambulation and Balance in Patients with Peripheral. Nerve Palsy. J Spine 5: 337. 2016
- 36. Tajima F, Kamijyo Y, Sumiya T, Nishimura Y, Arakawa H, Nakamura T, Furusawa K: Physiological basis and practice of rehabiritation medicine in the management of individuals with spinal cord injury: Clinical & Experimental Neuroimmunology8 (Suppl. 1) pp47-53, 2017
- 37. Mitsui T, Ito T, Sasaki Y, Kawasaki T, Nakamura T, Nishimura Y, Ibusuki T, Higuchi Y, Hosoe S, Ito F, Tajima F: Changes in oxidized LDL during a half marathon in athletes with spinal cord injuries; Spinal Cord Series and Cases 2017 11 (3): 2017
- 38. Sakurai Y, Umemoto Y, Kawasaki T, Kojima D, Kinoshita T, Yamashiro M, Banno M, Arakawa H, Tajima F: Head-out immersion in hot water does not increase serum CXCL1 in healthy men: Trends in Immunotherapy, 2017

「『エコ・マニュフェスト』に基づく 環境・省エネルギー活動」と 「KAIT Stop the CO2 Project」

久保田 昌 彦

神奈川工科大学 経営管理本部 管財担当部長 「学生 ECO 推進チームみどり | 顧問

今 井 健一郎

神奈川工科大学 工学部機械工学科 准教授 「KAIT Stop the CO2 Project」 主査

[キーワード]

「地球温暖化防止」、「エコ・マニュフェスト」、「チームみどり」、「学部学科横断」、「環境教育プログラム」

はじめに

CO2削減は、地球温暖化防止という地球規模的な問題に対処すべき重要課題として対応が求められている。本学では、施設設備の省エネ化は順次導入してきていたが、学生・教職員による全学的省エネ・CO2削減行動は特に実施していなかった。そこで2008年4月に「ECO活動宣言」をおこない、全学的なECO活動を開始した。

さらに、2009年4月から学部学科を超えた4年間一貫の教育プログラム「KAIT* Stop the CO2 Project」 (<u>KA</u>nagawa <u>Institute of Technology</u> の略称) を開始した。

以下に具体的な活動・実施事例について述べたい。

I.「エコ・マニュフェスト」に基づく環境・ 省エネルギー活動

1. 実施することとなった経緯

1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3回締約国会議(COP3)で採択された京都議定書 に基づき、日本政府も1990年比で2008~2012年に6% の温室効果ガスの排出量削減を義務付けられた。このように2008年は温室効果ガスの排出量削減の実行期間に入ったこと、また、環境サミットとも言われた「北海道洞爺湖サミット」が開催される年であったこと等から、CO2削減問題が社会的にクローズアップされていた。本学も、これに呼応して工科系大学としてCO2削減に積極的に行動すべきとの提案が事務局よりなされ、理事会にて承認され全学的なECO活動を実施することとなった。

具体的には、「地球温暖化を防止するために、工科系大学として学生・教職員共に行動する。」として、2008年4月にECOO活動宣言を行い、「全員で取り組もう、KAITのエコマニュフェスト!」にて実施すべき10の項目を発表し、学生・教職員に周知し、行動することとした。10のマニュフェストの内容は、元々は、政府・環境省が推進していた「チーム・マイナス6%」による CO_2 削減のための6つのアクションプランをベースに工科系大学の特色を加味し10項目としたものである。

例えば、公約①は、「冷暖房は設定温度(夏は28℃、冬は20℃)を守ろう。」と一般的な内容であるが、公約④では「パソコンの使い方も工夫して節電しよう。」公約⑦では「実験は、環境に配慮して実施しよう。」などとして、その具体的な対応について説明を記載したリーフレットを作成し、全学生・教職員に

配布した。

いずれも少し配慮すればできることであるが、資料 配布だけでは行動してもらえないことを懸念した。

そこで、この ECO 活動宣言とほぼ同時に学生による推進チームを編成すべく、大学から ECO 活動サークルのメンバーを募集した。その結果17名の学生・院生が手をあげ、「学生 ECO 推進チームみどり」(以下「チームみどり」と記載)が結成された。このサークルは、神奈川工科大学の ECO 活動宣言の PR、イベント開催、省エネ活動、美化活動、学外での ECO 活動と幅広く活動しており、現在は、約70名が所属し活動している。

大学事務局サイドがなぜ、このように積極的に ECO活動を推進させようと行動したかについては、 もちろん前述のとおり社会情勢を踏まえた行動であっ たが、環境保全に無関心では大学としての魅力に欠け るとの判断があったことも事実である。

2. 取り組みの内容

まずはマニュフェストをいかに学生・教職員に認識してもらい、心がけてもらうかが大きな課題であった。学生に対しては、学生課、教務課、管財課、及び教務委員会、学生部委員会の協力を得て、新年度最初の各学年・学科のガイダンスすべてで、20分ほど時間を確保して10のアクションプランの説明および、「マニュフェスト」=「本学の社会への公約」を直接伝えた。2009年度からは、この説明を「チームみどり」の学生達が受け持ち、学生が学生に説明することで、身近な問題であるという認識を共有しやすくした。

一方、教職員に対しては、全教職員へ理事長名での 通知、さらに教員へは学長の了解を得て教授総会で説 明伝達、事務職員へは管理職の会議にて説明伝達を実 施した。

また、大学 ECO キャラクター「かぜみちゃん」を 設けて、ECO 活動宣言・10のマニュフェストについ てのポスターやリーフレットなどに登場させた。

さらに、当時環境省が推進していた、「チームマイナス6%」への賛同・登録キャンペーンも大学が取りまとめ役となり、「チームみどり」の学生メンバーが受

付ブースを担当して、登録者には、キャラクター携帯 電話ストラップを配布するなど、活発な活動を行った。

参考までに、2009年度には、「チームマイナス 6 %」 登録者は、全学生・教職員の45%を超えた。

余談であるが、「チームみどり」の学生達がガイダンスで説明した際に、新入生から「大学のマニュフェストは良くわかったが、「チームマイナス6%」のチームリーダーはだれか?」との質問が出て、あわてて電話で環境省に確認をしたところ、「内閣総理大臣です」と回答いただき、学生に伝えるということもあった。

さて、このような活動を行った成果については、正確な数値で示すことができないが、影響したと思われる項目は次の通りである。

- ①2008年度の総使用エネルギーは、2007年度の93% となった。
- ②2008年度の一般ごみの排出量は、2007年度の78% となった。
- ③もともと少なかったごみや空き缶のポイ捨てが、 2008年度はほとんど無くなった。

等である。

2008年度の神奈川工科大学の ECO 活動宣言と合わせて、色々な活動を行った。たとえば2008年5月から使用済み天ぷら油の回収を開始し学内精製器にてBDF (バイオディーゼル燃料)を精製し、大学の大型バスで利用。2008年5月のサミット記念洞爺湖マラソンの先導車にもBDFを提供した。(学内精製は2011年2月で終了)

この他、主な項目を紹介する。

①クールビズ・ウォームビズ推進周知活動、②夏場の全学打ち水作戦、③全学構内美化作業、④大学周辺ごみ拾い活動、⑤ ECO 検定説明会、⑥省エネ講義室巡回、⑦レジ袋削減キャンペーン活動(神奈川県と共働)⑧ペットボトルキャップ回収、⑨グリーンカーテン育成、⑩調理実習からでる生ごみのたい肥化 等

以上の活動は、すべてを「チームみどり」に運営や、補助を依頼している。神奈川工科大学の「ECO活動宣言」は、このチームなくして実行は困難であった。

ここで「チームみどり」について説明したい。

大学と連携して ECO 活動を説明・推進する大学直

結のサークルである。

発足初年度は前述の通り、学生・院生合わせて17名 であったが、その後、翌2009年度は、30名、2010年度 41名、2011年度50名、2012年度60名と増加した。

活動の拠点として、2008年9月の新講義棟竣工時に「ECO推進室」を設け、学生達のコミュニケーション・活動のベースとした。

非常に意欲の高い学生や高校時代に ECO 活動を実践していた学生が入会する一方で、大学内に居場所を持ちたいための学生も入会するようになった。そのためサークル内の意識差が大きくなり、学生リーダーと相談し、だれもが楽しみや充実感を感じられるように、活動種類ごとに5つのセクションを設け、興味あるいずれかのセクションで活動できる体制を取った。

また、近隣企業を見学して企業の環境対応を学んだり、全国組織の私立大学環境保全協議会(本部:早稲田大学)にお願いし教職員研修会に見学者として参加させていただくなど、大学外での学習やコミュニケーションの機会も設けた。一方、大学側と学生の接点として当初より ECO 推進室に職員1名が担当配置されていたが、2011年度から女子職員に交代したことで増加傾向であった女子学生とのコミュニケーションもさらに良好となり、前述の活動体制や大学外活動の工夫とあわせて、活動の活発化~学生達の成長、そして本学の評価にもつながった。

当初想定していなかったが、ECO活動が学生の自己成長につながっていることは、多くの教職員が認めるところである。

3. 認証評価で長所として取り上げられたことによる 影響(特筆すべき内容)

ECO活動および活動学生に対しての大学内の評価は年ごとに高まっていたが、大学基準協会から「長所として特記すべき事項」として評価いただいたことで、大学全体で評価対象であることの認識が深まり、特に経営層からの評価も高く、活動の予算が連続して申請通り承認されるなど、より活動しやすい環境となった。

4. 今後の発展方向

9年間の振り返りでは、PDCAサイクルが不完全であることが改善課題である。毎年同じことを同じようにやっているだけという事も多い。次期 ECOマスタープランを大学・学生一緒に策定し、それに沿ってPDCAを実行し、全体の向上を図ることが必要である。また、内外からの評価が上がるにつれて、地域連携や行政からの依頼もきているが、理工系・医療系学生の本業(勉学)の多忙さから、十分には対応できていない。今後、全学生参加対象の企画を増やし、幅広い神奈川工科大学 ECO 活動へと発展させることで、より多くの学生の成長につながることを願っている。

II. 「KAIT Stop the CO2」に関する事例報告

1. 実施することとなった経緯

これからの学生にとって、何が重要になるのか。大学として、学生に何が提供できるのか。こうした問題を考えた時、物事を多面的に捉え、複数の解を導き出せる学生を育てることが、最も問われていることの1つであると考えるに至った。この考えをカリキュラムに落とし込むには、学生も教員も学科の枠内にとらわれないシステムが必要となる。2009年に開始した「KAIT* Stop the CO_2 Project」(KAnagawa Institute of Technology の略称)は、その考えを具現化したものである。

一番の特徴と意義は、環境問題をテーマとして、学部学科横断型の教育システムを構築したことにある。 多様な問題が複合的に絡みあう環境問題は、この教育システムに最適なテーマである。しかしながら、全学科が対象となるカリキュラムの実施に当たっては、当初から運営上の問題が想定された。特に、担当する教員には主体的に動いて頂く必要があるため、上述の趣旨に賛同する教員に手を挙げてもらいスタートすることになった。結果としては、全学科から1名以上の教員が参加した。

2. 取り組みの内容

具体的なカリキュラムの概要について図1に示す。 1年次の目標は、実際の環境問題に対して、各分野で どういった取り組みがなされるのかを知ってもらうことにある(CO_2 入門)。その後、1つのテーマを選んで、学生(達)が主体的に調査や簡単な実験を行い、ポスター発表を行うプロジェクト科目(CO_2 プロジェクト I)を実施している。2年次は、1年次に取り組んだテーマをさらに掘り下げるプロジェクト(CO_2 プロジェクト II)を実施している。しかしながら、各専門科の講義、演習、実験が忙しくなる後半には、科目を配当していない。3年次は、多様な観点から環境問題を捉えてもらうため、3つの講義科目と1つのプロジェクト科目、また各専門科より認定された当該教育システムのための講義科目を開講した。

実施3年目の2011年、大学より重点予算(教育)を得ることができ、実験装置や設備等も整ってきた。履修者も増えて実態としては良かったものの、学部学科横断型に起因する問題点が露見した。1つは、手弁当でお願いしてきた教員に対して、希望する学生が多かったり、偏ったりしたため、教員の負担が大きく増えた。もう1つは、各学科の時間割の問題で、複数学科の学生と教員が、共通で空いている時間がなく、時間外での対応が増えた。一方で、ポスター発表は大変多くの教員と学生が参加し、学生のみならず、教員にも新たな交流が生まれた。この年は東日本大震災を経験した年でもあり、本プログラムの意義を深めることにもなった。

さて、2014年度に本プログラムの修了生を対象に追跡調査を行った結果、多くの学生が高い満足度を示す結果となった。しかし、2015年度から学生に変化がみられるようになる。本教育プログラムは、あくまで学生本人が自分の意志でその視野を広めるために選択するプログラムである。したがって、選択科目となる。ところが、この年から受講者が減少し始め、途中で履修を取り止める学生が増えるようになった。学生から伝え聞く声には、「GPAを下げたくない」「直接卒業に関係しない」等が挙げられるようになる。2016年度は受講者が激減した。特に毎年100名強の受講者がいた1年次の最初に開講されるCO2入門は、40名程度に急減した。原因ははっきりしない。2017年度は79名

図1 Stop the CO2プロジェクトの科目構成



の履修となったが、一昨年のレベルには達していない。

原因は色々考えられるが、学生自体の余裕、経済的な余裕、大学カリキュラムの余裕、これらの全てがなくなってきているように感じている。カリキュラム全体の整理整頓と、本教育プログラムの再構築が求められているかもしれない。

3. 今後の発展方向

最後に、昨今の世界情勢や異常気象等を観るに当たって、ますます本教育プログラムの意義は高まっているように考える。一方で、教員の負担増、学科間の時間割の調整、学生のモチベーション維持といった問題も散見されている。この辺りを一度再構築する時期に来ているのは間違いないであろう。工科大学として、将来を予測し、社会人としての常識を身につけさせ、社会に対して責任を持てる技術者を育成することは、社会に対して責任を持てる技術者を育成することは、きれからの"地球人"にとって不可欠である。そのためにも、学部学科横断型の本教育プログラムが果たす役割は重要であり、これを維持する施策が必要である。また、当初より重視してきた地域連携教育についてはうまくいっていない。これらの課題についても、今後検討が必要である。

Environmental and energy conservation activities based on "Eco Manifesto"

%1 Akihiko Kubota

[Abstract]

Initiative to prevent global warming (environmental and energy conservation activities) at Kanagawa Institute of Technology were implemented not only based on social situation but also from the viewpoint of increasing the attractiveness of the university. As a result, many students began acting with awareness of environmental conservation. Also, as a result of the foundation of the student circle which leads whole students, various ECO activities became active and led to the better evaluation of the university. The growth of the students which is triggered by this activity is also one of the attractions of Kanagawa Institute of Technology.

**1 Manager, Business Administration Headquarters, Kanagawa Institute of Technology · Advisor to the "Team Midori" ECO Promotion Team

A Case Report on "KAIT Stop the CO2 Project"

%2 Kenichiro Imai

[Abstract]

What will be important for future students? What can we offer to students as a university? Thinking about such a problem, we believe that it is one of the most urgently sought questions to universities to nurture students who can derive multiple solutions grasping things from many different aspects. In order to put this idea into the curriculum, a cross-departmental system is required. "KAIT * Stop the CO2 Project" started in 2009 to embody the idea.

**2 Associate Professor, Department of Mechanical Engineering, Faculty of Engineering, Kanagawa Institute of Technology · Chiefly "KAIT Stop the CO2 Project"

K A I T = <u>Kanagawa Institute of Technology</u>

学外施設『京都国際マンガミュージアム』 による社会連携・社会貢献

吉 村 和 真

京都精華大学

「京都国際マンガミュージアム」(以下、MM) は、京都精華大学と京都市の共同事業として、2006年11月25日に開館した本学の学外施設である。2016年度には無事10周年を迎えることができた。

JR 京都駅から市街地方面に地下鉄で約5分という交通の至便さもあり、年間来館者数はおよそ28万人から30万人で安定、うち海外からの来館者数は現在5万人を超える。国際観光都市としての京都の知名度による波及効果もあるが、近年では最初からMMを目的に来日する外国人も着実に増えている。累計来館者数は、2010年8月に100万人、2014年には200万人を突破。国内外からの視察や取材も年間約600件をキープするなど、全国の大学関連施設の中でも群を抜いた利用者数と広報力を示している。

社会的評価としては、2008年に文化庁「関西元気文 化圏2007年ニューパワー賞」を、2009年に京都府「京

京都国際マンガミュージアムの外観。数多くの来館者 がグラウンドでマンガを読み耽る



都創造者大賞2009アート・文化部門」を受賞。マンガ業界からも、2012年に「漫画文化への貢献に対して」という理由で「第41回日本漫画家協会賞特別賞」を、さらに2016年には「10年にわたり博物館と図書館の両面からマンガ文化に貢献した活動に対して」、朝日新聞社「第20回手塚治虫文化賞特別賞」を受賞するなど、高い評価を得ている。

「マンガの大学」に向けられた関心と責任 一取り組みの経緯—

京都精華大学は1968年に英語英文科、美術科の2学科をもつ短期大学として開学した。学問と芸術の融合を教育理念の一つに持つ。その理念に基づいて1973年、美術科にマンガクラスを設置。これを皮切りに、1979年に4年制大学へ移行後、2000年の芸術学部マンガ学科、2001年の表現研究機構マンガ文化研究所、2006年のマンガ学部と、段階的にマンガに関する教育・研究の場を開拓してきた。

こうした取り組みは、一昔前まで「マンガは勉強の敵」と世間でも言われてきたように、一般的に「水と油」の関係に見える「マンガ」と「学問」が接近した事例として、幅広い社会的関心を集めた。また、1990年代後半から日本マンガの海外進出が目立ってきたこともあり、マンガに対する学術的関心も高まる中、2001年に日本マンガ学会が設立された際には上記のマンガ文化研究所が事務局を担うこととなった。

このように本学は、マンガに関する教育と研究およびそのための機会や仕組みの創出を推進し続けてきた。その先駆的立場の経験と責任から、長年にわたっ

て蓄積された諸成果を社会還元すべく、国内外に機運が高まるマンガ研究のための拠点を形成し、大学としての社会連携・社会貢献を果たそうと企図した。MMの基本構想はここから生まれた。2003年4月のことであった。

そこで拠点となる施設を探すべく、京都市に相談を持ちかけたところ、当初は公共性のない民間への借用は想定していないとの回答であった。これを受け大学側は、公民共同(PPP)をコンセプトに、京都市から建物と土地を提供してもらえれば、施設運営の実務と経費については大学が責任を持つことを提案、同時に文化庁への働きかけなども行った。

大学側はマンガの研究施設を京都市中に設置する事業効果として、新たな学術文化情報発信ならびに生涯学習の拠点が形成できること、マンガに関する新産業創出と人材育成に展開できることなどを説明。また、事業推進に向けた協力体制として、産学官民が一体となった地域づくり、自助努力を含めた地元住民の理解と協力による連携、地元企業の財政的支援などを、あわせて京都市に提案した。結果的に、これらの提案内容は評価され、京都市と京都精華大学の共同事業としてマンガミュージアムを市街地に設置していくことで合意、続いて、設置場所の選考や地元住民への説明に歩を進めることとなった。

その過程で市内の小学校跡地を活用する方策が浮上、市街地中心に立地する龍池小学校跡地に候補が絞られた。京都市では歴史的に小学校と地元学区の住民たちとの結びつきが非常に強く、現在でもさまざまに地域コミュニティの場として学校施設が活用されている。そのため MM 設立構想に対しても、地元住民からは、学校の会議室やグラウンドを地域に開放すること、現存校舎の改修は最低限度に留めること、子供が喜んで校舎に集まる要素を重視することなど、地元小学校への深い愛着が伝わる要望が取りまとめられた。それから、京都市、地元代表、大学による協議が幾度も繰り返され、最終的に2004年9月に合意に達し、翌10月に公表されることになるが、この座組みによる協議の場は「三者協議会」として現在でも継続され、官学民一体となった MM 運営の支柱となっている。

なお、「京都国際マンガミュージアム」という名称は、度重なる協議の中で揉まれ、承認されたものである。そこには国際性を視野に入れた京都のひとびとの進取の気風が看取できる。はたして実際、フランス、中国、アメリカをはじめ、毎年100カ国を超える国・地域から来館者があるうえ、京都市の『京都観光総合調査』でも外国人の市内訪問先トップ25に概ねランクインするなど、MM は京都の観光振興にも一役買っている。地元住民からの寄贈による人工芝が敷き詰められたグラウンドには、年代や性別、国籍を問わず、数多くの来館者が寝転んでマンガを読み耽っている。これこそ、京都市、地元、大学がともに願った光景であり、今や MM 最大の広報ヴィジュアル・イメージとなっている。

「国際マンガ研究センター」というエンジン 一取り組みの内容―

運営の基盤であるマンガ関連資料の収集・保存・公開はもとより、展示や講演、研究会やシンポジウム、ワークショップなど、各種イベントの企画立案から実施にいたるまで、MMでの取り組みは大学が担当している。そのエンジンとなるのが「国際マンガ研究センター」(以下、センター)である。

当センターは MM 開館を見据えて2006年 4 月に設置された大学内の研究組織であり、既述の表現研究機構マンガ文化研究所が前身となっている。ここを母体に、MM での研究活動推進および施設リノベーションや設備・備品購入の補助を目的として、「ミュージアムを活用したマンガの学際的・総合的研究と研究成果の社会還元」というプロジェクト名で、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター」に申請し、2006年度から2010年度まで採択された。

本プロジェクトは「マンガ資料の体系的収集と整備」「マンガの学際的・総合的研究」「マンガ活用モデルの研究開発」「ミュージアムによる研究成果の社会還元」という4本柱で構成されている。まず膨大なマンガ関連資料を体系的に収集・整備し、次にそれらを用いた基盤研究のための研究会を重ね、続いてそこで

得た研究成果を学校教育や生涯学習、地域活性や産業振興などに応用する、というフローになっている。ポイントは、そうした一連の流れを MM という場=メディアを通じて広く公開し、その反応や結果をセンターの次の企画に還元するという循環方式にある。具体的な研究活動実績は紙幅の都合で割愛するが、事業の最終評価では無事に AA を得ることができた。詳しくは事業最終報告書や MM とセンターのホームページにまとめているのでご参照いただきたい。

続く2011年度から2015年度までは、文部科学省私立 大学戦略的研究基盤形成支援事業に「マンガに関する 国際的かつ先端的研究拠点の形成」というプロジェク トで採択された。その名の通り、近年さらに国際的に 広がるマンガ研究の潮流をふまえ、グローバルな視点 と素材による研究の進展を後押しするとともに、セン ターがマンガ研究の先端を担う国際的研究拠点に成長 することを目的とした。

その目的を達成するために、本プロジェクトは「グ ローバルなマンガ研究の確立に向けた国際学術会議の 戦略的開催 | と「マンガミュージアムを活用した成果 公開およびその成果の国際展開研究」の2本柱で構成 した。前者では、韓国、インドネシア、オーストラリ ア、そして京都での国際学術会議を通じ、マンガ研究 の国際的ネットワークを構築するとともに、論集『国 際マンガ研究』を年1回刊行。グローバルなマンガ研 究の水準を引き上げ、国際的かつ先端的研究拠点とし てのセンターの認知度を上げることができた。後者で は、すでに知名度の高い MM を情報発信の場として 活用することで、各種の展示や講演、さらには精巧な 複製原画を意味する「原画'(ダッシュ)」といった独 自の技術など、これまでセンターが蓄積してきた研究 成果を巡回展や共同研究を通じて国内外に展開するこ とに成功した。こちらも詳細はセンターのホームペー ジ等で公開している。

このほか、大学と京都市からの職員が協働する「運営室」では、館内運営から地元対応、広報などを担当している。例えば、京都市・京都府と京都商工会議所が事務局を務める「KYOTO CMEX」の一環で、西日本最大級のマンガ・アニメイベントである「京都国

際マンガ・アニメフェア」のサテライト会場としての 企画実施を担うなど、産官学連携による地域活性の実 績を積み上げている。さらに「事業推進室」では、本 学マンガ学部の卒業生が作画担当の中心となり、マン ガやアニメ、キャラクターを用いた販促や広報のため のメディア制作に取り組んでいる。専従の職員が窓口 から著作権管理まで対応し、自治体や民間企業からの 依頼で、各種パンフレット、冊子、WEBなど、毎年 安定した件数を受注しており、産学連携による産業振 興と在学生・卒業生の人材育成を結び付けている。

国内外を繋ぐハブをめざして 一今後の課題と発展方向—

2015年度に受けた認証評価では、MMとセンターの取り組みを含む社会連携・社会貢献の項目で「S」評価を得ることができた。ただ、このように社会的・対外的には高い評価を得ている MM だが、実のところ、学内では MM のブランド力を大学全体に波及させたり、本学の教員が MM を活用した研究を十全に展開できたりしているわけではない。そうした課題の克服に向け、今回の認証評価の結果は学内の構成員に MM の存在意義を改めて認識してもらうための大きな糧となった。

また、MMのランニングコストは年間およそ3億円で、ここには専任教職員以外の嘱託職員やアルバイトの人件費、施設維持費も含まれている。これに対し、入館料やショップの売り上げ、センター、運営室、事業推進室の活動による収益をあわせると、年間2億円を超える収入がある。つまり、その差額の数千万円が大学の持ち出しということになるが、この赤字をどれだけ減らせるかが経営的に見た大学の課題である。

最後に MM がめざす今後の発展方向についてふれておきたい。

開館から10年が経ち、MMにさまざまな変化や成長が確認されるが、目立つ事例として蔵書数が挙げられる。設立当初の約20万点から、現在では約30万点に増えた。増加分の内訳を大別すると、新刊・中古マンガの補充もあるが、毎年1万冊近くもの寄贈があるの

が特徴だ。これは、この世に一つしか存在しない美術品や博物資料ではなく、複製大量印刷物であり大衆娯楽として親しまれてきたマンガの特性を示しており、一般的なミュージアムとは異なる「マンガミュージアム」ならではの現象と言える。同時に、寄贈であるがゆえに年代やジャンルに偏りが生じるし、そもそもMMが収蔵可能なキャパシティは約30万点であることから、重複本など一部は別の場所に保管したり、韓国、シンガポールなど、海外の関連施設に再寄贈したりしているとはいえ、アーカイブについては物理的な課題にも直面している。

一方、この10年で目立つのが、全国における類似施設の増加である。明治大学米沢嘉博記念図書館、北九州市漫画ミュージアム、新潟市マンガ・アニメ情報館など、いずれも MM 開館以後に新設されたが、近年、資料の貸し借りや巡回展などを通じ、これらの施設と連携する機会が増えている。ただ、そもそもマンガ資料の物量は膨大であり、これらの施設でも早晩、スペースの面でも経費の面でも、体系的な資料の保管と整備が困難になることは目に見えている。

要するに、MMを含む複数の関連施設は、マンガのアーカイブとその活用に関して共通の問題を抱えているわけである。そこで、施設間の連携協力によってこれを解決ないし緩和する方策を模索していく必要が

あるのだが、ここに今後の MM の発展方向が重なってくる。

センターでは2015年度より現在まで、文化庁の「メディア芸術アーカイブ推進支援事業」と「メディア芸術連携促進事業」に採択され、MM 独自のアーカイブを強化するとともに、複数の施設と連携しながらマンガの雑誌・単行本や原画の収蔵とこれに関わる専門的人材の育成に取り組んでいる。本学ではこれらの活動を通じて、現物とデータの両方から全国のマンガに関するアーカイブ環境を底上げすると同時に、その施設間ネットワークのハブとして MM を位置づけることを今後の目標としている。

他方、フランスや韓国、中国など、海外の関連施設・研究機関からも、展示企画や共同研究などを通じた MM やセンターへの協力依頼が相次ぎ、国際的にも連携協力や人的交流が進んでいる。実にここ数年、本学へのマンガ領域の留学生数は着実に増えており、他大学も含め、MM で卒業論文や博士論文の執筆・調査に勤しむ学生たちの姿は後を絶たない。

このように MM による社会連携・社会貢献はすで に地域と国際をまたぐ域に達している。これらの現状 をふまえ、本学では今後もさまざまな課題に積極的に 取り組んでいく所存である。

女性医師再教育センターにおける 女性医師復職支援活動

横田仁子

東京女子医科大学女性医療人 キャリア形成センター 講師

はじめに

女性医師はその社会的役割とライフサイクルにより、出産育児、転居、介護などによりキャリアを中断しなければいけないことがある。21世紀にはいり医師国家試験合格者のうち女性が3割以上になり、将来の医師不足が、女性医師の増加から離職者の増加により加速されると予想され、離職予防、復職支援が僅々の問題になった。

東京女子医科大学では平成18年に女性医師復職支援として、女性医師再教育センター(以下再教育センター)を開設した。このセンターは離職したすべての女性医師へ復職支援することを目的とした。日本赤十字社、済生会、メディカルプリンシプル社と当センターのとの協力で、オーダーメイドの研修を可能にし、全国の女性医師の復職の後押しをした。

今回、大学基準協会による大学認証評価において、当センターの活動が高く評価され発表の機会を得た。 再教育センターとしての取り組みの経緯、その内容、 大学認定評価の影響および今後の発展方向に関して報 告する。平成29年1月から再教育センターは女性医療 人キャリア形成センター女性医師再研修部門と名称が 変更したが、ここでは旧名称を使用する。

I. 取り組みの経緯

平成18年11月に東京女子医科大学女性医師再教育センターは発足した。その取り組みのきっかけは、男女共同参画社会基本法制定(内閣府)と新臨床研修制度

開始といった社会変化と、本学の設立の趣旨と歴史が その変化にいち早く適応できると判断したことから始 まる。

再教育センター発足の7か月前の平成18年4月に学長諮問機関として「女性医師生涯研鑚支援委員会」が設置され、女性医師に対する生涯教育支援の策が練られた。起因となった時代背景として、大きく2つ上げられる。平成11年男女共同参画社会基本法制定以降の女性医師の増加と、医療界における平成16年からの新医師臨床研修制度(厚生労働省)により、医師の偏在と将来の医師不足が懸念された。そのため、女性医師の離職防止および復職支援が僅々の問題とされた。

1. 男女共同参画社会基本法と新医師臨床研修制度

男女共同参画社会基本法は女性の社会参加を促し、医学部で学ぶ女性を増やしたが卒後キャリア形成の問題は依然残っていた。平成18年の時点で、女性医師は全医師の17.3%、40歳未満では2.6人に1人、医師国家試験合格者のうち女性は約35%であった。女性医師のキャリア形成の問題点は、医師としてのキャリア形成に重要な卒後10年(25才~35才)が女性のライフサイクルの出産適齢期と重なることである。長谷川ら(2006)によると、各年齢層における女性医師の就労率は他の職種の就労女性と同じく、出産育児年齢には就労率が低くなるM字カーブを描く。これは女性のライフサイクルや社会的役割から重要な他者によってキャリアを中断せざるを得ないためである。しかし、離職期間が長くなると最新の医学知識、医療技術につ

いてゆけず、臨床の勘を取り戻すのに時間がかかる。 また知識や経験不足による不安や支援不足が、さらに 離職期間を長くする。復職希望があっても進路相談先 や復職方法が解らない場合が多い。その結果、離職期 間が長いほど復職が困難になる現状がある。

新医師臨床研修制度は離職した女性医師を医局の人 脈から離脱することを容易にさせ、復職の機会を失う ことを加速させると示唆された。新医師臨床研修制度 以前では、医師が卒業すると医局に入局して、人事権 を持つ講座主任教授のもと、医師のキャリア形成に必 要な期間は医局に在籍して、そこから市中病院への出 向という形で医療技術を磨いた。本学では市中病院で 当直等の勤務が出来ない場合は大学院生あるいは研究 生として研究に従事することが出来た。医局在籍中に 専門医を取得して、一人前の医師として独立した。そ こでの人脈は医局から退局しても、就職先の紹介など の機会を得た。しかし、新医師臨床研修制度後は卒業 後2年の初期研修とその後の後期研修先が異なり、医 局に所属することなく女性医師が出産育児に入ってし まうと進路相談先もないまま復職の出来ないという状 態が生じる可能性があった。

社会的役割とライフサイクルによる、出産育児適齢期に離職せざるを得ない、他の就労女性と同様な問題点を持つ女性医師に対して、平成17年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画(第2次)は追い風になった。それは、女性の再チャレンジ促進、離職した女性医師に再就職の機会を与えるため、積極的に支援をすることである。この閣議決定から、本学の学長諮問機関「女性生涯研鑚支援委員会」の発足、そして、1年もたたずに再教育センターは発足した。

2. 本学の歴史と卒後教育制度

このように1年で策を練り、組織を作ることが出来たのは、本学の目的と歴史、卒後教育制度があったからである。本学の目的は「女子に医学の理論と実際を教授し、創造的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献する医療人を育成するとともに、深く学術を研究し、広く文化の発展に寄与する」ことである。平成18年の時点で卒業生は9000人以上にのぼり、その先輩医

師の足跡、多様な女性医師の生き方に対応するロールモデル存在、独自の支援体制の創意工夫があった。典型例は創立者の吉岡彌生先生である(至誠会)。医師となり結婚出産後も後輩育成のために医学校を設立し、開業も続けた。卒業生が生涯働き、社会貢献するため様々な環境を整えた。最新の医学知識や情報交換をする同窓会の設立、社会福祉事業のための病院の開設、大学病院に近接する保育園の開設等の、環境整備を行った。また至誠会の広報で女性医師の生き方を訓示し、相談があれば助言をし、生きる道を示した。先輩の生涯学習する姿勢、自己研さんする姿は後輩への刺激になっており、一時的に離職しても大丈夫という安心感を与えている。学び直しが可能であり、気軽に相談できる窓口がある。

加えて、一人前の医師を育てることを目的に、全国の医学部卒業生を男女問わずに集め、「世界の女子医大」を目指した卒後教育制度が存在した。前述したように、本学では医学部卒業後、医療練士として、6年から8年在籍し、その間医療技術の習得と医学研究をすることが出来た。また、そこからの人脈で就職先を見つけた。出産育児でペースダウンが必要な女性医師に対しては、研究生制度、見学生制度などがあり医療技術の習得や研究の機会を与えた。ライフワークバランスを考えた教育システムが存在した。

3. センター長の英断

このような本学の目的と歴史が存在したうえで、社会の変化に対して、当時の川上順子センター長の決断があった。その当時ラジオから「将来の医師不足は女性医師増加し、出産育児で離職するのが原因である。」と流れた時、憤慨したという。「いいえ、そんなことはない。本学の卒業生は出産育児中も働き続けている。生涯働ける創意工夫や社会貢献する場所を他大卒の女性医師が知らないだけではないのか?今こそ女子医大が培ってきた風土の一つ、復職-再研修システムを全国的に取り組む必要がある。女子医大がやらずにどこがやるのだ。」と考え、女性医師再教育センターを設立した。

4. 男女共同参画推進局から女性医療人キャリア形成センターへ

平成21年からは男女共同参画推進局女性医師再教育 センターとなり、日本全国の離職した女性医師の復職 支援を主な事業とした。そのほか、離職予防を目的と した、女性医師・研究者支援センターとおもに女性医 師キャリア支援を行った。

平成29年には女性の更なる活躍を応援する意味で、 キャリア形成、リーダーの育成も含めた女性医療人 キャリア形成センター女性医師再研修部門になった。

Ⅱ. 取り組みの内容

女性医師再教育センターの概要と運営図1に示す。 平成18年発足当時は、「女性医師 再教育-復職プロジェクト」のみであったが、その後「教育・学習支援プログラム-eラーニング」を開始した。その後申請者から地域医療で必要な一般内科を研修したいという 要望があり、「一般内科プロジェクト」を平成22年から開始している。

1. 女性医師再教育 - 復職プロジェクト

離職した女性医師の復職支援には勘を取り戻すための研修期間が必要である。また復職支援の相談窓口を持たない他大学出身者の支援が必要と考えた。そして、全国的に病院展開をしている済生会および日本赤十字社との連携で全国での研修と可能とした。

女性医師再教育 - 復職支援の特徴としては研修先が 就職先にはならない。研修と就職を切り離し、女性医 師が再研修したい項目を抽出し、本来持っている臨床 能力と統合して再就職できるようにした。

本学の再教育センターにおける再教育 - 復職プロジェクトは表1に示す手順で行っている。面談は進路相談も含み、自分の将来像、現状の知識・技能から重点的に研修項目を導けるようにしている。研修先指導

図1:女性医師再教育センターの概要

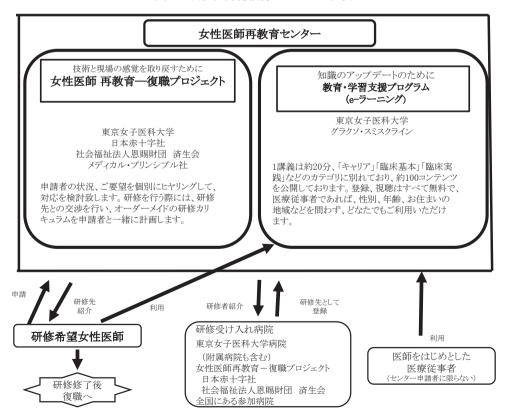


表1:申請から研修までの流れ

行程	内容	詳細
1	相談受付	電話あるいはメールで受け付ける。担当事務が診療経験、現在の状況、不安要素、研修希望の 有無、要望等を確認する。
2	対応検討	センター相談員ら(女性医師)が面談実施 あるいはメールでのアドバイスにするか検討する
3	面談実施	相談員(女性医師)との面談。詳しい状況、要望などを確認する。今後の方向性を一緒に検討する。 注:ここでメールや面談によるカウンセリングや助言で解決することもある。
4	研修候補先面談	診療科担当者と面談実施する。研修内容、スケジュールなどを細かくすり合わせる。
5	研修実施	手続きの後、研修開始。途中で研修日、研修内容を変更も可能。
6	研修終了	研修終了後、相談者は自分で復職先を探す。終了後も相談受付は引き続き実施する。

者との面談では、専門領域における指導医、ロールモデルとの出会いになる。

2. 研修以外のサポート

復職のためのサポートとしてハンズオン実習、E-ラーニングがある。ハンズオン実習では医学部教育実施するシミュレータ実習を行い、学び直しと臨床の実技への自信をつける。E-ラーニングは15分程度で視聴でき、内容はキャリア形成、臨床の基礎、および臨床の実践など復職に必要な知識である。

3. 成果

平成28年度までに233名から相談があり、93名が研修を修了した。相談者の卒業大学のうち、本学卒は17%、他大学卒は83%と他大学卒業が多かった。相談のみで復職した女性医師もいる。追跡調査できた72名中、相談時に離職中の32名中24名が復職に成功、26名の非常勤医師のうち約半数が常勤へとなった。当部門への相談や研修により約9割が復職への不安が解消した。

認証評価で長所として取り上げられたことによる影響

女性医師再教育センターの復職支援の取り組みは平成26年に大学基準協会による大学認定評価にて高く評価された。これは大学のアイデンティティー(女性の社会的地位を高め、精神的、経済的自立を促し、生涯社会貢献する医師を育てる)を高く評価され、その機能を本学は果たしていることを第3者から認めていただいた。この10年の歴史を振り返り、次の世代へ向け

ての取り組みが始まった。センターの所属する組織、 男女共同参画推進局では平成28年度から女性のリーダー育成組織として「彌生塾」が発足し、教育機関に おける指導的立場の女性医療人を支援することが始まった。また男女問わず働き方の多様性を考え、ライフワークバランスを考えた働き方ができるよう問題解 決する、「働き方の多様性を考える委員会」の活動が始まった。

そして、女性医師再教育センターでは、平成28年度 厚生労働省の「女性医師キャリア支援モデル普及推進 事業」に採択され、活動を全国に報告し啓発すること が出来た。その活動は学内外に周知されるようにな り、さらなる広報活動も行っている。

今後の発展方向

女性医師再教育センターが発足してから10年であるが、今後は女性医師支援を全国展開してゆかないといけない。女性の医学部合格者が3割を超え、復職支援を必要としている女性医師が増加する年代に入っている。時代を先取りした女子医大の女性医師支援のノウハウは少しずつであるが広まりつつある。出身大学を問わず進路相談窓口の設立、研修先紹介、就職先斡旋、育児支援、家事介護支援、医師バンク等すべての医師キャリア支援センターの設立が望ましい。

平成22年に始まった「一般内科プロジェクト」では、女性医師の復職を地域で応援する目的で、一般内科研修プログラムの作成を進めている。女性の特性である、コミュニケーション能力、子供を通して地域活動やしやすくネットワークを作りやすい、患者さんに

寄り添った医療を実践できることを活かして、地域医療で活躍する女性医師生涯教育制度の構築を目指している。

終わりに

本学の女性医師再教育センターの活動が大学認定評価で高く評価され、その活動を報告した。これは本学が目的に向かって着実に歩んでいること認めてもらったと同時に多様化する大学の特性を今後も全うしなければならない。創立者が願った、女性の社会進出の実現が1世紀を過ぎて世間に認められるようになり、少しずつ社会が変化している。今後も本学の目的を全うして、研究および教育の成果を社会への貢献を進めてゆきたい。

参考文献

内閣府男女共同参画局:男女共同参画社会基本法

- http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html
- 厚生労働省:新医師臨床研修制度 http://www.mhlw. go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/ iryou/rinsyo/
- 至誠会:東京女子医大創立と存在意義. http://www.shiseikai.or.jp/A-yayoi-01.html
- 東京女子医科大学女性医療人キャリア形成センター女 性医師再研修部門:厚生労働省平成28年度女性医師 キャリア支援モデル普及推進事業実施報告書. 2017
- 東京女子医科大学男女共同参画推進局女性医師再教育 センター:2009年度成果報告書,2010
- 東京女子医科大学男女共同参画推進局女性医師再教育 センター: 2010年度成果報告書. 2011
- 長谷川敏彦:平成18年度厚生労働科学研究日本の医師 需給の実証的調査研究. 平成18年度厚生労働科学研 究. 2007

Report on the Support-Activities for Re-Installment of Women Physicians at the Professional Re-Entry Support Center for Women Physicians

※ Jinko YOKOTA

[Abstract]

There are a number of reasons why woman medical doctors quit or interrupt their career, their supposed social role, their life cycle, and last not least their relation to people around them, like family and other relatives. One third of all doctors passing the annual national examination for medical practitioners are woman. The lack of physicians in the future will foreseeably be enhanced by the thus necessarily growing number of woman doctors who quit or interrupt their career. The support for woman doctors who want to re-enter the workforce or the endeavor to avoid the leaving of the workplace altogether has thus become a not so small problem.

At the Tokyo Women's Medical University a Professional Re-Entry Support Center for Women Physicians was established in 2006 to support the professional career of woman doctors. Its aim is to help all woman doctors to re-enter the workforce. The Japanese Red Cross, the Saiseikai Hospital Group, and the Medical- Principle-Society cooperate in this sense with the Support Center of TWMU to enable an order-made course program, and have whole-heartedly promoted the issue of re-entry of woman physicians into the workforce.

Changes in the surrounding conditions of woman doctors where a life-long working career is possible, and in the supposed societal role of women make a career support which fits the female life-cycle a necessity. At the same time, a revolution in the perception in men, a leadership education and a support for academic careers must be enhanced.

* Tokyo Women's Medical University Career Development Center for Medical Professionals

次期幹部層の本格的な育成のための SD 活動の実践

山本修一

学校法人福岡工業大学 総務部長

はじめに

本学園は、福岡工業大学、福岡工業大学短期大学部、附属城東高等学校の三校を設置する学校法人であり、大学は、工学部、情報工学部、社会環境学部の3学部、加えて、工学研究科、社会環境学研究科の2研究科を有する地方の中規模大学です。このたび、本学が実施してきた事務職員の米国学外研修(以下、「FASTプログラム」という。)をスタッフ・ディベロップメント(以下、「SD」という。)の一環として先駆的な取り組みとご評価いただき、『大学評価研究』に掲載の機会を得ましたことに深謝申し上げます。本学の事例報告が、SDに関して、わずかながらでも皆様方のご参考になれば幸いです。

I. 職員力育成の基本的な考え方

1. 私学を取り巻く環境

大学、とりわけ私立大学を取り巻く環境が悪化する中、大学運営の高度化を図るためにも教職員の能力開発がますます重要となっていることは周知の事実であり、その必要性は2017年4月施行の改正大学設置基準に定められたSDの義務化からも伺うことができます。

18歳人口が減少しているにもかかわらず、大学の入学定員は増加している供給過多の状況にある中、志願者、保護者、並びに高校教員から選ばれるために、質の高い教育を提供し続けられるか、本学園においては、「運営」から「経営」へと転換していかなくては

ならない時代に入っていると認識してきました。では、大学を経営するのは誰なのか。それは、全教職員と言えることが理想ではないでしょうか。全教職員が 当事者意識をもって経営主体となっている状態が、より強い組織であると考えます。

2. 中期経営計画と職員力育成

本学では1998年から中期経営計画「マスタープラン (以下、『MP』という。)」を開始しました。 5 ヶ年の 中期計画を 3 年ごとに見直すサイクルで計画されてお り、その MP に基づいた単年度の行動計画「アクショ ンプログラム(以下、『AP』という。)」を策定してい ます。

中期経営計画の策定においては、大学・短大・附属 高校・法人事務局から選出された教職員18名で構成す る MP 策定委員会を設置し、約6ヶ月をかけて12回 の会議で、学園の進む方向性を定めていきます。基本 的な考え方は、①組織・総合力を重視、②全員参画・ 合意形成を重視、③オープンな議論を重視の3点で す。MP を実質化する工夫のひとつに、MP 策定委員 会の議論の場には教職員の陪席を自由とし、意見を述 べる機会があること、加えて全教職員に議事録を回付 していることが挙げられます。

こうして実質化された計画は単年度のAPに落とし込まれ、教職員が仕事のプロセスコントロールを理解し、行動に移されていきます。さらには、半期ごとに振り返り、目標達成に向けて、また行動に移していくという「PDCAによる経営管理システム」が、SDの

ひとつとして機能し、学園経営の最大の推進力となっています。この点が、本学における職員力育成の基本であると考えています。

Ⅱ. FAST プログラムを実施することとなっ た経緯

FAST プログラムが2009年に始まった背景のひとつに、経営幹部層が定年に差し掛かっていたことがあります。この層が退職した後、リーダーシップを発揮して学園を牽引していくのは、当時の課長、課長補佐、係長といった中堅層でした。18歳人口がさらに減少を続け、経営環境が厳しくなる時代を見据え、次期幹部層に対する人材育成への取り組みが重要であるとの判断がありました。

次期幹部層は、変革が求められる時代に対応できる 改革型人材でなければなりません。加えて、大学に は、将来にわたってグローバル化や学外連携の推進が 求められる時代が訪れています。そのような視点か ら、国内で実施されている人材育成セミナーのような ものではなく、異次元体験によるマインドセットの転 換ができる研修プログラムを検討し、米国教育行政の 先進性から学ぶ機会として、FASTプログラムに辿 り着いたわけです。このプログラムに要する財政的負 担の懸念がなかった訳ではありませんが、「人材投資」 を重視し、将来的に学生や保護者、就職先を含めたス テークホルダーの皆様のためになるという信念に基づ いて始めました。

Ⅲ. 次期幹部層の育成のための FAST プログラム

1. FAST プログラムの概要

FAST プログラムとは、FIT Administration Staff Training プログラムの略称であり、FIT は福岡工業大学(Fukuoka Institute of Technology)を指しています。次代を担う中堅・若手の事務職員を協定校であるカリフォルニア州立大学イーストベイ校(以下、「CSUEB」という。)へ派遣する職員研修プログラムで、2009年度にスタートしました。単に海外の大学を見て学ぶというような研修ではなく、本学独自の特徴

的なプログラムとなっており、2015年度までの7年間で、延べ43名の専任職員をアメリカへ派遣しました。 さらに、このプログラムを土台に後述するLEADプログラムが2013年度からスタートしています。

2. FAST プログラムの特徴

本プログラムの特徴としては、第一に2ヶ月間という派遣期間の長さです。1年に2回、春と秋に各1チーム、3~4名ずつの選抜されたメンバーが渡米します。年齢は30歳前後から40歳半ばが中心ですが、役職や所属部署は異なっており、通常の業務での関わりが少ないメンバーでチームを編成しました。

第二に、内容の濃い研修であることです。主にレク チャーとシャドウィングから構成されているプログラ ムですが、レクチャーとは、CSUEBの副学長級の上 級管理職によって行われるアメリカの大学経営のビ ジョンに関する講義のことをいいます。また、派遣さ れたメンバーによるアメリカの大学職員に対する英語 のプレゼンテーションも含まれます。シャドウィング とは、チーム内での1名が現地の職員の日常業務に付 き添い、その業務の内容や進め方、タイムマネジメン トなどを観察により学ぶことです。この観察して学ん だ内容について、チームメンバーに対してプレゼン テーションを行います。また、他のチームメンバーは CSUEB 職員とは同行せずに、大学経営に関連する論 文を読み、原理的な知識を獲得します。その後、チー ム内で学んだことについてディスカッションが重ねら れ、それぞれ得たことが情報共有される仕組みとなっ ています。研修の最後には改善提案等が CSUEB の幹 部の前で、さらに帰国後の学内報告会で発表され、良 い提案は直ちに実践されます。この学んだ内容につい ては、ブログを利用して、日本国内の職員へも発信し ますが、実際に見て聞いて学んで得た知識を、見聞き していない職員へ伝わるように編集する作業は、文章 作成能力はもちろん、コミュニケーション能力の向上 にもつながりました。

第三に、派遣前の準備です。チームごとに「Branding(エンロールメント・マネジメント、学生募集など)」、「Academic Planning(ガバナンス、新

規プロジェクト関連など)」、「Student Service(FD、学生に対するワンストップサービスなど)」、「External Relationship(地域との連携、高大接続プログラムなど)」の4つのテーマのうち、いずれか1つが与えられ、渡米前に一人100個の質問を考えてリスト化しておきます。日常業務から大学全体のことまで質問を考えた上で、プログラムに臨むことにより、自分やチームで疑問に感じていることへの答えを見つけ出すように意識が集中することとなり、レクチャーやシャドウィング、論文の講読から得られる情報への感度も高くなります。

3. FAST プログラムの効果

本プログラムの効果としては、第一にチームの結束力の強化です。2ヶ月間の渡米期間中にメンバーは寝食をともにします。アメリカでともに学び、ともに苦しむという体験をする中で築いた強い連帯感は、帰国後、プログラムを終えたとしても、強く残ったまま継続されています。これが、部署を越え、役職を越えた「斜めの繋がり」であることにも、今後業務を進めていく上で、ひいては、大学経営に携わっていく上で、大きなメリットがあります。

第二に異文化体験による視野の拡大です。日本とは 異なる環境でアメリカの大学のことを考える機会を持 つことによって、自部門のことを中心に考えるといっ た狭い視野ではなく、大学全体を見渡しての広い視野 で物事を考えることができるようになります。アメリ カへ行くと、「あなたの部署ではどうですか?」、「福 岡工業大学ではどうですか?」ではなく、「日本の大 学ではどうですか?」という質問をされることが多々 あります。この質問を受けることで、日本の大学全体 の在り方や、本学の在り方、自分自身の仕事の在り方 を改めて考えさせられ、「日本の大学の中での福岡工 業大学」というマインドセットに繋がっていきます。

最後に、本プログラムに送り出してくれた「回りの職員」への影響についてもお伝えします。約80名の専任職員のうち、各部署の職員3~4名が2ヶ月間不在となるということは、その穴を埋めるために各課にはかなり大きな負担が強いられます。これをカバーする

にあたり、課内の同僚職員が業務の効率化を図る中で、協力関係の強化に繋がります。さらに研修から帰国した職員に刺激を受け、結果として大学全体の職員力向上にも貢献したと言えます。

4. FAST プログラムの運営

このような濃縮された海外研修プログラムが実施できたのは、協定校である CSUEB との大学間連携があったことはもちろんですが、現地在住のファシリテーターである本学、米田達郎理事のサポートのお陰でもあります。氏は、コンサルタントとしての経歴、カリフォルニア州での起業経験を有しており、FASTプログラムの立ち上げから関わっています。メンバーの共同生活のサポート、レクチャーやシャドウィングの通訳と解説、参考文献の選択、職員のディスカッションのコメンテーターなどの役割を引き受け、円滑なプログラム運営に尽力いただきました。

Ⅳ. 今後の発展方向

1. LEAD プログラム

FAST プログラムは職員向けの研修でしたが、教 員と職員がともに学ぶ教職協働プログラムが LEAD プログラムとなります。Leadership of Education & Administration Development プログラムの略称であ り、「教員は単に Faculty としてではなく、事務職員 も単に Administrator ではなく、教育の質の改善と保 証を行なう Educator (教育者) である」という考え のもとに、若手教員と中堅職員を同時にアメリカへ派 遣し、教育研究、大学経営に関する知見を深める研修 です。2013年度より始まり、教員13名、職員6名を派 遣しました。渡米前の準備や調査、寝食をともにする 過ごし方に変わりはありませんが、教員の講義の都合 もありプログラム期間を2週間から1カ月間程度に凝 縮し、カリフォルニア州の大学を訪問し、学んだこと について教職員それぞれの立場から議論を重ねていま す。

2. 職員合宿研修

海外研修がいかに好影響をもたらすかは先述のとお

りですが、全職員を参加させるには時間、予算、個別事情等の制約があるのも事実です。その点を解決すべく、2016年度より大分県湯布院町に保有するセミナーハウスにて、宿泊を伴った職員の研修を実施しております。講師は、常務理事を始めとした複数の経営層とし、部長職、次長・課長職、中堅・若手職員と階層別に行い、原則、専任職員全員を対象としています。

昨年度実施した内容は、アイスブレイクから始まり、昨今の高等教育事情の講義、グループごとに分かれて、MPに掲げる目標達成のためにどうすべきか議論し、プレゼンテーションを行うケーススタディの大きく3種類です。日常業務の中では、伝える機会が少ない幹部層の想いや期待を、直接伝えられる研修となっており、逆に、ケーススタディのプレゼンテーションを始め、職員が発表する際には、どのような課題を感じているのか、どのような想いで日々の業務に取り組んでいるのかを幹部へ伝えられる双方向の機会となっています。

おわりに

2017年度からのSDの義務化を受け、本学においてもSDの定義・目的・実施方法を明確にし、周知しました。殊に目的としては、「学園の経営と教育・研究等に関わる改革・改善を推進するために、『For all the students~すべての学生生徒のために~』の経営理念の下、『即実行する(Just Do It!)』という行動規範を備えた職員を育成すること」と定めています。SDを実施することによって、このような経営理念や行動規範を全教職員に根付かせ、本学の文化としていくことが重要であると考えます。

今日以上に、厳しい経営環境となる私学においては、教員であっても職員であっても「学び続けること」が肝要であることは明らかです。本学では、これまでも SD に積極的に取り組んできましたが、更なる職員力の向上を図り、学び続けるための制度や環境の整備に努めます。広い視野と多角的に物事を見て判断する力を身につけ、改革を推進していくことができる教職員を、今後も継続的に育成して参る所存です。



グローバル志向は 地元キャリア志向と矛盾するのか 一地域移動類型を踏まえた地方出身者の分析—

小 山 治

京都産業大学全学共通 教育センター 准教授

【目次】

I 問題設定

Ⅱ 先行研究の検討

Ⅲ データの概要

Ⅳ 変数の設定

V 分析

VI 結論

[キーワード]

グローバル志向、地元キャリア志向、地域移動類型、 教育理念、政策運営

I 問題設定

本稿の目的は、社会科学分野の学生に対する質問紙調査によって、グローバル志向は地元キャリア志向と 矛盾するのかという問いを明らかにすることである⁽¹⁾。

近年、高等教育政策において不思議な潮流が発生している。それはグローバル志向と地域志向に立脚した政策の同時進行である。前者の例として、文部科学省の「スーパーグローバル大学等事業」(2012年度開始)がある。そこでは日本の高等教育の国際競争力向上とグローバル人材育成が目的とされている。後者の例として、同省の「地(知)の拠点整備事業」(COC)(2013年度開始)と「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」(COC+)(2015年度開始)がある。COC+ではCOCよりも予算が増額され(文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室 2015、p.2)、公募要領に地元就職率の向上等に取り組むことが明記された

(文部科学省 2015、p.2)。このように、グローバル 志向と地域志向の追求は高等教育政策において喫急の 課題となっている。

こうした2つの高等教育政策の潮流は果たして矛盾 しないのであろうか⁽²⁾。本稿は、この点を実証的に検 討することによって、次の2つの貢献を行う。

第1に、大学の教育理念に対する貢献である。大学は資金獲得のために手当たり次第に助成事業に応募するというのが実態かもしれない。しかし、異なる理念が併存する中で実際に教育を受けるのは学生である。学生は最大の受益者になりうる一方で、最大の被害者にもなりうる。本稿は、教育の受け手である学生に対する質問紙調査に基づきながら、学生の中でグローバル志向と地域志向は矛盾するのかという点を明らかにする。それにより、2つの志向が教育理念として教育実践に混乱をもたらす可能性を検討する。

第2に、高等教育の政策運営に対する貢献である。 大学(特に地方国公立大学)は地域貢献・地方の活性 化を重要な使命としながら、グローバル志向と地域志 向の間で大いに揺れ動いているように思われる。両者 の志向が矛盾するのかという点を明らかにすること は、大学や学生だけではなく、高等教育政策の適切な 運営について考察する上でも重要な課題である。本稿 は、この課題を検討することを通じて、2つの志向の 間で浮動する高等教育政策が「意図せざる結果」をも たらす可能性を示唆する。

その際に着目するのが、地域志向の中でも地元キャリア志向である。本稿における地元キャリア志向とは、大学卒業後に地元に就職・勤務したいという意識

を指す。大学進学に伴う地域移動に関しては、吉川 (2001)、苅谷・安藤・有海・井上・高橋・平木・漆山・中西・日下田 (2008)、中澤 (2011)、朴澤 (2016)等の優れた先行研究があるのに対して、若者の中でもどのような大学生が地元就職や地元勤務を希望するのかという点は十分に明らかにされていない。本稿は、地元キャリア志向の規定要因として、先行研究が問題にしてきた変数にグローバル志向に関する変数を追加した発展的な分析を行う。本稿におけるグローバル志向とは、後に詳述するように、国際的なキャリア意識等を指す。本稿では、学生を分析単位としてグローバル志向が地元キャリア志向と矛盾するのかという点を明らかにする(3)。

分析の際に着目するのは、①地元と大学の所在地が非大都市圏である非大都市圏一貫型と②地元が非大都市圏であり、大学の所在地が大都市圏である大都市圏移動型という地域移動類型に該当する学生(地方出身者)である⁽⁴⁾。なぜなら、これらの地域移動類型は地方創生や地方の活性化と密接に関連するからである。非大都市圏一貫型は、いかに地元の人材を地元に就職・定着させるのかという COC+の問題意識と合致する。大都市圏移動型は、大都市圏に移動してしまった学生をいかに地元に呼び戻すのかという点で地方の活性化と関連する。換言すれば、地方の活性化は地方大学だけの問題ではなく、射程を広げて考える必要があるということである。

本稿が社会科学分野の学生に焦点をあてるのは、当該分野の学生は全大学生の中で最大多数を占めており、地方の将来を担う最大の担い手となりうるからである⁽⁵⁾。一方、理学・工学・農学・保健(医療)分野については、地域の産業構造等の外部要因が学生の就職やキャリア形成を相対的に強く規定すると予想されるため、今回は分析から除外する。

本稿の構成は次の通りである。Ⅱ章では、本稿と関連する先行研究の到達点を整理し、その問題点を検討した上で本稿の学術的な意義を論証する。また、それを踏まえて、本稿の基本的な仮説を設定する。Ⅲ章では、データの概要について説明する。Ⅳ章では、分析で使用する変数の設定を行う。Ⅴ章では、地元キャリ

ア志向の規定要因をクロス集計とロジスティック回帰 分析によって分析する。Ⅵ章では、本稿の主な知見を まとめて結論を示し、その含意について考察した上 で、今後の課題を指摘する。

Ⅱ 先行研究の検討

大学生の地元キャリア志向と関連する先行研究は限られている。そうした中で、平尾・田中(2016、p.66)の指摘を参考にし、従属変数を基準として先行研究を分類すると、①地元キャリア意識に関する研究と②地元就職・勤務結果に関する研究に区別できる。

まず、これらの先行研究の到達点を整理する。

前述した①の研究では、地元志向という意識を規定 する要因が分析されている。山口大学の3年生に対す る質問紙調査のデータを分析した平尾・重松 (2006) によれば、地元志向(卒業後の就職先として実家から 通えるところ~近隣県を希望)が強い学生は親と就職 の話をよくする関係にあるものの、就職活動にネガ ティブである。全国の社会科学分野の学生に対する質 問紙調査のデータを分析した高津(2011)によれば、 「地元就業機会認識」、「保護者地元定着要請」、「地元 貢献意識 | が地元志向(卒業後に地元に就職・勤務し たい)を強めている。北海道の国立単科大学(社会科 学系) の学生に対する質問紙調査のデータを分析した 杉山(2012)によれば、挑戦的な仕事への志向が地元 志向(勤務先が地元にある職場に就職したいと思うか 等の質問項目からなる因子得点)に対して負の影響を もたらし、労働条件を重視することが地元志向に対し て正の影響をもたらしている。鳥取大学の学生に対す る質問紙調査のデータを分析した米原・田中(2015) によれば、異文化志向は地元への定住志向を弱め、自 民族中心主義は地元への定住志向と愛着を強めてい

前述した②の研究では、地元就職・勤務という地域 移動結果を規定する要因が分析されている⁶⁶。全国規 模の大学4年生に対する質問紙調査のデータを分析し た中島(2007、p.103)によれば、「保護者が具体的に 意見を述べる者は地元で就職する傾向」にある。東北 出身者等に対するインターネットモニター調査のデー

タを分析した李(2012)によれば、大卒の場合は地方 から都市へ移動することの経済的な利益が大きく、高 卒と大学院卒の場合はそれが小さい。また、同種の データを分析した李・杉浦 (2012) によれば、就業時 (初職) の地域移動には家計の経済的な環境は関連が ない。山口大学の3年生と卒業生に対する質問紙調査 のデータを分析した平尾・田中(2016)によれば、3 年生の地元志向率(卒業後の就職先として実家から通 える範囲~近隣県を含めた地方圏を希望)と卒業生の 地元就職率(本社所在地・勤務地)には大きな差がな い。また、「親の意向は、非地元志向を地元就職へと 導く誘因となる | と指摘されている(平尾・田中 2016、p.70)。一方、徳島大学の学部4年生と修士課 程2年生に対する大規模な質問紙調査のデータを分析 した小山(2016)によれば、徳島県外出身者において は、「過疎地域の人たちから徳島県の特徴・魅力につ いて説明を受けた|等の地域学習を経験した者ほど、 徳島県内就職率が一定程度高い。また、社会科学分野 の大卒就業者に対する全国規模のインターネットモニ ター調査のデータを分析した小山(2017)によれば、 ①地域について学ぶ授業の受講経験と②ゼミ・演習の 担当教員からの地域に関する指導は初職・現職の所在 地と関連がない。

次に、先行研究の問題点を検討する。

先行研究に共通する問題点は、次の3点である。

第1に、グローバル志向という独立変数が問題にされていないという点である。確かに、米原・田中(2015)は異文化志向や自民族中心主義というグローバル志向と近い変数を独立変数としている。しかし、そこでは従属変数が地元への定住志向と愛着となっており、高等教育政策の文脈でグローバル志向が独立変数として位置づけられているとはいえない。換言すれば、冒頭で述べた近年の矛盾するようにみえる高等教育政策に対する含意を導き出せるような問題設定はなされていない。

第2に、全国規模の調査に基づいた研究が少ないという点である。中島(2007)、高津(2011)、小山(2017)を除き、多くの先行研究では、調査対象校が極めて限定的であり、サンプリングやサンプルサイズ等に大き

な課題を抱えている。

第3に、分析上の課題が残されているという点である。多くの先行研究はクロス集計や平均値の差の検定に留まっている。多変量解析が行われる場合でも十分な統制変数が投入されていない。地元志向を類型化し、多数の独立変数を投入したロジスティック回帰分析を行った中島(2007)でも、全般的にモデルの説明力が低く、グローバル志向をはじめとして重要な変数を見落としている可能性が否めない。

以上の先行研究の問題点を克服するため、本稿では、全国の社会科学分野の学生に対する質問紙調査のデータを分析することによって、グローバル志向が地元キャリア志向と負の相関関係にあるのかという点を明らかにする。その際は、高等教育政策への含意を導き出すために、冒頭で述べた地元と大学の所在地から作成した地域移動類型のうち、非大都市圏一貫型と大都市圏移動型に着目する。

本稿の基本的な仮説は、地方出身者においては、グローバル志向は地元キャリア志向と矛盾する(=負の相関関係にある)というものである。なぜなら、国際社会に目を向けることは学生自身の将来展望を拡散・多様化させることによって地域志向を弱化すると考えられるからである。

Ⅲ データの概要

1 質問紙調査

本稿の分析で使用するのは、全国の4年制大学の社会科学分野の学部に所属している1年生と4年生に対して実施された質問紙調査のデータである。

この質問紙調査は、東京大学教育学部で2010年度に 開講された教育社会学調査実習という授業の一環とし て実施された。筆者は教員としてこの調査における調 査依頼等に全般的に関与したものの、質問紙は授業の 履修者が設計した。したがって、本稿はこのデータの 2次分析に相当する。

想定される母集団は、社会科学分野の学部に所属している学生である(ただし、福祉系と二部・夜間は除外)。調査の実施にあたっては、全国の社会科学分野の学部ごとに入学定員数を整理したリストを作成し

た。具体的には、文教協会の『全国大学一覧』における 定員数を文部科学省の学校基本調査における専門分 野ごとに整理した。

その上で、このリストに対してベネッセコーポレーションが2009年11月に実施した「進研模試 高 2 総合学力テスト11月」の評価基準($A\sim E$ の 5 段階)が B であった受験者の平均偏差値を入力した⁽⁷⁾。こうして母集団のデータベースが作成された。

調査対象校の抽出に際しては、まず、データベースの学部を大学入試偏差値順に並び替え、偏差値60以上、47~59、46以下という3つのグループに分類した。次に、大学の設置主体、大学の所在地、社会科学分野内の専門分野を考慮し、各グループから調査対象校を抽出した。抽出されたのは、16校18学部である。

調査時期は、2010年10月から12月までである。調査 方法は、原則として、各学部の大学教員に調査を依頼 し、授業等で質問紙を配布してもらい、授業時間内外 で回収を行うという形式とした。

このように、この質問紙調査は無作為抽出法を採用していないため、分析結果の安易な一般化には十分に慎重になる必要がある⁽⁸⁾。しかし、母集団を明確に想定した全国規模の学生調査はそれほど多くないという点を踏まえれば、この質問紙調査には相当程度の意義があると考えられる⁽⁹⁾。本稿では、標本が無作為抽出されたと仮定して統計的検定を行う。

全体の有効回収数は1886ケースであり、有効回収率は63.0%である(1年生については、それぞれ1131ケースと64.2%、4年生については、それぞれ755ケースと61.1%)。本稿では、日本の地元キャリア志向を問題にするため、留学生と留学生か否かの質問文への無回答者を分析から除外する。その結果、分析対象は1640ケース(1年生は982ケース、4年生は658ケース)となる。ただし、分析で使用する変数で無回答があった場合、欠損値になるため、実際の分析対象はこのケース数よりも少なくなることがある。

2 分析対象の基本的な特徴

分析対象 (N =1640) の基本的な特徴を示す。 性別については、男性が67.5%、女性が32.5%、無 回答が0.0%となっている⁶⁰⁰。大学の所在地については、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、大阪圏(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)といった大都市圏が55.9%、これら以外の非大都市圏が44.1%、無回答が0.0%となっている⁶¹⁰。所属する大学の設置主体については、国公立大学が14.2%、私立大学が85.8%、無回答が0.0%となっている。所属する学部については、商学・経済学部が55.4%、法学部が29.4%、社会学部が15.2%、無回答が0.0%となっている。「地元だと思う都道府県」については、前述した定義の大都市圏が48.8%、非大都市圏が50.5%、無回答が0.7%となっている⁶¹²。

IV 変数の設定

表1は、本稿の分析で使用する変数の操作的定義を まとめたものである。以下では、重要な変数について 説明する。

本稿では、分析を進める上で地元と大学(学部)の 所在地を都道府県単位で捉え、両者の組み合わせに よって地域移動類型を作成する。前述したように、東 京圏、名古屋圏、大阪圏を大都市圏とし、それ以外を 非大都市圏とする。その上で、「地元だと思う都道府 県」と大学の所在地をクロス集計にかけ、4つの地域 移動類型を作成する。この地域移動類型については次 章で詳述する。

従属変数である地元キャリア志向は、「大学卒業後、地元に就職・勤務したい」という質問項目によって測定する^{□3}。本稿では、回答の分布と分析における観測度数を考慮し、「とてもあてはまる」と「まああてはまる」を「あてはまる」=1、「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」を「あてはまらない」=0とした。

独立変数で重要なのは、グローバル志向である。これは、①「高校卒業時に国際的なキャリアを積みたかった」(4件法)、②「国際的なキャリアを積みたい」(4件法)、③「留学生との交流イベントに参加したことがある」(4件法)と「国際系 NGO・サークルに参加したことがある」(4件法)からなる国際交流経験、

④「英会話力」(4件法)と「英語読解力」(4件法)からなる英語力、⑤大学入学以降の留学経験(3件法)という質問項目によって測定する。いずれも具体的な操作的定義は表中にある通りである。

V 分析

1 地元と大学の所在地

まず、地元と大学の所在地という2つの変数から地

域移動類型を作成する。

表2は、地元と大学の所在地それぞれを前述した定義の大都市圏と非大都市圏にカテゴリー化し、クロス集計を行った結果をまとめたものである(この表の%は全体に占める割合を指す)。それによれば、最も多いのは地元も大学の所在地も大都市圏である大都市圏一貫型の43.2%であり、次に多いのが地元も大学の所在地も非大都市圏である非大都市圏一貫型の38.2%で

表 1 分析で使用する変数の操作的定義

構成概念	変数名	操作的定義				
地元キャリア志向	大学卒業後、地元に就職・勤務したい	左記の質問項目について、「とてもあてはまる」と「まああてはまる」を「あてはまる」= 1、「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」を「あてはまらない」= 0 とした。				
地元・大学の所在地に関す る地域移動類型	非大都市圈一貫型、大都市圏移動型、非大都市 圏移動型、大都市圏一貫型	まず、「地元だと思う都道府県」と大学(学部)の所在地それぞれについて、東京圏(東京都、 神奈川県、埼玉県、千葉県、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、大阪圏(大阪府・京都府、 兵庫県、奈良県)を大都市圏とし、それ以外を非大都市圏とした。次に、両者の所在地をクロ ス集計にかけ、非大都市圏一貫型、大都市圏移動型、非大都市圏移動型、大都市圏一貫型とい う4つの地域移動類型を作成した。詳細は本文中で説明する。				
	高校卒業時に国際的なキャリアを積みたかった	左記の質問項目について、クロス集計では、「とてもあてはまる」と「まああてはまる」を「あてはまる」=1、「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」を「あてはまらない」=0とした。ロジスティック回帰分析では、「とてもあてはまる」=4~「まったくあてはまらない」=1とした。				
	国際的なキャリアを積みたい	同上。				
グローバル志向	国際交流経験	「留学生との交流イベントに参加したことがある」と「国際系 NGO・サークルに参加したことがある」という質問項目それぞれについて、「とてもあてはまる」 = 4 ~ 「まったくあてはまらない」 = 1 として合算し、平均値を算出した(ロジスティック回帰分析で使用)。クロス集計では、分析対象全体の分布ができるだけ半々になるように、この平均値の「1.5~4」を「多い」 = 1、「1」を「少ない」=0とした。				
,	英語力	「英会話力」について、「議論ができる」=4、「日常会話ができる」=3、「簡単な挨拶な一言二言できる」=2、「まったく話すことができない」=1とし、「英語誘解力」について語の本や英字新聞を理解できる」=4、「少し難しい文章でもなんとか理解できる」=3単で短い文章ならば理解できる」=2、「まったく理解できない」=1として両者を合算し均値を算出した(ロジスティック回帰分析で使用)。クロス集計では、分析対象全体の分布きるだけ半々になるように、この平均値の「2.5~4」を「高い」=1、「1~2」を「4=0とした。				
	留学経験(ありダミー)	大学入学以降の「留学(長期休業中の語学研修を含む)」について、「大学の制度で留学した」と「大学を通さずに留学した」を「(留学経験) あり」=1、「留学しなかった」を「(留学経験)なし」=0とした。				
地元就職機会の認識	就きたい職業の就職口が地元にある	左記の質問項目について、「とてもあてはまる」=4~「まったくあてはまらない」=1とした。				
地元活動への積極性	地元で様々な活動に積極的に関わりたい	同上。				
保護者による地元就職要請	(保護者から言われた) 地元に就職してほしい	左記の質問項目について、「ひんぱんに言われた」 = 4 ~ 「まったく言われなかった」 = 1 とした。				
	男性ダミー	男性= 1、女性= 0 とした。				
	第一子ダミー	兄と姉の人数が「0人」である者を「第一子」=1、それ以外の者を「第一子ではない」=0 とした。				
	実家の蔵書数	実家の蔵書数について、「ほとんどなかった」=0、「20冊くらい(本棚1段分くらい)」=0.2、「50冊くらい(本棚1分くらい)」=0.5、「100冊くらい(本棚1つ分くらい)」=1、「200冊くらい(本棚2つ分くらい)」=2、「300冊くらい(本棚3つ分くらい)」=3、「400冊以上(本棚4つ分以上)」=4.5という100冊単位の値に置き換え、そのまま連続変数とした。				
	(父親の最終学歴) 大卒・大学院卒ダミー	「最後に卒業した学校」が「4年制大学」と「大学院」=1、それ以外=0とした。				
	(父親の最終学歴) 大卒・大学院卒ダミー	同上。				
属性等	中学校3年生のときの校内成績	5件法の選択肢について、「上のほう」=5~「下のほう」=1とした。				
	高校3年生のときの校内成績	同上。				
	大学入試偏差値	学部ごとの大学入試偏差値を使用した。				
	国公立大学ダミー	国公立大学=1、私立大学=0とした。				
	学部(ダミー変数)	非大都市圏一貫型については、商学・経済学部=1、法学部=0とした(社会学部は0ケース であるため)。大都市圏移動型については、社会学部を基準とするダミー変数とした。				
	4年生ダミー	4年生=1、1年生=0とした。				
	(大学の成績) A (優) 以上の割合	大学で履修した科目の単位に占める A (優) 以上の成績の割合を連続変数とした(単位:割)。				

表2 地元・大学の所在地に関する地域移動類型

地元だと思う都道府県	大学の	合計		
地元だる思り郁道府宗	大都市圏	非大都市圏	751	N
大都市圏(%)	43.2	6.0	49.2	801
非大都市圏(%)	12.6	38.2	50.8	828
合計 (%)	55.8	44.2	100.0	1629
N	909	720	1629	

注: 数値は全体に占める割合を指す。

表3 グローバル志向別にみた地元キャリア志向

地元・大学の所在地に	グローバル志向	大学卒業後、地元に就職・勤務したい		∧ =⊥	
関する地域移動類型	グローハル志问	あてはまる	あてはまらない	合計	N
	高校卒業時に国際的なキャリアを 積みたかった				
非大都市圏一貫型	あてはまる (%)	57.6	42.4	100.0	132
p=0.006	あてはまらない (%)	70.2	29.8	100.0	483
Cramer の V=0.111	合計 (%)	67.5	32.5	100.0	615
大都市圏移動型	あてはまる(%)	35.7	64.3	100.0	56
p=0.294	あてはまらない(%)	43.8	56.2	100.0	146
Cramer の V=0.074	合計 (%)	41.6	58.4	100.0	202
	国際的なキャリアを積みたい				
非大都市圏一貫型	あてはまる(%)	57.7	42.3	100.0	175
p=0.001	あてはまらない(%)	71.7	28.3	100.0	435
Cramer の V=0.136	合計 (%)	67.7	32.3	100.0	610
大都市圏移動型	あてはまる(%)	33.3	66.7	100.0	78
p=0.047	あてはまらない(%)	47.5	52.5	100.0	122
Cramer Ø V=0.140	合計 (%)	42.0	58.0	100.0	200
	国際交流経験				
非大都市圏一貫型	多い (%)	66.0	34.0	100.0	209
p=0.551	少ない (%)	68.4	31.6	100.0	402
Cramer の V=0.024	合計 (%)	67.6	32.4	100.0	611
大都市圏移動型	多い (%)	48.4	51.6	100.0	64
p=0.172	少ない (%)	38.2	61.8	100.0	136
Cramer の V=0.097	合計 (%)	41.5	58.5	100.0	200
	英語力				
非大都市圏一貫型	高い (%)	61.1	38.9	100.0	149
p=0.047	低い (%)	69.8	30.2	100.0	464
Cramer の V=0.080	合計 (%)	67.7	32.3	100.0	613
大都市圏移動型	高い (%)	35.5	64.5	100.0	76
p=0.156	低い (%)	45.7	54.3	100.0	127
Cramer の V=0.100	合計 (%)	41.9	58.1	100.0	203
	留学経験				
非大都市圏一貫型	あり(%)	35.0	65.0	100.0	20
p=0.002	なし (%)	68.5	31.5	100.0	593
Cramer の V=0.127	合計 (%)	67.4	32.6	100.0	613
大都市圏移動型	あり (%)	37.5	62.5	100.0	8
p=0.798	なし (%)	42.1	57.9	100.0	195
Cramer Ø V=0.018	合計 (%)	41.9	58.1	100.0	203

あることがわかる。地元が非大都市圏であり、大学の所在地が大都市圏である大都市圏移動型は12.6%と一定の割合を占めている。地元が大都市圏で大学の所在地が非大都市圏である非大都市圏移動型は6.0%に留まっている¹⁴。

前述した理由から、次節以降では、非大都市圏一貫型と大都市圏移動型という2つの地域移動類型に着目する⁽¹⁵⁾。これらに該当する者が、非大都市圏が地元で

あるという意味で地方出身者である。

2 クロス集計

次に、クロス集計によってグローバル志向と地元 キャリア志向との関連性を分析する。

表3は、グローバル志向に関する5つの質問項目を 独立変数とし、地元キャリア志向を従属変数としたクロス集計の結果をまとめたものである。それによれ ば、次の2点がわかる。

第1に、非大都市圏一貫型と大都市圏移動型の両方において、国際的なキャリアを積みたいと思う者ほど、大学卒業後、地元に就職・勤務したいと思う者が有意に少ないという点である。関連性の強さを示すCramerのVはいずれも0.100を超えており、一定の関連がみられる。

第2に、非大都市圏一貫型においてのみ、高校卒業時に国際的なキャリアを積みたかったと回答した者、 英語力が高いと回答した者、留学経験があると回答した者ほど、大学卒業後、地元に就職・勤務したいと思う者が有意に少ないという点である。

3 ロジスティック回帰分析

ここまで仮説通りの分析結果が一部に観察されたが、最後に、先行研究で取り上げられていた独立変数も加えた総合的な分析を行う。

表4は、非大都市圏一貫型と大都市圏移動型ごとに、グローバル志向に加えて属性等を独立変数とし、地元キャリア志向を従属変数としたロジスティック回帰分析の結果をまとめたものである¹⁶⁶。それによれ

ば、次の4点がわかる。

第1に、2つの地域移動型の両方において、「国際的なキャリアを積みたい」という変数に負の関連がみられるという点である。ただし、非大都市圏一貫型については10%水準有意に留まっている。これはグローバル志向に関する複数の独立変数の影響力が相互に相殺された結果である可能性がある。そこで、ステップワイズ法によって再分析した結果、「国際的なキャリアを積みたい」という変数に1%水準有意で負の関連が残った(偏回帰係数-0.352、オッズ比0.703)。以上を踏まえれば、2つの地域移動類型の両方において、「国際的なキャリアを積みたい」という変数には有意な負の関連があると考えられる。これはクロス集計の結果と整合的である。

第2に、非大都市圏一貫型においてのみ、英語力に 有意な負の関連がみられるという点である。ただし、 ステップワイズ法によって再分析すると、この関連は 消滅する。

第3に、2つの地域移動類型の両方において、「就きたい職業の就職口が地元にある」と「地元で様々な活動に積極的に関わりたい」という地域認識に関する

表4 地元キャリア志向の規定要因(ロジスティック回帰分析)

X4 -1- 77: 44	非大都市圏一貫型			大都市圏移動型		
独立変数	偏回帰係数	オッズ比		偏回帰係数	オッズ比	
男性ダミー	-0.412	0.663	+	-0.395	0.674	
第一子ダミー	-0.181	0.835		0.129	1.138	
実家の蔵書数	-0.018	0.982		0.203	1.225	
(父親の最終学歴) 大卒・大学院卒ダミー	-0.029	0.971		0.558	1.748	
(母親の最終学歴) 大卒・大学院卒ダミー	0.220	1.246		-0.882	0.414	
中学校3年生のときの校内成績	0.033	1.033		-0.546	0.579	*
高校3年生のときの校内成績	0.156	1.168		0.672	1.958	*
大学入試偏差値	-0.021	0.979		-0.061	0.941	+
国公立大学ダミー	0.815	2.260	*	0.520	1.681	
商学・経済学部ダミー	-0.302	0.739		0.528	1.695	
法学部ダミー				1.641	5.160	
4年生ダミー	0.121	1.129		-0.125	0.883	
(大学の成績) A (優) 以上の割合	0.031	1.031		0.053	1.054	
高校卒業時に国際的なキャリアを積みたかった	0.041	1.041		-0.143	0.867	
国際的なキャリアを積みたい	-0.297	0.743	+	-0.966	0.381	*
国際交流経験	-0.135	0.874		0.343	1.410	
英語力	-0.499	0.607	*	0.830	2.292	
留学経験ありダミー	-1.010	0.364		0.943	2.569	
就きたい職業の就職口が地元にある	0.875	2.399	***	1.056	2.875	**
地元で様々な活動に積極的に関わりたい	0.664	1.944	***	1.872	6.502	***
(保護者から言われた) 地元に就職してほしい	0.140	1.150		0.617	1.853	*
(定数)	-0.938	0.391		-6.095	0.002	*
Nagelkerke 決定係数	0.346			0.664		
モデルχ ² 乗値	156.237	***		117.645	***	
N	550			173		

注1:非大都市圏一貫型には法学部がないため、商学・経済学部ダミーとなっている。大都市圏移動型では、社会学部を

基準とするダミー変数となっている。

注2:+: p<0.10、*: p<0.05、**: p<0.01、***: p<0.001。

変数に有意な正の関連がみられるという点である。これは高津(2011)と同じ傾向である。

第4に、大都市圏移動型においてのみ、「(保護者から言われた) 地元に就職してほしい」という変数に有意な正の関連がみられるという点である。ただし、ステップワイズ法によって再分析すると、この関連は消滅する。

以上を踏まえると、国際的なキャリア意識は地元キャリア志向と負の関連があるという結果になったことから、この範囲で本稿の基本的な仮説は支持された^四。

4 考察

以上の分析結果の重要な点について考察する。

第1に、2つの地域移動類型の両方において「国際的なキャリアを積みたい」という変数に有意な負の関連がみられたのは、社会学の予期的社会化という概念を援用することで整合的に解釈できる。予期的社会化とは、「人々がまだ参加しているのではなく、やがて加入しそうな種々の地位や集団にみられる価値や態度を獲得すること」を指す(Merton 1957=1961、p.349)。国際的なキャリア意識が高まることで、海外の職業に関する情報を収集し、将来展望が拡散・多様化すると考えられる。その中で、海外の企業や海外との取引が多い都市部の国内企業で働く態度が予期的に獲得され、地元キャリア志向が低下したと考えられる。

第2に、2つの地域移動類型の両方において、「就きたい職業の就職口が地元にある」と「地元で様々な活動に積極的に関わりたい」という地域認識に関する変数に有意な正の関連がみられたのは、地元の就職機会を認識することで地元でのキャリア形成に現実味が付加されるとともに、地元への愛着が地元でのキャリア形成意識の基盤となったからであると解釈できる。この結果も予期的社会化の概念を援用することで整合的に解釈できる。

VI 結論

本稿では、社会科学分野の学生に対する質問紙調査によって、グローバル志向は地元キャリア志向と矛盾

するのかという問いを明らかにしてきた。その際は、 ①地元と大学の所在地が非大都市圏である非大都市圏 一貫型と②地元が非大都市圏であり、大学の所在地が 大都市圏である大都市圏移動型という2つの地域移動 類型(地方出身者)に着目した。本稿の主な知見は、 次の2点にまとめることができる。

第1に、非大都市圏一貫型と大都市圏移動型の両方 において、「国際的なキャリアを積みたい」という変 数は地元キャリア志向と有意な負の関連があったとい う点である。

第2に、2つの地域移動類型の両方において、「就きたい職業の就職口が地元にある」と「地元で様々な活動に積極的に関わりたい」という地域認識に関する変数は地元キャリア志向と有意な正の関連があったという点である。

以上から、本稿の結論は、地方出身者においては、 グローバル志向の中でも国際的なキャリア意識は地元 キャリア志向と矛盾するということになる。

それを踏まえて、本稿の知見の含意について、次の 2つの視点から考察する。

第1に、教育理念という視点である。地方出身者においては、教育の受益者である学生にとって、グローバル志向と地元キャリア志向は矛盾するものであったことから、両者を同時に追求することは教育実践において学生を混乱させる可能性がある。特に地方大学においては、助成事業に合わせて教育理念を構築するのではなく、大学の歴史・文化・特長等を踏まえ、学生の実態に合った教育理念を策定する必要があるだろう¹⁸。そして、それを学生に対して真摯に伝達することも求められる。

第2に、政策運営という視点である。政策側には、特に地方大学の役割・機能・意義を踏まえた首尾一貫した高等教育政策の立案が求められるように思われる。助成事業によって大学を競争的な環境に置くこと自体は否定しないが、グローバル志向と地元キャリア志向といったような矛盾する助成事業が複数登場すると、大学側は混乱する。そうした状況では、財政的に厳しい地方大学は矛盾を等閑視し、助成金の獲得自体を目的化しかねない。大学の機能分化を推進しようと

する高等教育政策が「意図せざる結果」として大学の 機能過多をもたらすかもしれない。本稿のデータには いくつかの限界があるものの、少なくとも以上の点を 自覚した高等教育政策の運営が求められると考えられ る。

第1に、グローバル志向と地元キャリア志向が矛盾 する経路・メカニズムを明らかにする必要があるとい う点である。本稿では、予期的社会化という概念を援 用することによって、非大都市圏一貫型と大都市圏移

最後に、今後の課題として、次の3点を指摘する。

動型の両方において、2つの志向が矛盾する背景を解釈したに留まっている。上述した経路・メカニズムを 分析レベルで明らかにすることでより実践的な含意を

導き出すことが可能となる。

第2に、地域の定義を細分化した研究が必要であるという点である。本稿では、都道府県単位で地域を捉えたが、同一都道府県であっても市区町村によって環境が異なることは言うまでもない。地域移動をより正確に把握するためには、前提問題として詳細な地域変数を盛り込む必要がある。その上で、詳細な地域移動類型を作成できるだけのサンプルサイズを伴った大規模な質問紙調査が必要である。

第3に、地元就職・定着を従属変数とした研究が必要であるという点である。本稿では、地元キャリア志向という意識を従属変数とした。平尾・田中(2016)によれば、地元志向率と地元就職率の間にはそれほど差がないので、本稿の分析の意義が損なわれるわけではない。しかし、COC+のような政策に対して直接的に寄与するのは、大学卒業後の就職先、さらには定着先といった地域移動結果を従属変数とした研究である。そのためには、大学進学から卒業後までの地域移動を追跡できるパネル調査が必要である。

【注】

(1) 本稿はグローバル志向や地元キャリア志向の善悪 論や地元キャリア志向を高めるべきであるという規 範論を展開するものではない。石黒(2012、p.272) が指摘するように、地域移動に関してはナショナル な利益や個人レベルの利益を追求することが地域レ ベルでの利益を損なう可能性がある。若者を地域社会に留めることが望ましいのかという問いの解は一義的に定まるわけではない。地域の若者にも居住移転・職業選択の自由(日本国憲法22条1項)があるという点を看過してはならない。

- (2) この疑問に対しては、グローバル志向と地域志向 を両立させたグローカル志向という潮流を見落とし ているという批判が想定される。例えば、グローバ ル志向の中身は大学によって多様であり、特に地方 大学では地域志向と矛盾しないといった批判であ る。この批判を検討するために、日本学術振興会の ウェブサイトで公開されている「スーパーグローバ ル大学創成支援」採択大学37校の構想調書を文字検 索したところ、「グローカル」という単語の登場回 数は8回、この単語を使用した大学数はわずか3校 に留まっていた。確かに、グローカル志向に立脚し た他の事業や個別大学の取り組みは散見されるもの の、高等教育政策の潮流とまではいえないように思 われる。また、仮に地方大学におけるグローバル志 向の中身は世界で活躍する人材の育成ではなく、地 元企業で英語に関する業務を行える人材の育成と いったささやかなものであるとしても、受験生確保 の段階で苦戦する地方大学が学生を意気消沈させか ねない教育理念を彼ら・彼女らに正面から伝達する インセンティブはないと考えられる。大学の本音と しての教育理念と学生からみえる教育理念は区別す る必要がある。
- (3) 本稿の問題意識を踏まえれば、学生ではなく、大学を分析単位とした研究も構想しうる。さらにいえば、政府、大学、学生、地域社会が認識するグローバル志向と地域志向の共通点と相違点、相違点の要因を明らかにする研究も構想しうる。
- (4) 本稿における大学の所在地とは、調査対象学部の 所在地を指す。
- (5) 文部科学省の学校基本調査によれば、後述する本稿のデータと同じ2010年度の社会科学分野の学生数は約89万3000人であり、全大学生の34.9%を占めている。
- (6) 大卒者に限定されたものではないが、労働政策研

- 究・研修機構(2016)は、ウェブモニター調査によって、地方出身者の出身地からの転出、地方出身者の Uターン移動、大都市出身者の地方移住について分析している。
- (7) この大学入試偏差値は高校2年生対象の国語・数学・英語の試験から算出されているため、国公私立大学の大学入試難易度の比較が可能である。
- (8) また、この質問紙調査は一時点の調査であるため、変数間の因果関係を厳密に検証できるわけではないという点にも留意が必要である。
- (9) この質問紙調査のデータの適切性については、小山(2014)で検討されている。
- (10) 学校基本調査(2010年度)によれば、社会科学分野(昼間)の1年次と4年次を合算した学生数の男女比は、男性が68.1%、女性が31.9%となっており、分析対象の男女比とほぼ等しい。
- (II) 本稿における東京圏、名古屋圏、大阪圏の操作的 定義は、総務省の「住民基本台帳人口移動報告」と 同一であり、一定の現実的妥当性を有するものであ ると考えられる。なお、都道府県は「都市」ではな いという批判はありうる。しかし、そうした批判 は、行政区画上の形式論であり、少なくとも地域社 会学の領域では誤りであると考えられる。
- (12) 地元をこうした形式で測定する方法は先行研究に おいても散見される。地元という概念はもちろん、 出身地という概念においてさえ、回答者の主観が一 定程度介入する。地元(キャリア)志向に関する研 究はこうした測定方法に関する問題を内包してい
- (13) この質問項目は大学卒業後の勤務先の希望も測定しているので、4年生を含めて分析することに問題はないと考えられる(そのため、本稿では、地元就職志向ではなく、地元キャリア志向という用語を採用している)。学年については、後述するロジスティック回帰分析の際に独立変数として投入する。なお、本稿のデータには内定先の所在地に関する変数は存在しない。一方、グローバル志向と地元キャリア志向との関連性は、都市志向を踏まえて分析した方が望ましい。しかし、都市志向に相当する変数

- も本稿のデータには存在しない。
- (14) なお、大都市圏から非大都市圏への地域移動は非 大都市圏への若者人口の移動という点で重要である ものの、非大都市圏移動型のケース数は少ないの で、統計的検定に耐えうる分析は行えない。
- (15) なお、地元・大学の所在地に関する4つの地域移動類型を独立変数とし、地元キャリア志向を従属変数としたクロス集計を行うと、有意な関連がみられる。非大都市圏一貫型で大学卒業後、地元に就職・勤務したいと思う者は67.5%であり、他の地域移動類型ではその割合は40~50%程度である。
- (16) 独立変数間に極端に強い相関関係はない。
- (17) 英語力と「(保護者から言われた) 地元に就職してほしい」という変数の影響については、強制投入法とステップワイズ法の分析結果が異なり、安定的な結果とは判断できない。また、非大都市圏一貫型において、国公立大学ダミーに有意な負の関連がみられたが、本文中では言及しなかった。これは、該当するケースが地方国立大学1校の学生であるため、個別大学の影響なのか、国公立大学に普遍的な影響なのか判別不能だからである。
- (18) 確かに、学生の中でグローバル志向と地元キャリア志向が拮抗している場合、学生の実態に合った教育理念を策定することは、矛盾する2つの志向を同時に追求することにつながりうる。しかし、表3の「N」の列%を計算すれば明らかなように、地方出身者でグローバル志向を有する学生は少数派である。

【引用文献】

- 石黒格(2012)「若者の地域間移動に関する、いくつかの処方箋」石黒格・李永俊・杉浦裕晃・山口恵子『「東京」に出る若者たち――仕事・社会関係・地域間格差』ミネルヴァ書房、pp.255-272.
- 李永俊(2012)「地域間移動から若者が得る経済的な利益」石黒格・李永俊・杉浦裕晃・山口恵子『「東京」に出る若者たち――仕事・社会関係・地域間格差』ミネルヴァ書房、pp.47-70.
- 李永俊・杉浦裕晃(2012)「地域間移動と格差問題」

- 石黒格・李永俊・杉浦裕晃・山口恵子『「東京」に 出る若者たち――仕事・社会関係・地域間格差』ミ ネルヴァ書房、pp.71-87.
- 苅谷剛彦・安藤理・有海拓巳・井上公人・高橋渉・平 木耕平・漆山綾香・中西啓喜・日下田岳史 (2008) 「地方公立進学校におけるエリート再生の研究」『東 京大学大学院教育学研究科紀要』第47巻、pp.51-86.
- 吉川徹(2001)『学歴社会のローカル・トラック―― 地方からの大学進学』世界思想社.
- 小山治 (2014)「学業に関する自己 PR 頻度は内定獲 得率を高めるのか――能力シグナルの社会的構成説 に着目して」『大学評価研究』第13号、pp.87-99.
- 小山治 (2016)「県内就職を促進する効果的なカリキュラム・授業開発――徳島大学を事例として」平成27年度とくしま政策研究センター委託調査研究事業成果報告書、徳島県立総合大学校、pp.1-15.
- 小山治 (2017)「地域教育は地元キャリア形成に貢献 するのか――地域移動類型ごとの初職・現職所在地 に着目して」『都市社会研究』第9号、pp.157-171.
- 杉山成(2012)「大学生における地元志向意識とキャリア発達」『小樽商科大学人文研究』第123輯、pp.123-140.
- 高津桜子(2011)「大学生の『地元志向』――仕事への志向性から、その規定要因を読み解く」東京大学教育学部総合教育科学科比較教育社会学コース『大学生なう。――全国の社会科学分野の大学生に関する調査報告書』東京大学教育学部総合教育科学科比較教育社会学コース、pp.157-166.
- 中澤渉(2011)「高等教育進学機会の地域間不平等」 『東洋大学社会学部紀要』第48巻第2号、pp.5-18.
- 中島ゆり (2007)「大学生の就職活動と地域移動」小 杉礼子編『大学生の就職とキャリア――「普通」の 就活・個別の支援』勁草書房、pp.77-116.
- 平尾元彦・重松政徳(2006)「大学生の地元志向と就職意識」『大学教育』第3号、pp.161-168.
- 平尾元彦・田中久美子(2016)「就職活動を通じた地

- 元志向の変化」『大学教育』第13号、pp.65-71.
- 朴澤泰男(2016)『高等教育機会の地域格差――地方 における高校生の大学進学行動』東信堂.
- 文部科学省 (2015)「平成27年度大学教育再生戦略推進費『地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)』公募要領」、(2017年 6 月23日取得、http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/06/01/1356396 1 2 1.pdf).
- 文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室 (2015)「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)事業説明会資料」、(2017年6月23日取得、http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/coc/__icsFiles/afieldfile/2015/02/12/1354716_02.pdf).
- 米原拓矢・田中大介(2015)「地元志向と心理的特性 との関連――新たな発達モデルの構築に向けて」 『地域学論集』第11巻第3号、pp.139-157.
- 労働政策研究・研修機構 (2016)『UIJ ターンの促進・ 支援と地方の活性化――若年期の地域移動に関する 調査結果 (調査シリーズ No.152)』労働政策研究・ 研修機構.
- Merton R. (1957) Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research, The Free Press. (=1961、森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房.)

【付記】

本稿の分析で使用した質問紙調査のデータは、東京 大学教育学部で開講されている教育社会学調査実習と いう授業の一環として採取されたものである。データ の利用にあたり、東京大学大学院教育学研究科の本田 由紀教授、ベネッセ教育総合研究所から許可を得た。 ここに厚くお礼申し上げる。

Is Global Orientation in Conflict with Local-career One?: The Patterns of Regional Mobility from a Local Area

% Osamu KOYAMA

[Key Words]

global orientation, local-career orientation, pattern of regional mobility, educational idea, higher education policy

[Abstract]

The purpose of this paper is to examine whether global orientation is in conflict with local-career one by analyzing questionnaire survey data of first or fourth-year university students in social sciences. Two patterns of regional mobility are extracted from both a local area and the location of university: 1) people who were born in a local area and entered a university in a local area and 2) those who were born in a local area and entered a university in a large city. This paper focuses on these patterns (local students).

The analysis demonstrated that international-career orientation which constituted an element of global one had a negative correlation with local-career one.

In conclusion, international-career orientation which forms part of global one is in conflict with local-career one. On the basis of the conclusion, this paper discusses suggestion for the educational ideas of universities and the higher education policy of the government.

* Associate Professor, Center for General Education, Kyoto Sangyo University

研究ノート

大学マーケティング研究における 戦略特性に関する一考察

遠 藤 道 政

星薬科大学

【目次】

はじめに

- I 非営利組織へのマーケティング概念の拡張
- Ⅱ アメリカにおける大学マーケティング研究の展開
- Ⅲ 日本における大学マーケティング研究の展開
 - 1 アメリカの大学マーケティング手法の導入と研究
 - 2 日本の大学を対象としたマーケティング研究
 - (1) 伝統的なマーケティング概念の展開
 - (2) サービス・マーケティングおよび関係性マー ケティングの応用
- (3) 大学のプロモーション戦略と効果の検証 おわりに

[キーワード]

マーケティング、概念拡張、大学経営、学生獲得、ポ ジショニング

はじめに

今世紀はいわゆる知識基盤社会 (1) の時代であると言われる。日本では、2005年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示されたことから、広く教育関係者の間で使われるようになった言葉で、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」であると定義されている。つまり、情報通信技術の進歩やグローバル化など経済や社会環境が変化するなかで、知識の持つ重要性が、より認めら

れる社会ということである。

この知識基盤社会のなかで、大学に求められる社会の要求は非常に高く、また高度化、複雑化している。なぜなら大学とはさまざまな分野の専門家が在籍する高度な知的組織であり、その大学が果たすべき機能には、大学の基幹的機能と呼ばれる教育・研究のみならず、最近では社会貢献機能にまで広がっているからである。社会貢献機能と呼ばれるものには大学間連携や高大連携のほか、地域貢献、産学官連携、国際交流などの多様性が求められていることで、大学は学生、保護者、卒業生など限られた顧客のみならず、組織として地域住民や経済界など国民の期待に応え、社会に説明責任を負う必要性が生じてきている。今日の大学は社会制度の仕組みに組み込まれ、社会と連携し生存する機関として認知されることで強い関心を持たれる存在になっているのである。

このように、知識基盤社会のなかで大学がその重要性を確立するようになると、その経営状況も社会における重要な課題のひとつとして意識されるようになる。特に、大学進学率が50%を超える今日、学校数で設置者別大学総数の80%弱、学生数では70%強を占める私立大学の経営状況に、社会が関心を持つことは当然のことであるといえよう。

しかしながら、この関心の高さは、それだけ現在の 私立大学の経営状況が厳しさを増していることを社会 が理解していることの表れでもある。

実際、毎年、日本私立学校振興・共済事業団が『私立大学・短期大学等入学志願動向』を発表すると、新聞各紙は、私立大学の入学定員割れ(入学定員充足率

100%未満)状況を取り出し大きく報道している。また書店には、財務状況をランキング形式にした特集を組み私立大学の経営危機を煽る雑誌や、現在の私立大学の経営状況を解説した書籍が所狭しと並んでいる。

私立大学の経営状況がかように厳しくなった背景には、市場の縮小(18歳人口の減少)と大学設置基準の大綱化⁽²⁾をきっかけとして始まった競争の激化(規制緩和、大学・学部設置の自由化政策)がある。1990年に201万人を数えた18歳人口は、2016年に119万人まで落ち込む一方、私立大学数は372校から604校へと200校以上も増えている。市場が縮小する一方、大学・学部数が増加した結果、多くの私立大学が学生を確保することが困難となり、大学経営に負の影響をもたらしている。非営利組織である大学にとって最も重要な使命は、教育・研究・社会貢献機能を維持するための事業の継続であるが、いま多くの私立大学が、その達成の困難に直面しているのである。

こうした日本の高等教育市場をとりまく環境の変化は、各大学が積極的にマーケティングを展開する動機となっている。いずれの大学も学生の獲得を最大の目的とした広報を担当する部署を設け、大学案内の制作や大学ホームページの更新、オープンキャンパスなどの各種イベントの実施、高校や予備校訪問などを繰り返している。またFacebookやTwitter・LineといったSNSを活用することで、学生やその保護者との関係性を構築しようと努力する大学もある。

一方で、実務面での進展は、大学経営や大学マーケティングに関する研究の量的・質的拡大に貢献している。特に、日本におけるこの分野は「学術的な関心というよりは実践的な関心が強い研究領域」(両角2011、24頁)として、各研究者のみならず、大学経営者や事務職員など多くの大学関係者の関心に拡がりを見せていることが特徴である。

本稿では、これまでの大学マーケティングに関する 先行研究について焦点を当てることで、これらの研究 の意義と限界を考察することを目的とする。

I. 非営利組織へのマーケティング概念の拡張

マーケティング研究が、アメリカで20世紀初頭に登 場して以来、和田(2004、4頁)は、そのマーケティ ング概念は企業の経営理念や経営哲学にも含まれる概 念であり、その本質は「企業の市場に対する考え方で ありアプローチのしかた」であったとする。つまり、 それまでの研究者が想定するマーケティングの研究主 体は、企業などの利益追求を目的とする営利組織が想 定されていた⁽³⁾。こうした伝統的なマーケティング 概念に対して、病院や大学、教会、美術館、NPO な どすべての非営利組織にもマーケティング概念を拡張 すべきだと主張したのが、Kotler and Levy である。 アメリカにおいて、企業以外にも多くの組織により社 会的な業務が遂行されている事実を明らかにし、こう した組織が業務を拡大するにつれ、伝統的な企業(営 利)組織と同様の経営技術が必要とされていることを 指摘した。つまり、"製品"と"顧客"をもつと考え られるすべての組織にマーケティング活動は拡張され るべきであり、非営利組織も "マーケティングに類似 した活動"(marketing like activities)を行っている という新しい見解を示したのである(Kotler and Levy 1969a, pp.10-11)_o

この Kotler and Levy によるマーケティング概念の 拡張提唱は、マーケティング研究者たちの間で「マーケティングの境界論争」⁽⁴⁾ を引き起こすこととなる。代表的なものが Luck(1969、pp.53-54)であり、① Kotler and Levy の提案は、マーケティング概念の 拡張を主張しているが、その拡張された新しい定義を示していない、②マーケティングの範囲は市場取引に 関連することで、明確で厳格な定義を形成することができる、③市場取引は売買により形成されるものである、などの批判を展開した⁽⁵⁾。

こうした批判に対して、Kotler and Levy (1969b、p.57) は「マーケティングは、市場取引という狭い概念ではなく、むしろ交換という広い一般的な概念にある。交換には、同意した2人(もしくはそれ以上)の当事者が伴われる。その取引は、ある製品と製品、製品とサービス、サービスとサービス、製品あるいは

サービスと貨幣という形で行われる。」とし、「マーケティングとは、個人、集団、組織によって遂行される普遍的なプロセスであり、基本的に、マーケティングは価値の提供を通じ他者の支持を得るための諸努力を意味している。多くの非営利組織がマーケティング・コンセプトを理解し、実践することで利益を得られるはずである。マーケティングを企業組織の固有な機能として取り扱うことは非営利組織のマネージャーがマーケティングに責任をもつことを否定するものであり、新しいマーケティング・マイオピアである。」と拡張されたマーケティング概念を提案し、その後の非営利組織マーケティングの基礎となる提案をしている。

つづいて、Kotler and Zaltman(1971、p.4)は、マーケティング活動を従来の財やサービスなどの市場取引に限定するのではなく、より広範囲な「交換プロセス」にあると定義し、その主体は個人や非営利組織まで含むものとしている。さらに、Kotler は1972年のA Generic Concept of Marketingで、伝統的に企業活動として認識されてきたマーケティングの概念を非営利組織の市場問題や社会的諸問題の有効的な解決のために適用するための再定義の必要性を提案している。その非営利組織マーケティングやソーシャル・マーケティングにも定式化するためのステップとして、マーケティング概念についての意識水準を図表1のように三段階に分類し、意識 I から意識 II、さらに意識 IIへと発展させるべきことを主張している(山本 1993、183頁)。

これ以降、Kotler は一般概念に関する議論には加わらず、新たに拡張された領域へのマーケティング技法の適用努力を推し進めることとなるが(坪井2004、76頁)、1975年に Marketing for Nonprofit Organizations ⁽⁶⁾ を刊行するなど、非営利組織におけ

るマーケティングをより広範囲に展開したこと、また 実社会における非営利組織の重要性の高まりが認知さ れるようになったこともあり、その考えはアメリカの マーケティング学会においても次第に主流派となって いった。

そして1985年のアメリカ・マーケティング協会 (AMA: American Marketing Association)の定義では、「マーケティングとは、個人や組織の目標を満足させるような交換を創造するため、アイデア・商品・サービスのコンセプト・価格・プロモーション・流通を計画し実行するプロセスである。」(三宅2004、64頁)と、Kotlerらの提言を大幅に取り入れた形で改訂されたことで、マーケティングの対象が企業のみならず、非営利組織まで含まれると認められるようになったのである。こうして利益追求を目的としない非営利組織とみなされてきた大学においても、マーケティング手法が導入されるべきであるという議論が展開されるようになったのである。

Ⅱ. アメリカにおける大学マーケティング研究の展開

アメリカの大学で企業経営におけるような「経営」の概念が議論され、実践されたのは、1970年代後半以降のことである(両角 2001b、166頁)のと同様に、アメリカの大学でもマーケティングの導入の歴史は決して古いことではない。その登場は、1970年代から1980年代初頭にかけてマーケティングの拡張概念が受容され、教育、医療、美術館、交通運輸などのサービス分野でもマーケティングが一般的になり、成果があげられるようになった結果、マーケティング関係者だけではなく、教育や医療といったそれぞれの専門家たちもマーケティング領域に進出するようになる(Kotler and Andreasen 2003、邦訳、10-11頁)こと

図表1 マーケティング概念の意識水準

意識水準 I	意識水準Ⅱ	意識水準Ⅱ
市場取引	組織・顧客間取引	取引一般 (価値交換)

(出所) 山本 (1993) 「マーケティング概念の拡張論について—その発展過程と現代意義—」 『経済と経営』第24巻第2号、183頁。

まで待つことになる。岩永(1991、100頁)は、少な くともアメリカの大学では、「1970年代初頭までの『教 育爆発』と呼ばれるまでの高等教育進学者の急増期に は、多くの大学・短大が企業経営的な観点にまったく 興味を示さなかったといってよい。| と指摘する。同 様に1970年代までは、大学にマーケティングを導入す ることに対して非常に抵抗感が強く、舘(1989、94頁) は「マーケティングの使用は『大学にふさわしくない ばかりか、非道徳的』であり、『大学の学問研究の対 象として以外は、語ることさえタブー視されて』 (Bingham 1988、p.3) いたという。」と記述している。 こうしたなか、Kotler and Fox は、1985年に共著で 教育機関のマーケティングを取り扱った代表的な文献で ある Strategic Marketing for Educational Institutions (邦題『学校のマーケティング戦略』)⁽⁷⁾を刊行して いるが、そこには、当時の教育機関の姿勢について次 のように書いている。

「教育機関がマーケティングに目を向けるかどうかのポイントは、一般的には直面しているマーケティング問題の深刻さにかかっている。志願者が多い売り手市場の大学は、マーケティングを無視するか排除する傾向にある。このように、1960年代の大学は、学生を選んでいるだけで、マーケティングなど念頭になかったのである。」(p.8、: 邦訳、39頁)

このような状況にあったアメリカの大学にマーケティングが導入された背景には、現在、日本が直面している問題と同様の志願者の減少と競争の激化が挙げられている。National Center for Education Statistics (2014) の調査によると、志願者数については、高校卒業者数で1960年には167.9万人、1965年には265.9万人、1970年には275.8万人、1975年には318.5万人と順調に増加し1984年まで300万人台を維持し続けていたが、1985年以降、再び200万人台半ばまで落ち込むことが当時、予想されていた。一方、この時期の学位授与高等機関数は、1960年の2,004校から1970年には2,525校、1985年には3,146校とその数を増やしている。アメリカでは大学といえども市場原理に基づく自由競争が原則であり、大学設置は、日本と違い厳しい設置認可制度ではなく、州の教育委員会に届け出ることに

よって認められる。質の維持も、民間の非営利団体である各地区基準協会のアクレディテーション・システムによって判定され、国の関与の余地はない。権力(行政)から独立して、市場原理に基づく自由競争で成立するアメリカの高等教育機関は、自由に大学を設置する反面、競争に敗れれば簡単に閉校に追い込まれるのである(日本私立大学協会1998、42-43頁)。

こうした厳しい生き残り競争のなか、アメリカの大学は、経営戦略の一環としてマーケティングを取り入れるようになるのである。先に紹介した Kotler and Fox は、市場が急激に変化したとき、つまり1970年代になって、入学者数や寄付金が減少したり、あてにできなくなったり、新しい競争校が現れたり、新しい消費者ニーズが生まれるなどの現象が起こったときに、学校はマーケティングという解決策を受け入れるようになったと述べている(同上 p.8、: 邦訳、39-40頁)。Bingham(1988、p.3)も同様に、ベビーブームの終焉と大学経費の増大や学費の高騰に対処するべく、学生数の減少を防ぐためにマーケティングを取り入れるようになったと指摘する⁽⁸⁾。

また実務面でも、アメリカの高等教育機関の学生募 集にはマーケティングの手法が広く導入され、その重 要性を高めていった。当時の事情について少し長くな るが引用したい。

「学生集めをひとり頭いくらで請け負う学生募集専門会社に、入学事務の一切をまかせてしまうカレッジもある。そうなると今度は、教育プログラムを学生募集会社のセールスマンが学生に売りつけられるようなものに作り上げるのは大学の仕事ということになる。そしてそれぞれの大学は、大学入学試験協会(CEEB)や全米大学テスト協会(ACT)などのサービスを通して、その大学に関心をもつ学生に的を絞って、ダイレクト・メールや高校訪問、地域の大学説明会への参加、また紹介料として志願者1名ごとに授業料を安くするという条件で自校の在校生を募集係に使うといったやり方で、学生に訴えかけることも可能となる。」(リースマン1986、122-123頁)

当初、アメリカの大学ではマーケティングは Kotler らの意に反し、宣伝・広報活動の一つの手段と認識さ れていた。しかし、高校卒業者数の急減期を迎え、財政の逼迫に危機感を強めた大学は、マーケティングを真剣に検討の対象と考え、学生獲得のためのマーケティングから顧客志向のマーケティングへと理解を深めていくのである。次第に、大学分野におけるマーケティングも独自の研究領域と見做されるようになり、非営利組織のマーケティングを扱うジャーナルに高等教育マーケティングを扱った論文が取り上げられるようになったほか、1988年にはアメリカで初めて高等教育のマーケティングを専門に扱うジャーナルである、Journal of Marketing for Higher Education が創刊されている。

こうしたアメリカの大学を対象としたマーケティング論については、学生獲得を目的としたマーケティング論が多いものの、教育プログラムの開発を重視するマーケティング論も存在する。後者のマーケティング論の根底には当該大学の理念を具現化する「社会的マーケティング志向」に通ずる理念を見ることができる。また、教育マーケティング固有の特質に関わる議論 (9) が展開される (佐野 2009、74-79頁; 2012、209-218頁) など、その時代の大学の状況を反映させながら、伸展を遂げている (10)。

日本でも、アメリカの後を追うように18歳人口が減少しはじめ、大学・学部の設置自由化政策が始まり大学の経営状態が危惧されるようになったころから、大学経営に関する諸問題への関心が高まり、戦略的経営論やマーケティングを扱う論稿が増えている。そこで次節以降は、日本の大学におけるマーケティング研究を対象とし、研究の変遷とその特性を整理し、分析をおこなうこととする。

Ⅲ. 日本における大学マーケティング研究の展開

II. 1 アメリカの大学マーケティング手法の導入と 研究

日本における大学マーケティング研究は1980年代初期のアメリカの大学マーケティング手法の導入から始まっている。たとえば高等教育研究所(1983)では、日本の高等教育分野を代表する研究者である喜多村や阿部をアメリカの大学や関係機関等に派遣し、関係者

への面接やキャンパスを視察した結果をまとめてい る。この『アメリカ高等教育機関の学生募集と経営』 と題された論稿では、人口動態の変動により、今後、 大学の経営状況が厳しくなると予測されるなか、各大 学がいかなる戦略的な取り組みをおこなっているかを 紹介している。こうしたアメリカの事例を紹介する意 義について、喜多村(1986、9頁)は、アメリカの高 等教育は、1980年代から直面する青年人口の急減、大 学進学熱の頭打ち、高等教育財政の悪化などを背景と して、大学にとってきびしい時代を迎えている。個々 の大学がいかに生き残ろうとしているかは、近い将来 に同じように18歳人口の減少の時代を迎えようとして いる日本の大学にとっても、教訓的な意味があると考 えられると指摘する。日本とアメリカの高等教育の比 較研究に関心を抱いていた喜多村(1987、1990)は、 アメリカの大学の事例との比較考察から、その後の日 本の大学淘汰の時代を予測し、大学関係者に大きな影 響を与えている。

このようなアメリカの大学の学生募集戦略を紹介した研究としては、ほかにも阿部(1989)、山田(1995)、日本私立大学協会(1998)、佐藤(2001)が挙げられる。これと同様の視点で、短期大学の学生募集戦略(岩永1991)、非伝統型と呼ばれる成人学生やパート・タイム学生の獲得戦略(田中1991)、アメリカの大学による日本人留学生(MBA)獲得戦略(Sawakami 2000)や、アメリカの大学の戦略的経営手法に関する研究(龍・佐々木2005)などもあるが、これらはいずれもアメリカの動向の紹介の意味合いが強い内容となっている。以上のように、日本の大学マーケティングにおける初期の潮流は、先駆的なアメリカの大学マーケティング研究で蓄積されてきた技法を日本に啓蒙することであるといえよう。

また、大学経営研究や大学マーケティング研究は、アメリカで創成され確立された学問であり、アメリカでの研究蓄積は非常に厚くなっている。これらの文献レビューについては、大学マーケティング導入期に関する研究(舘1989;佐野2009)のほか、佐野(2012)は教育マーケティング研究を総合的に取り扱っており、いずれもアメリカの研究動向を知る上で、貴重な

文献となっている (11)。

Ⅲ. 2 日本の大学を対象としたマーケティング研究

(1) 伝統的なマーケティング概念の展開

日本の大学を対象としたマーケティング研究は、先駆的なものでは三家(1990)や田中(1992)、羽田(1994)らがあるが、2000年前後を境に本格的な展開を見せている。これらの研究の多くは伝統的なマーケティング概念を大学マーケティングへ応用しようとするものであり、坂本(1999)でも指摘されているように、18歳人口の激減、一般社会の大学卒業生に対する評価の低さ、大学設置基準の改訂による競争激化を迎え、民間企業で普遍的に行われているマーケティングを導入することで、組織の活性化を図るべきであると主張するものである(同上、51-52頁)。

こうした大学に対するマーケティングの必要性を示唆した研究は海野(2002)や佐藤(2005)にも見られ、伝統的なマーケティング戦略の要素であるセグメンテーション、ターゲティング、ポジショニング、マーケティング・ミックスなどの導入が提案されている。同じような視点で、経営戦略論に依拠した古田(2013)では、①学生定員と予算規模、②推薦入学比率、③学科の学生定員と採算性、④学部のコスト構造に見合った学費の設定を順守した上で、ポジショニングの選択と経営資源の適切な配置の必要性を訴えている(同上、91-93頁)。

また、こうした伝統的なマーケティング戦略の枠組みを利用して、大学での事例を分析しようとする試みもある。たとえば、大学新設を事例としたマーケティング研究(佐野 1998)、女子大学の学生募集における戦略的マーケティング研究(佐野 2002)、留学生募集のマーケティング戦略(今井 1999;八代 2002)などである。これら一連の議論の特色としてあるのは、大学マーケティングに、いかに伝統的なマーケティング戦略の要素を取り入れるかという視点であり、佐野(1998)では、日本の大学経営が、①環境分析、マーケティングの使命、「目標」、「目的」の策定、②マーケティング戦略・戦術の策定と実行、③評価基準の策定と評価、といった Kotler の策定する戦略的マーケ

ティング概念と比較して、どのような特質が見られる かについて着目している。

(2) サービス・マーケティングおよび関係性マーケ ティングの応用

一方、大学を教育サービスを提供する教育組織としてとらえることで、サービス・マーケティングの概念を応用しようとする考えもある。サービスの分類を包括的に扱った Lovelock(1983、p.12)は、教育サービスを人間の心に向けた無形的行為と位置づけ、サービスの本質について考えることの重要性を説いている。

宮崎(2008)は、専門研究に従事する教員が必ずしも高い水準の教育サービスを提供できていない現在の大学の教育組織の水準を指摘し、コンテスタビリティ理論を援用して大学組織の競争戦略を評価し、支援型組織へ移行すべきであると主張している。また三宅(2007)は、大学の教育サービスの本質とは「使命(UM = University Mission)の必達」であるとし、大学の使命は、各大学の理念に基づいた教育サービスを行うことにより、社会の役に立つ優秀な人材を輩出することにあるとし、教育経営理念(UI)の確立、特色あるカリキュラム作成、質の高い教育実績と教育評価、大学の魅力づくり、卒業後の進路確保、地域社会貢献活動など大学マーケティングの観点から大学改革をすることが、大学の生き残りにつながると指摘している。

また、サービス・マーケティングに類似して、顧客との有効な関係性の樹立を目的とする関係性マーケティングの概念を取り入れようとする考えもある。 Kotler and Keller (2006、p.17) は、近年のマーケティングの主要な目標として、企業のマーケティング活動の成功に直接的また間接的に影響を及ぼす、すべての人や組織と深く、永続的な関係を構築することが増えつつあると述べている。なかで、嶋口(1994、192-193頁) は、関係性マーケティングとは、個々の行為主体より、それらの関係そのものに焦点をあて、関係の最適化を目的とし、買い手である顧客満足と同時に売り手にあたる企業満足の両方を同時に満たすマーケティング戦略であるとする。また、原田(1998、92頁) は、関係性マーケティングについて、顧客のニーズに 焦点を当てるのではなく、顧客との関係の強化やロイ ヤルティの獲得に焦点を置いたマーケティングであ る。単に商品を販売することに目的があるのではなく て、継続取引、すなわち顧客のリテンションに目的が あると定義している。

この関係性マーケティングの考えは、教育機関にお いては学生が大学に興味を持った瞬間から始まり、そ の1人の学生を、入学、在学、卒業の後一生涯までを サポートする総合的な学生支援である「エンロールメ ント・マネジメント」の考え方に到達する(川瀬 2010、60頁)。アメリカでエンロールメント・マネジ メントは、リテンション(中退、退学、転学の防止) 業務(金2008、264頁)として生まれた戦略であるが、 この分野で先進的な取り組みを行っている京都光華女 子大学では、大学に入学する学生とその保護者の期待 に応え、その満足度を最大化させることで、その成果 をもって受験生層を始めとするステークホルダーへの 関心を高め、また入学した学生の就学継続意識を高め ることを目的としている(山本 2013、89頁)。ここで は、大学と学生との間で長く一定の関与を継続し深い 関係性を実現することで、関係者の入学や、有形無形 の寄付の提供を受けるなど、循環型のより大きな価値 創造が可能となる(福島 2015、4頁)。

(3) 大学のプロモーション戦略と効果の検証

日本の大学経営においては収入が学生生徒等納付金に大きく偏っているため、大学関係者にとり、大学のマーケティング戦略とは、学生獲得を目的としたプロモーション戦略であるという認識が非常に強い。日経広告研究所(1994)は、学生の大学選択行動には、偏差値と並び大学のイメージが重要視されるため、現在の大学の状況を分析し、それぞれの大学にふさわしい独自性を発見することが、広告などによるコミュニケーション効率をあげ、大学のイメージを高める要因となるとしている。またトムソンコーポレーション株式会社(2008)もプロモーションによる大学のイメージ戦略が差別化のひとつの方法として期待されるとし、大学独自のブランドの活用について調査・研究を

行っている。

これらは Aaker (1991) や Keller (1993) などに 代表されるブランド・エクイティ戦略を、大学マーケ ティングに援用したもので、大学のブランド・イメー ジを確立し、入学志願者に訴えることがプロモーショ ン戦略として重要であることを強調している。

一方、坂田 (2011) は、コンタクトポイントという概念を活用し、大学広告活動と大学広報活動の両者を組み合わせることで、入学志願者の行動区分を特定の目標に移行させるプロモーション戦略を考慮する必要性があると説いている(同上、126-127頁)。その前提条件としては認知・接触を最大化、情報処理の促進を達成することで、①資料請求者数の増加、②オープンキャンパス等への来場者数・来場率の増加、③出願者数・出願率の増加、④受験者数・受験率の増加、⑤入学者数の増加に貢献できると主張している(同上、140-141頁)。

また、大学のプロモーション戦略とその効果の検証 は、特に学生募集に苦しむ大学にとって切実な問題で あり、これらの実証研究も進められている。田部井 (2005) は私立短期大学を対象とした調査から、大学 側がプロモーション戦略において重視する訴求内容 が、入学志願者が大学選択をする際に評価する特色と ほぼ一致することを明らかにしている(同上、112-113頁)。栗林(2008) は新入生へのアンケート調査に 基づき、大学側が行うプロモーション戦略について、 学生の認知経路と認知時期、またその後の情報収集活 動について評価・分析している。この分析では、大学 は学生、保護者、高校教員、そして社会全般に認知さ れ、評価を得られないと受験には結びつかないことが 指摘され、マスメディアを利用して一般生活者内の認 知とブランド・イメージの向上と、インターネットを 利用した受験生へのアプローチの両面の必要性が主張 されている (同上、156頁)。

さらに川崎(2014)は、アンケート結果の集計から、従来のような不特定多数を対象とした画一的な広報活動はもとより、学生・学校・保護者それぞれに向けた個別対話型広報活動が効果的であることを指摘し、①学生向けにはオープンキャンパスを活用して、

在学生との対話を重視した体験プログラムを、②学校向けには、高校訪問で卒業生の近況報告などを、③保護者向けにもオープンキャンパスでの茶話会などの取り組みを実施するなど、それぞれが主体として双方向に参加するような広報モデルを構築することが必要であると主張している(同上、105頁)。

これらプロモーション戦略を重視する諸研究は、大 学関係者の学生を安定的に獲得することが大学経営の 要諦であるという視点から、実務面において特に関心 が高く、今後、より一層の深化が望まれている。

おわりに

本稿では、日本の大学マーケティングに関する先行研究を整理するにあたり、まず企業などの利益追求を目的とする組織に対して想定されていた伝統的なマーケティングの概念を、非営利組織にも適用されるべきとして「マーケケティングの境界論争」を引き起こした非営利組織のマーケティング研究を確認した上で、つづいてアメリカにおける大学マーケティング研究の展開を述べ、最後に日本における大学マーケティング研究の状況を戦略特性別に考察している。

日本の大学マーケティング研究が、アメリカの大学 マーケティング手法の導入から始まり、日本の大学を 対象としたマーケティングに研究対象が変化している のは、アメリカより約10年遅れて迎えた18歳人口の減 少と競争の激化から、大学の厳しい経営状況が、実務 面からの要請、つまり大学関係者の危機感の表れか ら、研究対象として認識されるようになったことが見 てとれる。また、その研究内容についても、当初は伝 統的なマーケティング概念であるセグメンテーショ ン、ターゲティング、ポジショニングやマーケティン グ・ミックスといった要素を援用した研究が指摘され る。つづいてサービス・マーケティング研究の枠組み から、顧客である学生の満足度を高めるための取り組 みや、関係性マーケティング研究から、エンロールメ ント・マネジメントの概念に進展していると解釈され る。

また、日本でもアメリカ同様、大学マーケティング は学生の獲得を主目的とし、展開されてきた研究分野 のため、マーケティング・ミックスの要素のうち、プロモーション戦略を通じて、大学のブランド・イメージを確立し、学生や保護者のみならず社会全般に認知・評価されること、また認知後は個別対話型広報活動を積極的に展開することが提唱されている。

本稿では、日本の大学マーケティング研究のすべてを網羅できている訳ではないが、経営学の視点から、その戦略特性別に区分し、研究の流れを整理できたことについて、一つの意義があるのではないかと考えられる。今後の課題としては、これらの大学マーケティング研究における実証研究の蓄積を十分に増やしていくことと、現在、実証研究の多くは、個別大学における事例研究にとどまっているため、その研究成果についてより精査していく必要があるだろう。

実証研究に関する調査対象が個別の大学に限定され るのは、研究者の関心が自身の所属する機関の状況に 偏りがちなこと、また一般的に公開されていないデー タも多く、調査対象を拡げるには、アンケート調査や インタビュー調査を前提とする定量分析を想定しなけ ればならない。だが、アンケート調査やインタビュー 調査を実施するには、多額の費用と時間が必要なこと が、研究者に大規模な調査を躊躇させる一因となって いるのだろう。しかし、現在、日本の私立大学の40% 超が入学定員割れ(入学定員充足率100%未満)であ るという事態からすると、今後は調査規模を拡大し、 私立大学全般に共通する共通する解を見つけていく努 力が必要であろう。ここに、本稿の限界を指摘すると 同時に、今後、大学が持続的に成長を続けるために、 より一層、大学マーケティングに関する研究を深化さ せていく必要があると思われる。

【注】

- 知識基盤社会については、Bell (1973) を始め として、Drucker (1983)、Burton-Jones (1999)、 Thurow (2003) など多くの研究者がその概念を 示している。
- (2) 平成3 (1991) 年の大学審議会答申では、大学 が順守すべきカリキュラムの枠組みを大学設置基 準で細かく規定することについて、大学教育の内

- 容・水準が大学の如何を問わずある程度保証されてきたという点を評価する一方、各大学がそれぞれの理念に基づき、時代や社会の進展に対応することを妨げ、また大学関係者がカリキュラムの在り方についての真剣な検討や改善のための努力を怠らせていると指摘し、各大学がそれぞれ大学教育の改善に取り組むことを促している。
- (3) アメリカ最大のマーケティング学会であるアメリカ・マーケティング協会 (AMA, American Marketing Association) が1960年に定めた定義では、「マーケティングとは、生産者から消費者あるいはユーザーに、商品やサービスの流れを方向づけるビジネス活動の遂行である。」(三宅2004、64頁) と企業などの営利活動が想定されている。
- (4) 田村(1977、95頁)。
- (5) Bartels (1974, p.76) も、マーケティングを伝統的な経済的分野のみならず非経済的分野にまでその適用範囲を拡張するならば、従来、考えられてきたマーケティングは、別の名称で再登場することになるだろうと、その新しい概念に疑問を示している。また、日本においても森下(1979、7-8頁)は、マーケティング技法の適用領域の拡張がいわれているだけで、マーケティング概念そのものの拡張の合理性を論証したことにはならないなどと批判している。
- (6) 今日では、Strategic Marketing for Nonprofit Organaizations (2003) へとタイトル (邦題『非 営利組織のマーケティング戦略』、2005年) が変 更され、現在、第6版まで版を重ねている。
- (7) 本のタイトルは教育機関であるが、特に大学を中心とする高等教育機関の管理者や、この問題に関心を持つ教育関係者に向けて、マーケティングの主要な考え方やマーケティングの応用方法を示している。
- (8) このほか、Mulnix (1990, p.124) も同様に、 1960年代後半から1970年代前半に起きた入学者の 減少と経済不況が、大学にマーケティングが広く 取り入られる契機となったと指摘している。

- (9) 教育マーケティング固有の特質に関わる議論として、「学生を顧客として取り扱うべきか (Student are customers?)」という問いが異なる 研究者のもと繰り返しなされている。詳細については Gilbaut (2016) を参照されたい。
- (10) 近年では、"For-Profit College"(営利大学)や "Corporate University"(企業大学)と呼ばれる 新しい形態の大学の拡大に伴う論稿も増えている。 これらの議論については、たとえば Goldstein (2000) や Dundon (2015) を参照されたい。
- (11) 両角(2001a、2001b)はアメリカの大学経営研究を網羅的に扱っており、一部、経営戦略論やマーケティング研究にも言及している。

【参考文献】

- 阿部美哉『大学の経営戦略』学校法人経理研究会、 1989年。
- 今井孝司「私費留学生獲得に関する私立大学と日本語 学校の連携形態について:募集困難校の戦略立案を 中心に」『龍谷大学国際センター研究年報』第8号、 1999年、57-76頁。
- 岩永雅也「米短期大学とその学生募集戦略の変容」『放 送教育開発センター研究紀要』第6号、1991年、 99-114頁。
- 海野進「地域大学のマーケティングと地域経営」『構想』Vol.1、2002年、201-217頁。
- 川﨑孝明「短期大学部総合生活学科における学生募集 活動に関する一考察」『尚絅大学研究紀要 人文・社 会科学編』第46号、2014年、91-106頁。
- 川瀬達也「新たな同窓生戦略の構築—エンロールメント・マネジメントの一環として—」『麗澤大学紀要』 第90巻、2010年、59-130頁。
- 喜多村和之『学生消費者の時代―アメリカの大学「生き残り」戦略』リクルート、1986年。
- 喜多村和之「大学の淘汰現象に関する比較的考察」『大学論集』第17集、1987年、47-66頁。
- 喜多村和之『大学淘汰の時代』中公新書、1990年。
- 金明秀「エンロールメント・マネジメントと教育実践 の融合―京都光華女子大学を事例として―」『京都

- 光華女子大学研究紀要』第46号、2008年、251-296頁。 栗林芳彦「大学マーケティングとインターネットの可 能性」『名古屋文理大学紀要』 第8号、2008年、
- 能性」『名古屋文理大学紀要』 第8号、2008年、149-156頁。
- 高等教育研究所編『アメリカ高等教育機関の学生募集 と経営』日本リクルートセンター、1983年。
- 坂田利康「学生募集に向けた大学広報―教育産業にお ける入学者増加モデルの構築―」『高千穂論叢』第 46巻第3号、2011年、121-144頁。
- 坂本秀夫「私立大学のマーケティングに関する若干の 考察」『フジ・ビジネス・レビュー』第18号、1999年、 51-63頁。
- 佐藤忠彦「大学におけるマーケティング」『筑波フォーラム』第71号、2005年、113-116頁。
- 佐藤浩章「アメリカの大学におけるアドミッションズ・オフィスの学生マーケティング・リクルートメント戦略」『高等教育ジャーナル』第9号、2001年、22-30頁。
- 佐野享子「大学経営におけるマーケティングの特質― 日本における大学新設を事例として―」『大学研究』 第18号、1998年、81-99頁。
- 佐野享子「私立大学の個性の特質とその戦略意図に関するマーケティング論的研究—女子大学における学生募集に焦点を当てて—」『筑波大学教育学系論集』第26巻、2002年、1-14頁。
- 佐野享子「大学マーケティング導入期におけるマーケティング概念の形成と意味」『筑波大学教育学系論集』第33巻、2009年、69-81頁。
- 佐野享子『教育マーケティング理論の新展開』東信 堂、2012年。
- 嶋口充輝『顧客満足型マーケティングの構図』有斐閣、1994年。
- 大学審議会『大学教育の改善について (答申)』、1991 年。
- 舘昭「アメリカの大学におけるマーケティングの導入 と展開」『放送教育開発センター研究紀要』第2号、 1989年、91-106頁。
- 田中雄二『大学経営の理念と戦略―入門・事例・理 論・提案―』高等教育評価センター、1992年。

- 田中義郎「アメリカ大学における非伝統型学生の獲得とマーケテインング」『放送教育開発センター研究 紀要』第6号、1991年、85-98頁。
- 田部井潤「私立大学のマーケティング―実証研究からの示唆―」『東京国際大学論叢 言語コミュニケーション学部編』創刊号、2005年、109-123頁。
- 田村正紀「マーケティングの境界論争」『國民經濟雑誌』第135巻第6号、1977年、95-104頁。
- 坪井明彦「マーケティング概念の拡張に関する一考察」『地域政策研究』第6巻第3号、2004年、69-79頁。
- デイビッド・リースマン(喜多村和之、江原武一他訳) 『高等教育論』玉川大学出版部、1986年。
- トムソンコーポレーション株式会社『大学におけるブランド活用の研究報告書』特許庁大学知財研究推進事業、2008年。
- 日経広告研究所編『大学のイメージと UI』 日本経済 新聞社、1994年。
- 日本私立大学協会編『米国の大学経営戦略―マーケ ティング手法に学ぶ』学法文化センター出版部、 1998年。
- 羽田昇史『サービス経営の研究―私立大学、物流、翻訳―』学文社、1994年。
- 原田保「LTV のデータベース・マーケティング活用」 『香川大学経済論叢』第71巻第3号、1998年、47-93 頁。
- 福島真司「『総合的学生情報データ分析システム』の 構築―山形大学におけるエンロールメント・マネジ メントとインスティテューショナル・リサーチ」『情 報管理』Vol.58、No.1、2015年、2-11頁。
- 古田龍助「私立大学の経営戦略―ポジショニングと資源配置の観点から―」『熊本学園商学論集』第18巻 1号、2013年、85-104頁。
- 三家英治「私立大学経営におけるマーケティング」『京 都学園大学論集』第18巻第4号、1990年、55-82頁。
- 三宅隆之「非営利組織のマーケティングについてのー 考察—NPOにおけるマーケティング類型化への試 み—」『尚美学園大学総合政策研究紀要』第7号、 2004年、53-79頁。
- 三宅隆之「非営利組織 (NPO) のマーケティング-

- 私立大学のマーケティング戦略—」『尚美学園大学 総合政策研究紀要』第13号、2007年、27-40頁。
- 宮崎隆「大学教育サービス・マーケティングの新展開 一競争型組織から支援型組織へ」『埼玉女子短期大 学研究紀要』第19号、2008年、263-278頁。
- 森下二次也「コトラーによるマーケティング概念拡張 論の進展」『商経論叢』第5巻第3号、1979年、 7-18頁。
- 両角亜希子「大学経営研究の基礎概念」『大学研究』 第22号、2001a 年、275-293頁。
- 両角亜希子「大学の組織・経営―アメリカにおける研 究動向」『高等教育研究』 第4集、2001 b 年、157-176頁。
- 両角亜希子「私立大学のマネジメント改革が経営改善 に与える影響」『大学経営政策研究』第1号、2011 年、21-38頁。
- 八代誠「留学生募集のマーケティング」『行政管理学 会誌』第6号、2002年、3948頁。
- 山田達雄『大学の学生募集戦略』学校法人経理研究 会、1993年。
- 山本敦「マーケティング概念の拡張論について―その 発展過程と現代的意義―」『経済と経営』第24巻第 2号、1993年、171-198頁。
- 山本嘉一郎「エンロール・マネジメントを効果的に進めるためのIRについて」『京都光華女子大学研究 紀要』第51号、2013年、89-98頁。
- 龍慶昭・佐々木亮『大学の戦略的マネジメント―経営 戦略の導入とアメリカの大学の事例』多田出版、 2005年。
- 和田充夫「マーケティング概念とマーケティング・マネジメント」嶋口充輝・和田充夫・池尾恭一・余田 拓郎『マーケティング戦略』有斐閣所収、2004年。
- Aaker, D. A. Managing Brand Equity, The Free Press, 1991. (陶山計介、中田善啓、尾崎久仁博、小林哲訳『ブランド・エクイティ戦略』 ダイヤモンド 社、1994年。)
- Bartels, R. The Identity Crisis in Marketing, *Journal of Marketing*, Vol.38 (October), 1974, pp.73-76.
- Bell, D. The Coming of Post-Industrial Society: A

- Venture in Social Forecasting, Basic Books, 1973. (内田忠夫、嘉治元郎、城塚登、馬場修一他訳『脱工業社会の到来(上)(下)』ダイヤモンド社、1975年。)
- Bingham, F. G. Background and Practice Related to Educational Marketing Efforts, *Journal of Marketing for Higher Education*, Vol.1, No.1, 1988, pp.3-13.
- Breneman, D. W., and Finn, C. E. *Public Policy and Private Higher Education*, Washington, D. C.: Brookings Institution, 1978.
- Burton-Jones, A. Knowledge Capitalism, Oxford University Press Ltd, 1999. (野中郁次郎監訳、有賀 裕子訳『知識資本主義―ビジネス、就労、学習の意味が根本から変わる』日本経済新聞社、2001年。)
- Drucker, P. *Post-Capitalist Society*, New York: HarperCollins, 1993. (上田惇夫、田代正美、佐々木 実智男訳『ポスト資本主義社会―21世紀の組織と人 間はどう変わるか』ダイヤモンド社、1993年。)
- Dundon, M. Students or Consumers? For-Profit Colleges and the Practical and Theoretical Role of Consumer Protection, *Harvard Law & Policy Review*, Vol.9, 2015, pp.375-401.
- Goldstein, M. B. To Be [For Profit] Or Not To Be: What is The Question?, *Change*, Vol.33, No.5, 2000, pp.25-31.
- Guilbault, M. Students as customers in higher education: reframing the debate, *Journal of Marketing for Higher Education*, Vol.26, No.2, 1990, pp.132-142.
- Keller, K. L. Conceptualizing, Measuring, and Managing Customer-Based Brand Equity, *Journal* of *Marketing*, Vol.57 (January), 1993, pp.1-22.
- Kotler, P. and Sidney J. Levy, Broadening the Concept of Marketing, *Journal of Marketing*, Vol.33 (January), 1969a, pp.10-15.
- Kotler, P. and Sidney J. Levy, A New Form of Myopia, *Journal of Marketing*, Vol.33 (July), 1969b, pp.10-15.

- Kotler, P. and G. Zaltman, Social Marketing: An Approach to Planned Social Change, *Journal of Marketing*, Vol.35 (July), 1971, pp.3-12.
- Kotler, P. A Generic Concept of Marketing, *Journal of Marketing*, Vol.36 (April), 1972, pp.46-54.
- Kotler, P. and Karen F. A. Fox, Strategic Marketing for Educational Institutions, Prentice-Hall, Inc, 1985. (水口健次監訳、『学校のマーケティング戦略』 蒼林社、1989年。)
- Kotler, P. and Karen F. A. Fox, Strategic Marketing for Educational Institutions, 2nd ed, Prentice-Hall, Inc, 1995.
- Kotler, P. and A. R. Andreasen, Strategic Marketing for Nonprofit Organaizations. 6th Edition, Prentice-Hall, Inc. 2003. (井関利昭監訳、新日本監査法人公会計本部訳『非営利組織マーケティング戦略〔第6版〕』第一法規、2005年。)
- Kotler, P. and K. L. Keller, Marketing Management, 12th Edition, Upper Saddle River, NJ: Pearson Education International, Prentice Hall, 2006.
- Lazer, W. Marketings Changing Social Relationships,Journal of Marketing, Vol.33 (January), 1969, pp.3-9.Lovelock, C. H. Classifying Services to Gain Strategic

- Marketing Insights, *Journal of Marketing*, Vol.47 (Summer), 1983, pp.9-20.
- Luck, D. J. Broadening the Concept of Marketing— Too Far, *Journal of Marketing*, Vol.33 (July), 1969, pp.10-15.
- Molesworth, M., R. Scullion, and E. Nixon, *The Marketing of Higher Education and the Students as Consumer*, Routledge, 2011.
- Mulnix, M. College Students as Consumers: A Brief History of Educational Marketing, *Journal of Marketing for Higher Education*, Vol.2, No.2, 1990, pp.123-149.
- Sawakami, S. SMSU Entry Strategy to Japanese Market -focused on MBA students-, Bulletin of Toyohashi Sozo Junior College, No.17, 2000, pp.109-132.
- Thurow, L. C. Fortune Favors the Bold. HarperCollins, 2003. (三神義一訳『知識資本主義』 ダイヤモンド社、2004年。)
- U. S. Department of Education, National Center for Education Statistics. *Digest of Education Statistics* 50th Edition, 2014.

A Study on Characteristics of Strategy in University Marketing Research

Michimasa ENDO

[Key Words]

Marketing, Broadened Concept, University Management, Student Acquisition, Positioning

[Abstract]

In this article, the author will reconstruct arguments in the previous study in the field of university marketing. In chapter 1, as a result of "the broadened marketing concept" in the United States, it is revealed that the research subject of marketing was extended from commercial enterprises to nonprofit organizations. In the following chapter, the author organizes how university marketing has been developed from marketing research of non-profit organizations in the United States. Chapter 3 clarifies that university marketing research in Japan began with innovation and research of American one in section 1. Additionally, section 2 characterizes marketing research of Japanese universities, dividing it into 3 categories; the first trying to apply the traditional marketing concept to university marketing, the second applying service marketing and relationship marketing theory to university marketing, and thirdly research group based on positioning strategy focusing on student acquisition. Finally, the author concludes by organizing the intellectual relationship of university marketing research that has been done until now.

Hoshi University

大学基準等研究協議会・図書館特別部会と 図書館専門職員

一大学設置基準第38条第3項成立の歴史的背景-

村 上 孝 弘

龍谷大学 図書館事務部

【目次】

はじめに

- I. 大学図書館関係基準等と大学図書館職員
 - 1. 大学図書館設置の法的根拠と運営基準
 - 2. 大学図書館関係基準等における大学図書館職員の定義
- Ⅱ. 大学図書館近代化政策と大学基準等研究協議会・ 図書館特別部会
 - 1. 大学図書館近代化の動向と大学図書館
 - 2. 大学設置基準の改善と大学基準等研究協議会の設立
 - 3. 大学基準等研究協議会の構成と審議の概要
 - 4. 大学基準等研究協議会・図書館特別部会による 大学図書館設置基準要項の作成
 - 5. 「大学設置基準の改善等について」(答申) と大 学設置基準改善要綱
- Ⅲ. 大学設置基準の大綱化と大学設置基準第38条第3 項の成立経緯
 - 1. 『大学審議会ニュース』から窺う第38条第3項 の成立経緯
 - 2. 大学設置基準の大綱化と専門的職員
- Ⅳ. 大学設置基準第38条第3項と大学改革
 - 1. 大学設置基準第38条第3項の重層性
 - 2. 大学設置基準第38条第3項の現代的意義

[キーワード]

大学基準等研究協議会、大学図書館設置基準要項、大学設置基準改善要綱、大学設置基準第38条第3項、 図書館専門職員

はじめに

大学設置基準第38条第3項は、専門的職員を定める ものとしては現行法規上唯一の規定である。同条項 は、大学設置基準大綱化時に新設されたものである が、今回あらためてその成立の歴史的背景を検証し た。その結果、同条項の淵源は、昭和38年に設立され た大学基準等研究協議会にあることが明らかとなっ た。同協議会は、大学設置基準の改正を目指して大学 設置基準改善要綱を答申するが、同要綱の図書館職員 に関する条文は大学設置基準第38条第3項と条文構成 が極めて相似している。このことにより、同協議会の 議論が四半世紀を経て結実したことが実証された。ま た当時の歴史的背景として大学図書館近代化政策が及 ぼした影響も看過できない。本稿をとおして、継続す る大学図書館の管理運営の課題に対して、歴史的実証 が果たす役割を再認識することとしたい。

I. 大学図書館関係基準等と大学図書館職員

1. 大学図書館設置の法的根拠と運営基準

大学図書館の設置の法的根拠は、学校教育法施行規則第1条「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」にあり、この法令の他に大学図書館について直接規定する法律は存在しないとされている。このため、大学図書館の具体的な設置や運営については、現行では大学設置基準に定めるところに拠っている。周知のように戦後当初は、大学基準協会が定めた大学基準が現行

の大学設置基準の役割も担っていた。このため、当時 の大学基準においても、大学図書館に関する規定は置 かれていた。

しかし、大学基準や大学設置基準は、大学全体の包括的な規程であり、その規定することには、自ずと限界があった。このため、大学図書館を例にとれば、個別大学図書館を規定するものとして、大学基準協会により大学図書館基準が制定されることとなる。また、大学図書館基準を踏まえて、国立大学図書館改善要項、公立大学図書館改善要項、私立大学図書館改善要項が制定され、設置形態別に独自の運営が志向されていくことになる。

2. 大学図書館関係基準等における大学図書館職員の 定義

これらの基準等における大学図書館職員や研修の定義についてまとめたものが表1である。大学図書館職員の規定と並び、大学図書館職員の研修について規定されていることが特長的である。大学図書館職員と研修の関係は戦後の早い段階からも一般化されていたといえよう。また大学図書館職員の定義として、「司書専門職」や「専門職員」といった職種が明示されてい

ることも特長的である。大学図書館においては、専門職を志向する土壌が、大学の他の職場と比較しても早期から育まれていたのである。

II. 大学図書館近代化政策と大学基準等研究協議会・図書館特別部会

1. 大学図書館近代化の動向と大学図書館

わが国の大学図書館は、学制改革の影響を受け、その役割を戦前とは大きく転換していくことになる。米国教育使節団報告書等の戦後の大学図書館黎明期の文書が明らかにするように、新制大学の単位の理念を実体化していくために大学図書館の存在があらためて着目されるのである。当時の大学図書館への認識の大きさは、その時期の大学界に重要な役割を果たした大学基準協会が、大学図書館基準を定め、またそれをして同協会の「4大基準」と評価することからも明らかである1)。

そのような時代背景を経て、大学図書館界では昭和30年代から40年代にかけて、大学図書館の近代化が喧伝されることになる。大学図書館近代化の動きは、日本学術会議や文部省当局をも巻き込み、大学図書館視察委員制度や大学図書館実態調査などの様々な施策が

XI TET INTELLIGION ON THE BURNEY OF A					
名称 制定者		大学図書館職員の定義	研修の対象と範囲		
大学基準 (昭和22年制定)	大学基準協会	特になし	特になし		
大学図書館基準 (昭和27年制定)	大学基準協会	司書 図書館員	図書館員 専門技術の進歩		
国立大学図書館改善要項 (昭和28年制定)	文部省大学学術局	司書専門職 事務職員 技術職員 労務職員	大学図書館の職員 再教育と研修を受ける機会 専門知識と技術の向上		
公立大学図書館改善要項 (昭和36年制定)	公立大学図書館協議会	司書および司書補 事務職員 技術職員 作業員	大学図書館の職員 再教育と研修を受ける機会 専門知識と技術の向上		
私立大学図書館改善要項 (昭和31年制定)	私立大学図書館協会	専門職員(司書、司書補) 一般職員(書記その他)	専門職員 専門の知識と技術の向上 大学図書館員 専門職員としての資格を得 るための研修の機会		
大学設置基準 (昭和31年制定)	文部省令	特になし	特になし		

表 1 各基準や各大学図書館改善要項における大学図書館職員等の定義

[※]本表は、『図書館法規基準総覧』、『大学基準協会55年史:通史編』をもとに筆者が作成した。

実施されていくことになる2)。

2. 大学設置基準の改善と大学基準等研究協議会の設立

『文部省第91年報』(昭和38年度)によれば、中央教育審議会の「大学教育の改善について(答申)」(昭和38年1月28日)の答申の線に沿って「大学の目的・性格、教育内容、組織編成の諸点を改善していくためには各種の基準を慎重に検討する必要があるので、昭和38年9月『大学基準等研究協議会』を設置して、大学および大学院の設置基準・大学通信教育基準等の改定について研究協議をつづけた。」とされている。大学図書館基準(昭和27年制定)の改定協議も同時に行われたのである。

続く『文部省第92年報』(昭和39年度)には、大学 基準等研究協議会が昭和40年3月31日に文部大臣に対 し「大学設置基準の改善等について」答申を行なった とあり、その概要が記されている。このうち、大学図 書館に関することは以下のとおりである。

- 2. 諸基準等の改善について
- (2) 大学図書館については、その機能をじゅう ぶん発揮できるよう、組織運営の改善、施 設設備の整備をはかること。

さらに、『文部省第92年報』には、「なお、同協議会は40年3月31日の答申完了をもって解散し、40年度からは大学設置審議会を改組し、大学基準分科会および短期大学基準分科会をその中に設けて、引き続き検討を進める予定である。」とある。

『文部省第93年報』(昭和40年度)には、大学教育改善についての審議として以下のような記述がある。なお、大学基準等改善協議会に関する『文部省年報』における記述は、この第93年報が最後である。

大学基準等研究協議会は、39年度に大学設置基準の改善等について答申を行ったが、当初予定した大学院に関する設置基準については結論を得るにいたらず審議未了のまま解散した。40年度には大学設置審議会を改組して、その中に新たに大学基準分科会を設けて発足させ、あらためて「大学

(短期大学を除く。)、大学院に関する設置基準について」諮問が行われ、審議を再開したが、審議は41年度に継続された。

前記大学基準等研究協議会が行った答申の取扱いについては、その後国立大学協会等の関係団体等から提出された意見等をも参考とし、現行大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部改正により実現をはかることとして改正案の検討を続けている。

3. 大学基準等研究協議会の構成と審議の概要

大学基準等研究協議会は、総会・2部会・2特別部会・13専門分科会から構成されている。その構成は、表2のとおりである。現職の学長や学部長をはじめ、学問分野をなべた総合的な布陣となっている。これらの学問分野や専門分野と並んで、大学図書館の制度やあり方が議論されたことは、当時の大学図書館の存在意義を大きく示唆するものであるともいえよう。

大学基準等研究協議会に諮問された内容は、具体的には「大学設置基準の改善、大学通信教育基準および大学院設置基準の作成ならびに大学図書館基準および文学、法学、経済学、理学、工学、農学、医学、歯学、薬学、教育学、家政学、体育学、芸術の各学部設置基準要項の改善または作成、更に、理学、医学、歯学、薬学、家政学、体育学、芸術の各学部については、学生実験実習用設備標準を作成することであった。」30とされている。大学基準等研究協議会の対象とした学問分野は多岐にわたることもり、約1年半の間の会議開催件数は2百回余を数えている。

4. 大学基準等研究協議会・図書館特別部会による大 学図書館設置基準要項の作成

大学基準等研究協議会・図書館特別部会の構成員は表3のとおりである。まさに国立、私立の有力大学の図書館長が名を連ねている。図書館特別部会の主査は、伊藤四十二・東京大学図書館長であり、伊藤は表2のとおり、薬学専門分科会の主査も務めている。なお、図書館特別部会は大学基準等研究協議会の当初の構成には含まれておらず、伊藤の建議により設けられ

総会		衣∠	人子召	5年守训	九勋硪云切悟风	
一般教育部会 主査 関口 勲 東京家政学院大学長 13 大学通信教育部会 主査 片山 金章 中央大学教授 9 単位制度特別部会 主査 佐々木 吉郎 明治大学教授 11 図書館特別部会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 文学専門分科会 主査 石井 照久 東京大学教授 8 経済学専門分科会 主査 高村 象平 慶應義塾大学長 9 理学専門分科会 主査 渡辺 事 静岡大学長 10 世事門分科会 主査 排上 吉之 東京農工大学長 10 医学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 高坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 高坂 正顕 東京学芸大学教授 7	名称	役職	B	 名	現職	構成人数
大学通信教育部会 主查 片山 金章 中央大学教授 9 単位制度特別部会 主查 佐々木 吉郎 明治大学教授 11 図書館特別部会 主查 伊藤 四十二 東京大学教授 8 文学専門分科会 主查 五井 照久 東京大学教授 8 経済学専門分科会 主查 高村 象平 慶應義塾大学長 9 理学専門分科会 主查 三輪 光雄 東京教育大学教授 10 工学専門分科会 主查 排上 吉之 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主查 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主查 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主查 高坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主查 高坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主查 高坂 正顕 東京学芸大学教授 7	総会	会長	大泉	孝	上智大学長	28名
単位制度特別部会 主査 佐々木 吉郎 明治大学教授 8 図書館特別部会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 文学専門分科会 主査 手塚 富雄 立教大学教授 10 法学専門分科会 主査 高村 象平 慶應義塾大学長 9 理学専門分科会 主査 三輪 光雄 東京教育大学教授 10 工学専門分科会 主査 井上 吉之 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主査 婦本 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 原塚 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	一般教育部会	主査	関口	勲	東京家政学院大学長	13名
図書館特別部会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 文学専門分科会 主査 手塚 a雄 立教大学教授 10 法学専門分科会 主査 石井 照久 東京大学教授 8 経済学専門分科会 主査 高村 象平 慶應義塾大学長 9 理学専門分科会 主査 三輪 光雄 東京教育大学教授 10 工学専門分科会 主査 排上 吉之 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主査 鍋口 一成 東京慈恵会医科大学長 10 歯学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 馬坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	大学通信教育部会	主査	片山	金章	中央大学教授	9名
文学専門分科会 主査 手塚 富雄 立教大学教授 10 法学専門分科会 主査 石井 照久 東京大学教授 8 経済学専門分科会 主査 高村 象平 慶應義塾大学長 9 理学専門分科会 主査 完論 光雄 東京教育大学教授 10 医学専門分科会 主査 井上 吉之 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	単位制度特別部会	主査	佐々オ	吉郎	明治大学教授	11名
法学専門分科会 主査 石井 照久 東京大学教授 8 経済学専門分科会 主査 高村 象平 慶應義塾大学長 9 理学専門分科会 主査 三輪 光雄 東京教育大学教授 10 工学専門分科会 主査 井上 吉之 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主査 樋口 一成 東京慈恵会医科大学長 10 歯学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	図書館特別部会	主査	伊藤	四十二	東京大学教授	8名
経済学専門分科会 主査 高村 象平 慶應義塾大学長 9 理学専門分科会 主査 三輪 光雄 東京教育大学教授 10 工学専門分科会 主査 渡辺 寧 静岡大学長 10 農学専門分科会 主査 樋口 一成 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 馬坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	文学専門分科会	主査	手塚	富雄	立教大学教授	10名
理学専門分科会 主査 三輪 光雄 東京教育大学教授 10 工学専門分科会 主査 渡辺 寧 静岡大学長 10 農学専門分科会 主査 井上 吉之 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主査 樋口 一成 東京慈恵会医科大学長 10 歯学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	法学専門分科会	主査	石井	照久	東京大学教授	8名
工学専門分科会 主査 渡辺 寧 静岡大学長 10 農学専門分科会 主査 井上 吉之 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主査 樋口 一成 東京慈恵会医科大学長 10 歯学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	経済学専門分科会	主査	高村	象平	慶應義塾大学長	9名
農学専門分科会 主査 井上 吉之 東京農工大学長 11 医学専門分科会 主査 樋口 一成 東京慈恵会医科大学長 10 歯学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 后坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	理学専門分科会	主査	三輪	光雄	東京教育大学教授	10名
医学専門分科会 主査 樋口 一成 東京慈恵会医科大学長 10 歯学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 高坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	工学専門分科会	主査	渡辺	寧	静岡大学長	10名
歯学専門分科会 主査 鈴木 勝 日本大学歯学部長 6 薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 高坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	農学専門分科会	主査	井上	吉之	東京農工大学長	11名
薬学専門分科会 主査 伊藤 四十二 東京大学教授 8 教育学専門分科会 主査 高坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	医学専門分科会	主査	樋口	一成	東京慈恵会医科大学長	10名
教育学専門分科会 主査 高坂 正顕 東京学芸大学長 9 家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	歯学専門分科会	主査	鈴木	勝	日本大学歯学部長	6名
家政学専門分科会 主査 氏家 寿子 日本女子大学教授 7	薬学専門分科会	主査	伊藤	四十二	東京大学教授	8名
	教育学専門分科会	主査	高坂	正顕	東京学芸大学長	9名
体育学専門分科会 主査 鶴岡 英吉 東京教育大学体育学部長 5	家政学専門分科会	主査	氏家	寿子	日本女子大学教授	7名
	体育学専門分科会	主査	鶴岡	英吉	東京教育大学体育学部長	5名
芸術学専門分科会 主査 小塚 新一郎 東京芸術大学長 7	芸術学専門分科会	主査	小塚	新一郎	東京芸術大学長	7名

表2 大学基準等研究協議会の構成

※本表は、『大学資料』(第19号)をもとに筆者が作成した。

表3 図書館特別部会委員の構成員

氏名		現職
伊藤	四十二	東京大学図書館長
大野	実雄	早稲田大学図書館長
金谷	治	東北大学図書館長
北川	敏男	九州大学図書館長
齊藤	敏	日本大学名誉図書館長
堀江	保蔵	京都大学図書館長
前原	光雄	慶応大学図書館長
森田	優三	一橋大学図書館長

※本表は、『大学資料』(第19号)をもとに筆者が作成した。

たものであることが、当時の伊藤の文章や講演録から 明らかとなった⁴⁾。

図書館特別部会は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)のうち図書館に関する各項について改善を必要と認める事項について意見を述べるとともに、大学図書館設置基準要項の新設を、大学基準等研究協議会会長宛に報告(昭和40年2月12日)している。この

うち、職員組織については表4のような規定が提案されている。現行の大学設置基準第38条第3項と比較すれば、「図書専門職員」「図書館専門職員」という表現に関連性がある。

5. 「大学設置基準の改善等について」(答申) と大学 設置基準改善要綱

先の大学図書館設置基準要項をはじめ、他の部会等からの報告も含め、最終的に「大学設置基準の改善等について(答申)」(昭和40年3月31日)が、大学基準等研究協議会会長(大泉孝)から、文部大臣(愛知揆一)宛に答申されている。

この「大学設置基準の改善等について(答申)」では、「I 大学設置基準改善要綱について」の8において、「大学の教育研究上、大学図書館が果す役割の重要性にかんがみ、図書館の閲覧座席数を増加させ、また、図書館の施設の内容、職員組織等について規定する等所要の改善をはかるものとしたこと。」50と答申内容の主なものの一つとして、大学図書館に関する

表 4 大学図書館設置基準要項の大学図書館職員に関する規定

第五 職員組織

- 一 大学図書館の職員組織は、大学図書館が研究と教育の進歩に即応して、その機能をじゅうぶんに発揮できるようその 規模に応じて構成されなければならない。
- 二 大学図書館には、次の職員をおかなければならない。
 - 1. 図書の整理、閲覧、レファレンス、情報管理等の職務に従事する図書専門職員
 - 2. 図書、資料の複写、視聴覚資材の技術等の職務に従事する技術職員
 - 3. 庶務、会計等の事務に従事する事務職員
- 三 図書専門職員は、大学における図書館員養成課程の修了者またはこれと同等以上の能力を有するものでなければならない。
- 四 <u>図書館専門職員</u>には、その専門技術が研究、教育の進捗に伴いうるように絶えず研修の機会が与えられなければならない。
- ※本表は、『大学資料』(第19号)をもとに筆者が作成した。なお、下線は筆者による。

表5 大学設置基準改善要綱の「専門的職員」に関する規定

X 事務組織その他について

- 1. 雑則の章 (第12章) の前にもう1章起し、現在雑則の章の中に置かれている事務組織に関する規定 (第42条) 及び厚生 補導の組織に関する規定 (第43条) を置くとともに、この章に図書館の職員組織に関する規定、教養部に関する規定、教 養課程委員会等に関する規定及び外国人留学生受入れのための組織に関する規定を次の (1)、(2)、(3)、(4) のよう に置くこと。
- (1) 「大学図書館には、その機能をじゅうぶん発揮できるよう<u>専任の司書その他必要な職員</u>を置くものとする。」 < (2) 以下 略>
- ※本表は、『大学資料』(第19号)をもとに筆者が作成した。なお、下線は筆者による。

ことが記載されている。

さらに、具体的な大学設置基準の規定の仕方については、大学設置基準改善要綱に表5のように規定されている。この規定は、まさに現行の大学設置基準第38条第3項と内容的に相似していることは明らかである。大学設置基準改善要綱における「司書」の箇所が、現行の大学設置基準では「専門的職員」に置き換えられたということが類推できよう。

大学設置基準改善要綱は、昭和40年に答申されるが、この大学設置基準改善要綱に沿って大学設置基準が改正されるのは、昭和45年以降のこととなる。具体的には、昭和45年8月31日に「大学設置基準の一部を改正する省令」が公布され、昭和46年4月1日から施行されるのである。この時の大学設置基準の改正は、昭和31年の制定以来の大改正とされているが、しかし、その内容は大学設置基準改善要綱のうち、主として一般教育に関する部分に限定されたものであった。このため、表5の事務組織の規定も含め、教員組織、施設および設備等については、当時は基本的に改正されることはなかったのである。

先述のとおり、その後20年を経て、大学設置基準に「専門的職員」は定められることになる。大学設置基準改善要綱は昭和40年に答申されていたのであるから、まさに四半世紀後に当時の「専門的職員」の議論が法定化されるのである。

- Ⅲ. 大学設置基準の大綱化と大学設置基準第38 条第3項の成立経緯
- 1. 『大学審議会ニュース』 から窺う第38条第3項の 成立経緯

「専門的職員」という用語は、周知のように既に大学設置基準に規定されている。そして、それは大学図書館にとっては、極めて重要な規定である。

第三十八条

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な<u>専門的職員</u>その他の専任の職員を置くものとする。

(下線は筆者)

現行のこの第38条の規定は、平成3年7月1日に施

行されたもので、この条文の制定経緯については、『大学審議会ニュース』(文部省高等教育企画課大学審議会室)から窺うことができる。『大学審議会ニュース』には、大学設置基準の大綱化等をめぐる大学審議会・大学教育部会における審議の概要が掲載されており、「図書及び図書館」に関することについても、「主要事項についての審議の概要」に含まれ、その審議が行われていたからである。

先ず『大学審議会ニュース』(No.4/1989.12) には、 「大学教育部会における審議の概要について(総会へ の報告) | (平成元年7月27日) が掲載されているが、 これは昭和63年9月に発足した大学教育部会のこれま での審議の概要を報告するもので、「図書及び図書館」 に関する具体的な記述はない。次に約1年を経過した 『大学審議会ニュース』(No.6/1990.8) では、「大学 教育部会における審議の概要(その2)(総会への報 告)」が掲載され、そこにおいては「図書及び図書館」 に関するかなり詳細な報告がなされている。具体的に は、「1. 大学設置基準の大綱化等について」の「(2) 組織・編成に関する事項」の「D 施設・設備」に関 する事項としての記載である。この「D 施設・設備」 は、「②校舎面積」、「⑤耕地面積」、「⑥図書及び図書 館」とからなっており、「図書及び図書館」が他の施 設に比べ、格段の扱いを受けていることが明らかであ る。なお、「©図書及び図書館」の記載は、①~⑤に 現状や背景、課題がかかれ、⑥に大学設置基準改正の 方向性が示されている。本稿で扱う「専門的職員」に ついては、この⑥のアが大学審議会記録における初出 といえよう。

©図書及び図書館

- ⑥ 附属図書館に関する規定を設定するに当たっては、以下の諸点に配慮することが必要である。
 - ア. 図書館の機能を強化する観点から、<u>司書等の専門的職員</u>その他の図書館専任職員の 配置が必要である旨の規定を新たに設ける。

(下線は筆者)

さらに「大学教育等の改善について (答申)」(平成

3年2月8日、大学審議会)が掲載されている『大学審議会ニュース』(No.8/1991.2)には、最終的な答申として、ⓒの⑥が次のように記載されている。『大学審議会ニュース』(No.6)に比べるとアの箇所が変更されていることが明である。

©図書及び図書館

- ①~⑤:<省略>
- ⑥ 附属図書館に関する規定を設定するに当たっては、以下の諸点に配慮することが必要である。
 - ア. 図書館の機能を強化するためには、<u>司書</u>
 のほか、コンピューターによる情報処理、
 データベース・サービス、古文献・専門分
 <u>野別文献処理</u>等を担当する専門職員を適切
 に配置することが重要であり、このような
 観点から、<u>専門的職員</u>その他の図書館専任
 職員の配置が必要である旨の規定を新たに
 設ける。

(下線は筆者)

2. 大学設置基準の大綱化と専門的職員

本稿で考察対象とする専門的職員は、現行の大学設 置基準第38条第3項に定められている。この第38条第 3項について、その成立経緯をまとめたものが表6で ある。これによれば、平成2年7月段階では、専門的 職員の例示は司書のみであったものが、平成3年2月 の段階では、コンピューターによる情報処理、データ ベース・サービス、古文献・専門分野別文献処理等を 担当する専門職員に広がっている。しかし、最終的な 平成3年7月の条文では、専門的職員に総称されてい る。ここで象徴的なことは、審議の過程では専門的職 員の第一義とされていた司書という表現が、条文の段 階では欠落したということである。伝統的に図書館の 「専門的職員」は「司書」であるといわれてきたが、 平成3年7月の段階において、図書館における「専門 的職員」の範疇が、情報処理担当者等にも拡大したと もいえるのである。

大学設置基準第38条が新設された平成3年は、戦後の大学制度において、新制大学の発足に次ぐ、大改革

表6 大学設置基準第38条第3項の成立経緯

1) 「大学教育部会における審議の概要 (その2) | (平成2年7月30日付)

附属図書館に関する規定を設定するに当たっては、以下の諸点に配慮することが必要である。

- ア. 図書館の機能を強化する観点から、<u>司書等の専門的職員</u>その他の図書館専任職員の配置が必要である旨の規定を新たに設ける。
- 2) 「大学教育の改善について (答申)」 (平成3年2月8日付)

附属図書館に関する規定を設定するに当たっては、以下の諸点に配慮することが必要である。

- ア. 図書館の機能を強化するためには、<u>司書のほか、コンピューターによる情報処理、データベース・サービス、古文献・専門分野別文献処理等を担当する専門職員</u>を適切に配慮することが重要であり、このような観点から、専門的職員その他の図書館専任職員の配置が必要である旨の規定を新たに設ける。
- 3) 大学設置基準第38条第3項(平成3年7月1日施行)

図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

※本表は、『大学審議会ニュース』をもとに筆者が作成した。なお、下線は筆者による。

表7 大学設置基準改善要綱と大学設置基準の比較

名称	条文		
大学設置基準改善要綱 (昭和40年)	大学図書館には、その機能をじゅうぶん発揮できるよう 専任の司書その他必要な職員を置くものとする。		
大学設置基準 (平成3年)	図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な <u>専門的職員</u> その他の専任の職員を置くものとする。		

※本表は、『大学資料』(第19号) 等をもとに筆者が作成した。なお、下線は筆者による。

がなされた年といわれている。平成3年3月には学校教育法の改正があり、さらに7月に大学設置基準の大幅な改正、いわゆる「大学設置基準の大綱化」がなされている。この「大学設置基準の大綱化」のなかで大学図書館に関する規定も大幅に整備されることになったのである。改正前の第40条(図書及び学術雑誌の冊数及び種類数についての規定)が廃止され、新たに第38条が設けられることとなる。この第38条は、大学審議会・大学教育部会の審議にもとづき、図書等に関する規定を定性的なものに改めるとともに、図書館の任務や専任職員について、具体的に定義したとも評価できよう。

今回、大学設置基準大綱化時の資料から、専門的職員の条文化の経緯が明かになった。しかし、それら資料は、「審議の概要」や「答申」といった最終資料であり、そこに至る審議経過を記録した資料、たとえば大学教育部会の議事録等は、現在では確認できない。そのため、大綱化時にどのような議論を経て専門的職員の規定が設けられたかについては、実証することは困難である。

ここであらためて再認識したいのが、前章でも明らかにした大学設置基準改善要綱の専門的職員に関する規定である。あらためて両条文を比較したものが表7であるが、現行の大学設置基準第38条第3項の条文と大学設置基準改善要綱Xの(1)は、その条文構成上、明らかに因果関係を読み取ることができる。大学設置基準の改正をめぐって、大学図書館職員に関することは、大綱化に至るまでその議論がなされた形跡がないことからも、昭和40年当時の議論が、平成の大綱化の時に援用されたと解釈することが妥当といえよう⁶⁾。

Ⅳ. 大学設置基準第38条第3項と大学改革

1. 大学設置基準第38条第3項の重層性

大学設置基準第38条第3項は、大学設置基準大綱化時に新設された条項であるが、本稿ではその成立の歴史的背景について、昭和38年の大学基準等研究協議会の設立にまで遡って検証をおこなった。その結果、現行の大学設置基準第38条第3項に相当する条文が、昭和40年に大学基準等研究協議会により答申された大学

設置基準改善要綱に存在することが明らかとなった。

大学設置基準は、事務組織に関することについて第38条以外には、第41条に「大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当の事務組織を設けるものとする。」とあり、続く第42条に「大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。」と規定している。第41条は事務組織を般を扱ったものであり、第38条や第42条は個別組織を規定したものである。このことからも、大学図書館組織は大学において格段にその重要性が認識されていたといえるが、特に第38条の内容については、第41条や第42条とは異なる面がある。

第38条は、「図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。」とあり、そこに規定する職員は、①「専門的職員」と②「その他の専任の職員」であり、職員が重層的に規定されているところに特長がある。法令上の事務職員の定義が、学校教育法第92条第1項に「大学には、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。」とされているのみであることからも、大学設置基準第38条第3項の定義の重層性(専門的職員の特出)には、その成立背景も含め、深い意義が示唆されているといえよう。

2. 大学設置基準第38条第3項の現代的意義

大学のガバナンス改革の議論に関連して、中央教育審議会・大学教育部会で専門的職員の議論がなされたことは記憶に新しい⁷⁾。現下のところ、専門的職員の新たな制度化はなされなかったが、その議論に関連してSDの義務化が大学設置基準に盛り込まれ、平成29年度から実現されることとなった。また、今回の専門的職員をめぐる議論は、新たな対象としてIRやURA等の業務領域が特出され、大学図書館における専門的職員の存在については、主たる対象とはならなかった。

本稿は、大学設置基準第38条第3項の成立経緯を大学図書館近代化政策期に遡ることにより、その歴史的意義を再評価することに主眼を置いた。大学設置基準第38条第3項は、現代的視点からすれば、伝統的な専門的職員の規定ともいえよう。大学図書館職員の業務

も、伝統的な司書業務から、現代では学習支援業務な どの新しい領域に重きが置かれるようになっている。 専門的職員の再定義がまさに進行しているのである。

大学設置基準第38条第3項の制定起源として本稿が特定した大学基準等研究協議会(昭和38年)は、同年の中央教育審議会「大学教育の改善について」の答申を受けて発足した組織である。また当時は、大学図書館は大学図書館近代化政策の影響を受け、その管理運営のあり方についても広く議論が展開されていた。このような当時の時代背景は、ある意味では現代と相似しているといよう。学士課程答申以来、学士課程教育の再構築・実質化といった大学教育の課題が、現在も広く議論されている。また大学のガバナンス改革をめぐり、大学の管理運営のあり方、それを担う職員の役割についても継続した課題である。大学図書館における組織開発活動の歴史を明らかにすることは、現代の大学改革に継続する視点を実証することに通ずるともいえよう。

【注】

- 1)『大学基準協会55年史』143頁に「4大基準」という表現がある。なお、大学図書館基準の制定経緯については、同書の161頁から164頁に記されている。
- 2) 当時の大学図書館行政については、(田保橋、1967) に詳しい。また『学術月報』(19巻11号、昭和42年2月) では、「大学図書館の改善について」という特集を組み、大学図書館の当時の様々な改善政策が紹介されている。「大学図書館視察委員の設置」や「大学図書館実態調査の実施」もそこに紹介されている。
- 3) 『大学資料』 第19号、p.1。
- 4) (伊藤四十二、1965) に図書館特別部会設立の経 緯が記されている。また『私立大学図書館協会会報』 (No.45) には、「大学図書館の現状と新動向」と題 した研究討議録(伊藤四十二、奥村藤嗣) が掲載さ れており、同様の記述が確認できる。
- 5) 『大学資料』 第19号、p.7。
- 6) 大学設置基準大綱化時の専門的職員の論稿として は、(松井、1991) や(光斎、1993) があるが、い

- ずれの論稿も、当時の大綱化時の議論に終始しており、本稿が指摘するような大学基準等研究協議会に 遡った歴史的把握はなされていない。
- 7) この間の中央教育審議会・大学教育部会等の審議 状況等については、(村上・逸村、2016) に紹介し ている。

【参考文献または引用文献】

- 伊藤四十二「大学図書館に関する文部省令『大学設置 基準』の改正ならびに『大学図書館設置基準要項』 の作成について」『図書館雑誌』日本図書館協会、 Vol.59、No.7、1965年、pp.26-29
- 光斎重治「大学設置基準の大綱化と図書館の専門的職員」『大学図書館研究』大学図書館研究編集委員会、41号、1993年、pp.17-22
- 私立大学図書館協会『私立大学図書館協会会報』私立 大学図書館協会、No.45、1965年
- 田保橋彬「大学図書館行政」『図書館界』日本図書館研究会、Vol.19、No.4、1967年、pp.106-109
- 大学基準協会年史編さん室『大学基準協会55年史:通 史編』大学基準協会、2005年
- 日本学術振興会編『学術月報』日本学術振興会、第19 巻第11号、1967年

- 日本図書館協会編『図書館法規基準総覧』日本図書館 協会、1992年
- 松井博「大学図書館はどこへ行く―大学設置基準の大綱化がもたらすもの」『図書館雑誌』日本図書館協会、Vol.85、No.10、1991年、pp.685-687
- 村上孝弘、逸村裕「大学図書館と『専門的職員』―大学設置基準等の歴史的変遷―」『図書館界』日本図書館研究会、Vol.68、No.2、2016年、pp.172-178
- 文部省高等教育局『大学審議会ニュース』No.4、文部 省、1989年
- 文部省高等教育局『大学審議会ニュース』 No.6、文部 省、1990年
- 文部省高等教育局『大学審議会ニュース』No.8、文部 省、1991年
- 文部省大学学術局大学課『大学資料』財団法人文教協会、第19号、1965年
- 文部省大臣官房統計課『文部省第93年報』1965(昭和 40)年度、文部省、1967年
- 文部省調査局統計課『文部省第91年報』1963(昭和 38)年度、文部省、1965年
- 文部省調査局統計課『文部省第92年報』1964(昭和 39)年度、文部省、1966年

University Study Committee Research Council —The Library Special Committee and the role of the University Librarian Specialist

* Takahiro MURAKAMI

[Key Words]

University study committee research council, University libraries installation standard requirements, University installation standard improvement outline, University installation standard Article 38 paragraph 3, University librarian specialist

[Abstract]

This paper is a historical study on the background of the establishment of provisions regarding the staff of university libraries. Article 38, paragraph 3 of the university establishment standard is the only provision defining the roles and responsibilities of the staff of university libraries. This provision was newly established while introducing the standards for setting up libraries in universities. Therefore, at this juncture, we again verified the historical background of forming the provision. The results of the verification revealed that the source of the article was the University standards research council. This council reports on the improvement guidelines on university installation standards in order to revise the standards for setting up libraries in universities. Further, the content that details the roles and responsibilities of the library staff in this outline is very similar to that of the existing university establishment standards. As a result, the discussion of the council bore fruit through the quarter century. Moreover, the council cannot overlook the influence of the modernization policy of university libraries as a background at that time. Finally, through this paper, I would like to reaffirm the role played by historical demonstrations against the management and administrative problems of university libraries.

Library office section, Ryukoku University

『大学評価研究』編集規程(抜粋)

(掲載される原稿の分野)

- 第11条 『大学評価研究』に掲載される原稿は、次の各号の分野の何れかに属するもので、未発表のものに限る。
 - 一 大学等における研究と教育
 - 一 大学等の評価
 - 三 大学等の改善・改革
 - 四 大学等の制度
 - 五. 大学等の歴史
 - 六 その他の関連分野

(掲載される原稿の種類)

- 第12条 『大学評価研究』に掲載される原稿の基本的な分類枠は、次のとおりとする。
 - 一 論説 (総体的な立場から、研究の視点を提示したもの)
 - 二 論文 (実践研究を含め具体的な研究成果をまとめたもの)
 - 三 研究ノート (研究の過程でまとめられた中間的研究報告)
 - 四 翻訳(海外の文献の邦訳にかかるもので、原著者もしくは版権者の了解を得たもの)
 - 五 セミナーや説明会の記録(本協会が主催したセミナー、説明会などの記録)
 - 六 書評・紹介(書籍、論文、翻訳及び政府・審議会などからの報告書を含む文献の評論・紹介)
 - 七 調査研究報告(大学評価・研究部が行った調査研究の報告又はその要旨)
 - 八 その他編集委員会が企画したもの

(投稿原稿の審査・編集)

- 第13条 投稿原稿の採否は、編集委員会の合議によって決定する。その場合にあって、前条第2 号、第3号及び第4号に掲げるものについては、編集委員会委員又は編集委員会が委託す る投稿原稿の分野を専門とする外部委員が、あらかじめその原稿を査読するものとする。
 - 2 投稿原稿を査読するにあたっては、次の各号に基づき行うものとする。
 - 一 問題提起の適切性(タイトルの適切性)
 - 二 研究目的の明確性(仮説の合理性)
 - 三 先行研究の適切なレビュー
 - 四 研究方法・分析方法の妥当性
 - 五 論述の論理性と明証性
 - 六 参考文献の適切な参照
 - 七 結論の明確性と独創性
 - 八 研究結果の学術的貢献度
 - 九 論文体裁の完成度(①~⑤を総合して)
 - ①用語や表現の適切性・統一性
 - ②図表の枚数及び提示方法の適切さ
 - ③抄録の適切さ
 - ④執筆要項との適合性
 - ⑤研究倫理上の問題の適切な処理
 - 3 第1項の規定に関わらず、投稿原稿が、同一執筆者によって執筆され(その一部が執筆された場合を含む)、すでに他誌等で審査中又は掲載予定となっているものと同一又は著しく類似しているものであることが明らかとなった場合、これを採用しない。
 - 4 編集委員会は、投稿原稿の掲載にあたって、表記統一を図るため、原稿の表記を変更する ことができる。ただし、投稿原稿の掲載にあたり、内容等に重大な変更を加える必要がある 場合において、編集委員会は、執筆者と予め協議するものとする。
 - 5 編集委員会委員及び編集幹事は、投稿原稿の査読並びに採否の審議等を通じて得た情報を 編集委員会外部に漏えいしてはならない。

(著作権)

第14条 『大学評価研究』に掲載された論文等の著作権は、本協会に帰属するものとする。

- 2 本協会は、原稿の執筆者から転載の申し出があった場合は、これを許可することができる。
- 3 本協会は、原稿の執筆者以外の者から転載の申し出があった場合は、これを許可することができる。その際、必要に応じて執筆者の意向を聞くものとする。

(電子化及びインターネット上での公開)

- 第15条 『大学評価研究』は、刊行から一定期間の後に、原則として電子化(PDF 化)し、本協会のホームページ等を通じて公開する。
 - 2 ただし、編集委員会が特別の事情を認めた場合は、公開しないことがある。

『大学評価研究』原稿執筆要領(抜粋)

- 2. 原稿の使用言語は、日本語または英語とし、日本語の場合は、12,000字、英語の場合は、5,500 ワードを超えない程度(図表及び注記を含む)とする。ワープロソフトを使用し、A4版の縦用紙使用で横書きとする。但し、図表については、縦書きでも差し支えない。また、日本語の場合、図表は刷り上がり1ページを占める場合には900字、半ページの場合は450字として換算する。英語の場合、1ページを占める場合は300ワード、半ページを占める場合は150 ワードとして換算する。
- 3. 図表には、それぞれ通し番号と表題を付して別紙にまとめる。そして、本文の挿入箇所に図表をレイアウトする空白を設けた上で、そこにその図表の番号と表題を指示する。なお、図表等を他の出版物から転載する場合、当該図表の下に、該当図書の著者/書名/出版年/出版社名を明記するとともに、その転載が大幅に亘る時は、必ず事前に、当該図書の出版社から転載許可を取りつけておくこと。
- 4. 原稿には、必ず、次のものを添付するものとし、提出の際は、可能な限り、電子ファイルで電子メールの添付とする。
 - (1) 原稿が日本語の場合は、欧文の題名と、ローマ字による執筆者の氏名及び所属。
 - (2) 原則として200ワード以内の欧文要旨。
- 5. 著者校正は、1回までとする。その際、新たな文章や図表等の追加や大幅な修正は認めない。

【『大学評価研究』 編集委員会名簿】

2017.3.31付

編集委員長 佐藤和人(日本女子大学) 編集幹事 工藤 潤(大学基準協会) 兼委員 編集委員 今田 寬 (元広島女学院大学) 川﨑友嗣 (関西大学) 生和秀敏 (大学基準協会) 早田幸政 (中央大学) 堀井祐介 (金沢大学)

大学評価研究 第16号

2017年10月15日発行

発 行 人 工藤 潤

編集・発行 公益財団法人 大学基準協会 総務部

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番13号 電話(03)-5228-2020 FAX(03)-3260-3667

編集協力・印刷・製本 ヨシダ印刷株式会社

University Evaluation Review

October 2017. No.16

70th memorial number

Special Topic: JUUA's New Role—Balancing Standardization and Diversification Preface

Hidetoshi SEIWA

Articles

The Trajectory of Japan University Accreditation Association (JUAA) (1946-2003)

-Since the Foundation of JUAA to the Commencement of the

Certified Evaluation & Accreditation—

Yukimasa HAYATA

Recent history of the Japan University Accreditation Association as a certified evaluation organization

Sanae MAEDA

The important role of JUAA in the future

—Review based on the significance of membership system—

Iun KUDO

Anecdotal Reports from Our Members

Miyagi University of Education

Gifu Pharmaceutical University

Nayoro City University

Yamaguchi Prefectural University

Wakayama Medical University

Kanagawa Institute of Technology

Kyoto Seika University

Tokyo Women's Medical University

Fukuoka Institute of Technology

Research Paper

Is Global Orientation in Conflict with Local-career One?:

The Patterns of Regional Mobility from a Local Area

Osamu KOYAMA

Research Notes

A Study on Characteristics of Strategy in University Marketing Research

Michimasa ENDO

University Study Committee Research Council

—The Library Special Committee and the role of the University Librarian Specialist

Takahiro MURAKAMI

